

ISSN 1349-9904

# 臨床哲学

Clinical Philosophy

15-2

『臨床哲学』第15-2号（2014年）

大阪大学大学院文学研究科

臨床哲学研究室

## 『臨床哲学』第15-2号 目次

### 〈論文〉

ジェンダーの視点から見たギリガンのケアの倫理におけるパラダイムシフトの意義  
——生活世界を生きる人間の学としての倫理学に向けて・・・・・・・・・・高山 佳子 2

生命倫理の実践における規範と状況の関係やあり方について  
——Petersen および Jaspers たちによる研究倫理審査に関する論考を手がかりに  
・・岩江 荘介 20

中国におけるターミナルケアの発展を制約する要因についての試論  
・・徐 静文 39

Body and Needs: Perspectives on how the phenomenology of the female body  
may prove useful for feminist political activism  
・・ Takashi Ikeda 57

### 〈翻訳〉

位置づけられた身体をもつことと家(ホーム)がもつ意味  
——フェミニスト現象学の視点から  
・・・・・・・・・・・・・・・・ リサ・フォークマーソン・シェル(高山佳子・浜渦辰二訳) 74  
(解題)・・稲原 美苗 96

数学における非言語的思考・・・・・・・・・・・・・・・・・・ディーター・ローマー 101  
・・(山口弘多郎・浜渦辰二訳)

### 〈報告〉

淀川キリスト教病院での臨床倫理検討会の報告・・・・・・・・・・高橋 綾・川崎 唯史 118

臨床哲学研究会記録・・ 131  
『臨床哲学』投稿規定・・ 136  
執筆者一覧・・ 138

# ジェンダーの視点から見たギリガンのケアの倫理におけるパラダイムシフトの意義

——生活世界を生きる人間の学としての倫理学に向けて

高山 佳子

## はじめに

心理学者キャロル・ギリガンは、主著『もうひとつの声』において、公正な論理的推論（以下「公正推論」と呼ぶ）を中心とするコールバーグの道徳性発達理論が含意するジェンダーバイアスを指摘し、従来の発達理論では男性の発達が人間の発達として普遍化され、女性の発達が十分に捉えられてこなかった点を批判した。そして、女性被験者等へのインタビューを通じて道徳判断には公正推論とは異なるもう1つの様式があるとして、それを「配慮と責任の倫理」として提示した。ギリガンの命名に倣い、公正推論による道徳判断は「正義の倫理」と呼ばれ、配慮と責任の倫理の方は「ケアの倫理 (an ethic of care)」と呼ばれる。ギリガンの提示したケアの倫理は、男性中心の社会的価値規範への問い直しを含んだジェンダーの視点<sup>1</sup>を喚起し、正義の倫理と対比されるかたちで政治哲学・倫理学・法学・社会学などの分野で活発な議論を呼んできた。とりわけ哲学倫理学領域においては、いわゆるケア対正義論争と呼ばれる議論において、規範としての正義の倫理とケアの倫理との関係およびその統合の如何が問題とされてきた。この論争における2つの倫理の関係の見方は、現在のところフェミニスト陣営を中心とする政治的社会的議論に舵をとられ、正義の倫理＝男性の道徳性、ケアの倫理＝女性の道徳性という生物学的性 (sex) にもとづくジェンダーの見方<sup>2</sup>によって規定されているのが現状である。しかしながら、こうしたジェンダーの見方に制約されたところで両者の関係を論じる限り、ケアの道徳性を女性の領域に限定し、却ってジェンダー化された社会構造を強固にしてしまうばかりか、ギリガンの批判に込められた従来の人間観および社会的価値規範そのものを問い直す視点を見落としてしまうことにならないだろうか。

だが、ギリガンは『もうひとつの声』の「はじめに」で次のように述べていた。「異なる声」ということばは、ジェンダー（性）のちがいによる「異なる声」という意味ではありません。

むしろ、テーマのちがいがらくる「異なる声」という意味にとっていただきたいと思います」(Gilligan, 1982:2)。ギリガンが強調していたのは、「人びとが道徳について語る時の語り方には2通りあるということ、また、他人と自己との関係を述べる時の述べ方には2通りあるということ」(ibid.:1)であり、ギリガンは、自己と他者との関係の捉え方の違いからくる道徳観の違いについて、それまで1つの捉え方しかなかったところに、もう1つの捉え方を、それまで聴かれることのなかった「もうひとつの声」として提示したのである。もう少し具体的にいえば、ギリガンによれば、「他人からの分離と、他人との結びつきの、どちらを優位におくかによって、それぞれ異なる自己および関係性のイメージが導かれる」(ibid.:38)。一方の正義の倫理では、「世界というものを自立している人びとから成る世界」、「規則のシステムで成り立っている世界」と考えているのに対し、もう一方のケアの倫理では、「関係性で成り立っている世界」、「人間のつながりで成り立っている世界」と考えている。ゆえに、正義の倫理は権利主体としての自律した個人を前提とし、論理形式的推論によって財の公正な配分を指向する権利の倫理であるのに対し、ケアの倫理は、他者との相互依存関係を前提とし、他者を配慮し応答することを指向する責任(応答可能性)の倫理である。つまり、ギリガンが主張しているのは、「個体化(individuation)と関係性(relationship)の経験」(ibid.:7)の違いにより、「自己と他者との関係の捉え方」は1つではないということであり、それによって道徳問題の見方も変わるということである。ギリガンにとってケアの倫理は、もう1つの関係性の見方における、もう1つの道徳性であり、ギリガンにおいては、男女ともに正義の倫理とケアの倫理とが相補的に統合されたあり方こそ、成熟した人間の道徳性と考えられている。このように、ケアの倫理を人間の道徳性をなす2つの原理のうちの1つとして捉えるギリガンの発達心理学的、人間学的な視点は、近現代の理性中心主義・男性中心主義の価値観や人間観のもつ問題性を指摘し、ケアの倫理が意味するものへと目を向ける点で重要な意味をもっている。したがって、肝要なことは、ケアの倫理をもっぱら生物学的性にもとづくジェンダーの観点で捉え反応してきたこれまでの見方を捉えなおし、本来のギリガンの批判の意義を正しく受けとめなおすことであろう。

本稿の目的は、現在の哲学倫理学においてケアの倫理の見方を規定している生物学的性にもとづくジェンダーの観点を脱却するために、今一度心理学に立ち返り、ギリガンの研究が心理学にもたらした新しい視座とそのパラダイムシフトの意義について考察し、倫理的次元におけるパラダイムシフトを試みることである。まず第1節において、コールバー

グ対ギリガン論争のその後の実証的検証結果と論争が抱える方法論的ジレンマについて述べる。次いで第2節において、ジェンダーの心理学におけるジェンダーを捉える視点の歴史の変遷を概観し、第3節において、ギリガンの研究の新しい人間学的視座とパラダイムシフトの意義について検討する。最後に第4節において、倫理的次元において生物学的性にもとづくジェンダーの見方を脱却し、ケアの倫理をパラダイムシフトとして捉えることの意義を考察する。

## 1. 心理学分野におけるコールバーグ対ギリガン論争が抱える方法論的ジレンマ

コールバーグとギリガンの論争以降、心理学分野ではその後約四半世紀にわたりジェンダーと道徳性をめぐる実証的検証研究が数多く蓄積されてきた。近年、ウォルカーやジャッフェ等により、これまでに蓄積された広範囲にわたる多様なサンプルによる諸研究の検証結果をメタレベルで検証するレビューがなされ、論争に関する総括が出されている<sup>3</sup>。それによれば、コールバーグ対ギリガン論争は、実証的検証の結果性差はないという結論で終局を迎えたようである。しかしながら、問題は性差がないという検証結果をどう捉えるかにある。ウォルカーをはじめ心理学の伝統的な量的統計的手法に従う研究者たちは、インタビュー手法を用いるギリガン等の理論は他の研究者が検証することが困難である点で測定法に妥当性を欠いていると批判している (Walker, 2006:109)。他方ジャッフェ等は、メタ分析で取り上げられた研究者の誰もギリガン等女性の発達理論研究には関わっておらず、道徳推論における性差に関し量的実証研究を行う研究者たちと、ギリガンを中心とする女性の道徳的声の理論化に取り組む研究者たちのあいだにほとんど関わり合いがないという矛盾を指摘している。つまりジャッフェ等によれば、伝統的測定法を用いて信頼性と妥当性を測る量的研究とインタビューを中心とする解釈的アプローチによる質的研究とでは、そもそもよってたつ研究の枠組みそのものが異なるために両者のあいだには方法論的ジレンマがあり、性差に関するそれぞれの主張は、共通の評価基準のないまま議論のすれ違いを生じているというのである (Jaffe & Hyde, 2000:721)。

ギリガンによれば、『もうひとつの声』に対する多くの応答が伝統的な枠組みの内部で議論しているために、「声の変化は枠組みにおけるシフトであるという声についての私の指摘を誤解している」(Gilligan, 1994b:421)、「議論は結論にいたらない」(Gilligan, 1994a:410)と述べている。次節でみるように、ギリガンの研究は心理学に新しい視座と

研究パラダイムをもたらした。ギリガンにとって声を聴くことを中心とするアプローチは、従来の研究パラダイムにおける手法とは異なるパラダイムへのパラダイムシフトを意味している。そこではジェンダーを捉える視点そのものが異なるために、従来のパラダイムの内部で考える研究者とのあいだで理解に齟齬が生じているのである。「インタビューによってのみ異なる声を見いだせる」(ibid.:416)と述べるギリガンは、その後ハーバードプロジェクトにおける声中心のアプローチによる女性の発達研究へと向かっていった<sup>4</sup>。

こうしてみると、ギリガンのいうパラダイムの違いを認識しないまま、ギリガンの主張をさまざまな性差を比較する量的研究に持ち込み、既存のパラダイムの中で測定し評価することは、ギリガンの主張の本質を捉え損ねることになろう。同時にこのずれの違いは、伝統的パラダイムで思考する研究者たちにとって、伝統的パラダイムを超えてギリガンの主張を捉えることがいかに困難であるかを示してもいよう。そしてこのことは、心理学に限らず哲学倫理学分野でも同様である。ケア対正義論争において、ジェンダーによる差異(性差)の問題を心理学における実証的次元の問題として倫理学分野と区別し、社会規範や価値の問題が倫理的次元にもちこまれるとき、ケアの倫理はまたしても倫理学の伝統的パラダイムのなかで女性の道徳性として捉えられることになる。というのも、倫理的次元ではこれまで通り論理的推論・客観性・普遍性を重視する正義の倫理を正統とする見方が前提されており、そこにジェンダーバイアスが働いていることは留意されないからである。

したがって、ギリガンの主張したケアの倫理の意義を正しく捉えるためには、何より倫理的次元において生物学的性にもとづくジェンダーの観点を脱却することが不可欠である。そこで、以下では今一度心理学分野に立ち返り、ジェンダーの心理学におけるギリガンの研究の位置づけとパラダイムシフトの意義を検討していくことにしたい。というのも、ジェンダーという人間の性(性差)を扱うジェンダーの心理学の歴史の変遷は、私たちに強固に根づいている生物学的性にもとづくジェンダーの観点を脱却するために必要な知見を提示してくれているからである。

## 2. ジェンダーの心理学における生物学的性にもとづいてジェンダーを捉える視点の限界

狭義の心理学が経験科学として哲学の領域から独立したのは19世紀後半であるが<sup>5</sup>、それとほぼ同時期から「性差」<sup>6</sup>にもとづき男女の能力や行動特性の違いを明らかにしよ

うとする科学的研究が行われてきた。その後 20 世紀に入り、1970 年代のフェミニズム運動を機に心理学に心理・社会的性を意味する「ジェンダー (gender)」<sup>7</sup> の用語が登場すると、性差研究は次第にジェンダーの視点から取り込まれるようになり、現在では「ジェンダーの心理学」と呼ばれる 1 つの心理学領域を確立するまでになった。欧米の研究を取り入れつつ発展してきた日本の心理学においても 1980 年代後半よりフェミニズムの視点から書かれた心理学文献が登場し始め、ジェンダーの心理学が発展しつつある。それらを参照しつつ、以下ではジェンダーの心理学におけるジェンダーを捉える視点の歴史の変遷を簡単に概観し、生物学的性にもとづくジェンダーの見方の限界について検討する。

伊藤 (1984) によれば、性差研究は 19 世紀後半に始まる個人差研究に端を発し、個人差を記述する際の変数の 1 つとして、年齢・人種・階層などとともに性差 (性別) がとりあげられた。その後 20 世紀に入り、ビネーの知能テストなど個人差を測定するための各種心理テストや測定用具が開発されるに従い、知能・運動能力・性格特性など男女の性差を量的統計的に比較する「性差研究」が隆盛していった。この時代に性差研究が増加していった背景には、産業革命の進展に伴う「大量の工場労働力としての女子の出現、および義務教育の実施、高等教育の女子への解放が、作業能率における性差、知能における性差への関心を呼び覚ました」(伊藤, 1984:26) という社会的事情があげられる。それ以前は、男女の能力や特性の相違は先天的なものとされ、男性が女性に優ることを当然視する風潮のなか、性差は問題にもならなかったのである (ibid.:24-26)。

1930 年代に入ると「性差を男女の優劣の差から特質の差として見る見方」(伊藤, 1995:143) が広まり、性差を「性度」という 1 つのモノサシで測ろうとする「性度研究」<sup>8</sup> が増加していった。その後、第二次世界大戦を契機とした社会状況・家族状況の変化、および戦後の女性の職場進出に伴う役割の変化を背景に、男女の行動や特性の違いは「性別という地位」に基づいて期待される「役割」の差によってもたらされるという見方が生じ、以後性による役割の差をつくり出す文化的・社会的条件を明らかにしようとする「性役割研究」が隆盛する。性役割の習得は子どもの社会化の過程で重要な発達課題の 1 つと考えられ、子どもが性役割をいかに学習・獲得・発達させ社会化するかという発達心理学的な視点を含んだ性役割研究が質・量ともに飛躍的に増加したのである (伊藤, 1984:26-27)。

その後 1970 年代に入ると、1960 年代後半に始まった女性解放運動の刺激を受け心理学にもフェミニズムの視点が芽生え、生物学的性 (sex) に代わり心理・社会的性を意味

するジェンダー（gender）の用語が登場する。以後、性役割研究は、生物学的性によって役割を規定する性別役割分業を性差別の観点から問い直そうとするジェンダーの視点から取り組まれるものへ変容を遂げていくことになる（ibid.:29）。

また、フェミニズムの視点からは、「性差はほんとうに存在するのか」と性差の存在そのものを疑問視する観点から過去の性差研究の成果を再検討する諸研究が出始めた。それまでの通説をくつがえし、性差研究に関するコンセンサスを得ることになった代表的研究が Maccoby & Jacklin の『性差心理学』（1974）である。伊藤によれば、1960年代から73年にかけて発表された1,400編余りの研究が概観され、その結果明らかにされたことは「通説とされてきた心理学的性差の不確実性」（伊藤，1984:24）であった<sup>9</sup>。さらに1980年代に入ると、「メタ分析」とよばれる新しい統計的手法が発展し、それまでの性差研究の統計学的欠陥を指摘し研究結果の再評価を主張する研究が出始めた。Maccoby & Jacklin の研究を含めこれまでになされたメタ分析の諸研究の結果をレビューした東（1997）によれば、いずれも顕著な性差は認められないか性差を確証できないという結果であった<sup>10</sup>。東は、「生物学的性別を被験者変数とした性差研究には限界があることが判明しつつある」（東，1997.:161）と述べている。

このように、フェミニズムの視点が登場する以前の性差研究においてジェンダーを捉える視点は、ジェンダーの違いを優劣の違いとみる見方から特性の違いとしてみる見方へ、さらに役割上の差異としてみる見方へと変化した。当初もっぱら男性の視点から取り組まれた性差研究の知見は、男性からみた女性の能力や心的特性に関するステレオタイプな見方を正当化し、社会における性別役割分業を擁護する役割を果たしてきた。その後、フェミニズムの視点の登場を機にジェンダーを捉える視点は大きく転換し、性差の存在そのものが問われ始めた。そして100年余りに及ぶ実証的性差研究の結果が示したことは、性差を科学的に確証することの困難さであった。こうした生物学的性にもとづく性差研究の限界は、それでは一体「性差（性）とはなにか」という「性の意味」への問いを改めて提起しているように思われる。つまり、ジェンダー（性）とは何かという問いを不問にしたまま行われてきた性差研究が、100年余りを経た現在はずもジェンダー（性）の意味という根本的な問いに行きついたように見えるのである。

### 3. ギリガンの研究の新しい視座とパラダイムシフトの意義——自然科学をモデルとするパラダイムから生活世界を生きる人間の学としてのパラダイムへ

さて、1982年に上梓されたギリガンの『もうひとつの声』は、ジェンダーを軸に据えることによって、それまで等閑視されていた女性の経験や発達の事実を見出し、普遍的とされてきた理論や原理そのものを問い直そうとするものであり、「男女に同じ課題や尺度を適用して、男女の差異を生物学的性差でもって量として表現するという、これまでの性差研究の常套的な手法に対して、新しいパラダイムを提示した」(湯川, 1995:125)と言われる。ギリガンにとって、ジェンダーは属性としての生物学的性でもなければ単なる変数でもない。ギリガンの研究は、生物学的性にもとづいて男女の行動を比較するという従来の研究パラダイムのなかにはもはやなく、現実の男女の経験とその心理現象を問題とするより臨床的なパラダイムに近づいており、ギリガンのジェンダーを捉える視点は、心理・社会的な性(生)においてあらわれる人間そのものに向かっている。つまり、ギリガンの視点は、人間を数量化することによって「性差の存在」を明らかにすることではなく、生きた人間そのものにおいて「性(生)の意味」を問う人間学的な視座に転換されており、いわば、ジェンダーを捉える視点そのものがパラダイムシフトしているのである。

ここでパラダイム(Paradigm)とは、科学研究の前提となる基本的な考え方と方法論を意味するが、それではギリガンの新しい視座が位置する新しい研究パラダイムは具体的にどのような考え方と方法論といえるのか。ギリガンは、従来の伝統的心理学のパラダイムを「家父長的パラダイム」と呼び、家父長的声と関係的声との違いを聴き分けることがパラダイムシフトを明らかにし、人間世界の概念を変えると述べている(Gilligan, 1995:120)。強いていえばギリガンの目指すパラダイムは「関係的パラダイム」といえるものであるが、心理学がいまだ従来のパラダイムのうちにある現在、新しいパラダイムについて十分に体系づけられた説明がなされているわけではない。ここでは、フェミニズムの視点からギリガン同様パラダイムシフトを提言している日本のしま(1985)による心理学批判を参照しつつ、新しいパラダイムの意義を考察することにしたい<sup>11</sup>。しまは、現代の心理学への批判的立場にたつ現象学的心理学と視点を共にする立場から、「いま・ここで、体験する主体としての個人」にアプローチする現象学的立場(しま, 1985:45)を重視し、生活世界を切り離れたところとなりたっている科学としての心理学から、現実を生きる生活感覚に根差した人間の科学にふさわしい心理学へのパラダイムシフトを提言

している。しまはそれを「自然科学をモデルとしたパラダイム」から「生活世界を生きる人間の学としてのパラダイム」(ibid.:171)に向けてのパラダイム変換と呼んでいる。

しまの批判を要約すれば、実験心理学が創始して以来、伝統的なパラダイムにおける心理学の方法論は物理学を模範とし、検証可能な測定法を用いて客観的データを統計的に処理し、法則を見出すことによって行動を予測する「行動の科学」である。こうした自然科学モデルに立脚する科学としての心理学は、人間の生活世界を切り離れたところとなりたっている。というのは、生物学的性にもとづいて性差を測定する性差研究では、ジェンダーを生物学的性という人間の一属性に還元し、個人の心理的特性や行動を現実の社会的文脈を捨象したところで要素としてとりだし、抽象化した量に還元することを意味する。そのようにして測定された性差は人間の心理的特性や程度をみるための社会的な指数であり、そこで想定されているのは、いわば抽象的に思考された男性一般もしくは女性一般であって、現実の生活世界を生きる個人の心的体験とはかけ離れたものである可能性が高い。にもかかわらず、科学としての心理学においては、個人の心理的事実よりも科学的数値という抽象的論理の客観性が重視されることになる。だが、性差の科学的知見が私たちの日常生活感覚に根差したものでないとしたら、それは何のための誰のための科学なのだろうか。

また、しまによれば、生物学的性にもとづいてジェンダーを捉える視点には「性差別の芽が存在している」(ibid.:253)。なぜなら、「性差が生殖機能の差という生物的事実を超えて、社会的・文化的な性をめぐる“らしさ”のイメージとして固定し、そこに人為的な価値の視点が加わるとき、性差は性差別を生む原因となる」(ibid.:255)からである。区別し比較し価値づけるまなざしは、価値が高いとされた側に有利に働く。一方の性が主導権を握る社会にあって、その価値基準を前提にしたところで生物学的性にもとづいて性差を扱うことには、データを解釈する側のジェンダーバイアスが常に関与する。ゆえに、実証的な性差研究は決して客観的とも価値中立ともいえないものである (ibid.:247-287) <sup>12</sup>。

このように、心理学におけるフェミニズムの視点は、人間を対象化して扱うことが客観性や価値中立を意味しないということに気づき始めている。つまり、科学としての心理学批判を通じて、フェミニズムの視点は、これまで自明視されてきた科学的研究の普遍性・客観性・真理(正しさ)といった概念を根底から問い直す地点に立っているのである。

かくして、しまが提唱するのは、対象としての人間ではなく、「場」を共有し、共にかかわり、関係を分かち合う人間(ibid.:171)という人間の捉え方であり、「生活世界を生きる人間の学」としての心理学である。しまによれば、伝統的パラダイムにおいて要素

に分解し抽象的な量に還元することによってこぼれ落ちる質の領域にこそ、「生きた人格」としてのひとりひとりの人間の個別性を問題とする学問の可能性がある。そこでは、「主体としての体験を、第三者の視点から観察可能な形に翻訳せず、体験そのものを記述的に理解しようとする」(ibid.:165) 視点と、その質の意味や実態を適確に捉える方法論が必要とされるのである。この新しいパラダイムでは、人間の行動の理解(=行動の科学)ではなく、人間(心的世界)の理解(=人間の科学)がテーマである。生活世界は、いわば人同士が関わり合いともに生きあう人間関係の場としての社会であり、それは抽象的論理の科学の世界に先立って私たちが経験している「私たちの生きる世界」なのである<sup>13</sup>。

そしてしまによれば、この人間理解のカナメとなるのが「自我の主体性」(ibid.:108)である。しまは、従来の自然科学パラダイムの心理学の弊害として、「心理学の理論が、個の自立の問題に正面から取り組んでこなかった」(ibid.:51) ことを問題提起し、次のように述べている。「自立(independence)と相互支持(interdependence)は、日常生活過程のあらゆる場面のタテ糸とヨコ糸として、社会関係を支えている。これを相対的に切り離して、一方をより重要なものとして選び取ることの誤りは、これまでの心理学理論では指摘されていない」(ibid.:52)。誤解してはならないのは、しまのいう「自立」とは「独立(independence)」(=非依存)のことではなく、「相互支持(interdependence)」は単なる「依存(dependence)」ではないということである。そうではなく、自立と相互支持がタテ糸とヨコ糸として相互に織り合わさってこそ本当の意味での「自立」が可能であり、鷺田が述べているように、「自立」とは「independenceではなくて、むしろinterdependence(支えあい、頼りあい)のこと」(鷺田, 2013:247)なのである。

自立は、心理学の概念ではアイデンティティの形成にほぼ匹敵するが、しまの指摘は、関係性と切り離された自立の概念を問題視し、アイデンティティと関係性を両軸に人間のパーソナリティの成熟をみようとするギリガンの主張と呼応するものである。ギリガンによれば、道徳的関心を生じる関係性の見方には、自立した個人同士の関係性をみる「正義のパースペクティブ」と人間相互のつながりをもとに関係性をみる「ケアのパースペクティブ」の2つの位相があり、ギリガンはこの2つのパースペクティブの関係を反転図形にたとえて説明している。つまり、道徳的問題には関係性をみる2つの見方、異質な2つの位相があり、反転図形における知覚構成と同様、2つの位相は異なるロジックで構成され、一方のパースペクティブを他方のパースペクティブに還元することはできない(Gilligan, 1987a:31-35)。ゆえに、1つの見方のなかである指向を組み込もうとす

る努力は、「パースペクティブにおけるシフトを伴って生じる関係性の再構成を見失う」(Gilligan, 1987b:295) ことを意味する<sup>14</sup>。つまり反転図形は、「いかに同じ状況が少なくとも2つの異なる仕方組織されうるか、また、いかに1つの見方が他の見方を消失する原因となるか」(ibid.:283) を説明するメタファーなのである。これまで長い間、哲学や心理学においては正義のパースペクティブのみで人間の自立や正義が考えられてきた。だが、ギリガンからいえば、ケアのパースペクティブという相互依存にもとづくもう1つの関係性の位相があり、ギリガンは、2つの関係性のパースペクティブが相補いあうところに自己と他者との関係を真に生きることのできる成熟した人間(男女)をみている。ゆえにギリガンは、もう1つの関係性の位相をみることなく分離を自立とみなし、「道徳的発達に1つのパースペクティブから査定される場合に生じる問題」(ibid.:294) — 一方は他者の排除を意味する利己性の問題、他方は自己の排除を意味する利他性の問題 (Gilligan, 1987a:43) — をパーソナリティ発達とその自立の観点から問題視するのである。

かくして、ギリガンは決して女性の道徳性を主張しているのではない。ギリガンが女性の声にケアの倫理を見出したのは、生活世界において関係性を生きる人間の体験の質を主題化したからであり、ケアの倫理は生活世界を生きる生活者の立場にたった正義の問題なのである。「語られない前提は、人が関係性を生きており、自己は関係性のなかにいるということ」(Gilligan,1994:409)、「私の仕事は関係性という考えを真剣にとりあげようとする方法を要請する」(ibid.:411) とギリガンは述べている。これまで等閑視されてきた関係性の領域に着目し、女性の発達を問い関係性の理論化を目指すギリガンの視点は、生活世界に目を向けるしまの視点と通底していよう。このように、フェミニズムの視点から方法論的にも概念的にも従来のパラダイムからのパラダイムシフトを提唱する両者の視点は、要素主義的にみられた役割でも規範でもなく「人間自身」に目を向け、ともに人間学的な視座から現代の人間観、科学観、道徳性を問い直そうとする地点に立っている。何より、新しいパラダイムにおいて両者がともに重視するのは、関わり合う人間の結びつきと自立の問題なのである。

#### 4. 倫理的次元におけるパラダイムシフトとしてのケアの倫理の意義——生活世界を生きる人間の学としての倫理学に向けて

以上見てきた心理学分野におけるギリガンの研究のパラダイムシフトを踏まえ、以下では、再びケア対正義論争に立ち返り、倫理的次元において生物学的性にもとづくジェンダーの見方を脱却し、ケアの倫理をパラダイムシフトとして捉えることの意義について考察していく。ここでは、30年余りにわたるケア対正義論争の展開を詳細に概観し、その動向を総括している品川（2007）の議論を手がかりに、論争においてケアの倫理を規定しているジェンダーの観点をみていくことにしたい。品川によれば、ケアの倫理と正義の倫理の関係を考えるうえで、複雑に錯綜する議論を整理し問題連関を切り分けて考える必要があるとして、まずケアの倫理の出自である発達心理学の実証的次元と、規範や価値を含意している倫理的次元とを区別し、さらに倫理的次元を、規範レベル、基礎づけレベル、メタ倫理学レベルの3つに区別している（品川, 2007:147-149）。そのうえで品川は、性差の有無に関しては実証的な研究によって決せられるべきであるとして、倫理的次元におけるケアと正義との関係について規範レベルの対立と基礎づけレベルの対立とに留意しつつ分析を行っている。

先に2つの倫理の統合の可否をめぐる品川の見解をみておくと、品川によれば、2つの倫理は、いずれも一方から他方を導出することのできない相いれない異質な倫理である。そのため、2つの倫理を統合できるかどうかという問題は、倫理の根底は正義なのかケアなのかという基礎づけに関わる問題である。したがって、一方の規範を他方の規範に組み入れる、いわば同化するかたちで両者の統合を主張することは、規範レベルでは可能であるとしても基礎づけレベルにおいては不可能である。また、メタ倫理学レベルでいえば、ケアのメタ倫理学上の立場が個別主義であるのに対し、正義のメタ倫理学上の立場が普遍主義であるという点で、2つの倫理はここでも対立する（ibid.:154-163）。品川の見立てによれば、現在の論争の大部分は規範的レベルの議論に終始しており、それらの多くが統合を主張している。だが、基礎づけレベルとメタ倫理学レベルでは統合不可能なのだから、2つの倫理の関係は統合というよりもむしろ異質な2つが相補的に関係し合うとみる方が妥当な捉え方だろうと述べている。そして品川は、ヘルドのいう相容れない2つの異質な倫理を編み合わせて考えていく「編み合わせ（enmeshment）の比喩」<sup>15</sup>（ヘルド, 2006:68-72）、もしくは、ギリガンのいう2つの倫理を2つのパースペクティブと

して対等かつ交互にみる「反転図形の比喻」<sup>16</sup>を2つの倫理を相補的な関係として捉える視点として取り上げ、そこに現在のケア対正義論争のひとつの到達点をみている（品川、2007:214-240）。

さて、以上のように問題区分を整理されたケア対正義論争におけるジェンダーを捉える視点について、それぞれの次元でみていくことにしたい。まず、発達理論の実証的次元については、先に見たとおり四半世紀にわたり蓄積された実証的検証の結果、性差はなく、ギリガンのモデルは誤りだと結論づけられた。だが、ここで留意しておきたい点は、実証的次元においてジェンダーを捉える視点は、生物学的性にもとづくジェンダーの見方であるという点である。この視点は、ギリガンの批判を最初から生物学的性にもとづいたジェンダーの見方で捉え、公正推論を男性の道徳性、ケアの倫理を女性の道徳性と仮定したところで、性差の有無を実証的に明らかにしようとするものである。ギリガンのいうように両者のあいだにパラダイムの違いがあるとすれば、この実証的検証結果が何を意味しているのかを見極めることが肝要だろう。

次に、倫理的次元においてジェンダーを捉える視点はどうか。品川によれば、近代の支配的パラダイムである正義の倫理との対比において見出されるケアの倫理の特徴として、非対称な力関係、周縁的他者の主題化、生命の傷つきやすさに対する認識、感受性の重視、があげられる。これらの点で正義と「境を接する」ケアの倫理は、個別主義道徳として正義の倫理だけでは見過ごされうる面を補完する役割を果たすとされる（ibid.:265-269）。つまり、倫理学が伝統的に正義の倫理を正統と考えてきた限り、ケアの倫理は正義の倫理の範疇から周縁化された者からの異議申し立てであり、正義の外部に位置づく異質な倫理とみなされているわけである。だが、そもそもケアの倫理を正義の外部とみる見方自体が、正義の枠組みのなかでケアの倫理をみていることに他ならない。ケアの倫理を個別主義と捉え正義の外部に位置づける以上、2つの倫理はメタ倫理的レベルで対立関係にあり、それは公的領域（＝男性）と私的領域（＝女性）という区別を通じて暗黙裡に生物学的性にもとづくジェンダーの見方に通じていよう。

こうしてみると、どちらの倫理が優れているかに始まり、それぞれを独立した規範として相補的にみようとする視点まで、ケアの倫理が登場したことに対する正義の倫理からのケアの倫理の受けとめ方は、労働市場への女性の登場を機に、いずれの性が優れているかに始まり、ジェンダーを優劣において捉える視点から特性や役割の違いとして捉える視点まで、男性の視点からなされた性差研究においてジェンダーを捉える視点の変化に似てい

る。双方に共通しているのは、女性ないしはケアの倫理を対象として捉え、要素主義的に分析しようとする男性統治者の視点である。要するに、心理学における実証的次元においても、哲学倫理学における倫理的次元においても、ジェンダーと道徳性をめぐる問題は生物学的性にもとづくジェンダーの観点から規定されているといつてよく、ケア論者がケアの倫理を女性の倫理と標榜するか否かにかかわらず、ケアの倫理は女性の道徳性という文脈で解釈されているのが現状なのである。

科学としての心理学と哲学とは対照的なものと思われているにもかかわらず、心理学同様、従来の伝統的パラダイムに位置する倫理学もまた、関係性を捨象したところで自立した個人（＝男性）同士の関係における正義を論じる点で、生活世界とは切り離されたところとなりたっている。その伝統的倫理学のパラダイムにおいてケアの倫理が規範として受け入れられ、規範としてのケアと正義の関係が比較され評価されるとき、そこで考慮されているのは、男性統治者の立場から見た、いわば配分的正義に代わる配分的ケアの問題である。そこには、生活世界を生き成長する主体としての人間の側にたつ人間学的視座は見られないばかりか、人間そのもの、あるいは正義そのものへの異議申し立ての力は無効にされてしまっている。とすれば、心理学同様倫理学においても、生活世界を生きる人間の生（性）そのものに視座をおいた倫理学は、いまだないというべきかもしれない。

筆者は、対象としてみられた規範としてのケアないし正義を論じる規範倫理学の土俵にはたたない。また、生物学的性にもとづくジェンダーの観点はとらない。伝統的パラダイムの内部にたつ限り、両者の対立は維持され相補的対話は不可能であり議論はどこにも到達点を見出せないだろう。今肝要なことは、生物学的性にもとづくジェンダーの見方を脱却し、ジェンダーの捉われから自由になることである。ケアの倫理が提起しているのは、これまでの人間観、倫理観そのものの捉えなおしであって、人間そのものおよび道徳性そのものを問題にする地点から、いまだない新しいパラダイムに向けて「生活世界を生きる人間の学としての倫理学」を提言したいと思う。

従来の伝統的パラダイムからパラダイムシフトすることによってみえてくるのは、対象としての他者ではなく、ともに生きあうあなたとして相互の尊重のもとで出会われる他者である。この新しいパラダイムでは、もはや生物学的性としてのジェンダーは関係がない。そこで重要となるのは、心理・社会的性としてのジェンダーを生きる多様な人間（男女）の心理的事実とその関係であり、関係を生きあう者同士の倫理（正義）が問題として浮上するはずである。また、生物学的性が関係ないのだから、男性＝正義指向、女性＝ケア指

向に拘泥する必要はなく、男女にかかわらず状況に応じて2つの指向を使い分ける道徳性が求められよう。むしろそこで問題となるのは、状況のなかにあって状況に捉われることなく正しい行為を判断できる人間自身であり、しまやギリガンが指摘するように、問われているのは自立の問題なのである。この自立の問題を解明していくためには、心理学における経験的研究だけではおそらく充分ではない。体験にもとづく人間の生（性）の意味を探求する哲学的原理解明が不可欠であると思われる。

## おわりに

本稿では、ジェンダーを捉える視点の歴史的変遷を軸に、ギリガンの研究が心理学にもたらした新しい視座と研究パラダイムの意義について検討し、ケアの倫理を倫理的次元におけるパラダイムシフトとして捉えることの意義を考察した。生物学的性にもとづくジェンダーの見方に規定されたところでケアと正義を論じることには、すでにしてジェンダーバイアスが含意されている。だが、ケアの倫理をパラダイムシフトと捉えることによって、ケアの倫理は、単なる女性の道徳性としてではなく、生活世界を生きる生活者の視点からみた人間世界の正義（正しさ）の問題として捉え直されることになる。ギリガンは「ケアの倫理のいかなる議論も枠づけの問題とともに始めなくてはならない」（Gilligan, 1995:125）と述べている。心理学と同様哲学倫理学もまた、生活世界を切り離れたところとなりたっている。今必要とされているのは、人間の生きる世界に目を向け、人間自身を問う人間学的な視座である。しまが提言した「人々について語るのではなく、人々とともに語る」あり方としての新しいパラダイムの方法論は、現在「現象学的方法」と呼ばれる質的研究において、心理学・社会学・看護学など分野を超えて広がり発展しつつある。今後重要なことは、哲学倫理学が従来のパラダイムを超えて、「生活世界を生きる人間の学としての倫理学」という新しいパラダイムに向かうことであるように思われる。

## 参考文献

- ・ 青野篤子（2008）「ジェンダー概念の変遷」青野篤子・赤澤淳子・松並知子編『ジェンダーの心理学ハンドブック』ナカニシヤ出版、307-321頁。
- ・ 東清和（1997）「展望：ジェンダー心理学の研究動向——メタ分析を中心として——」『教育心理学年報』

第 36 卷、156-164 頁。

- Gilligan, C. (1982). *In a Different Voice : Psychological Theory and Women's Development* , Harvard University Press. (=キャロル・ギリガン (岩男寿美子監訳) 『もうひとつの声——男女の道徳観のちがいと女性のアイデンティティ』川島書店、一九八六年)。
- Gilligan, C. (1987a) Moral Orientation and Moral Development. In: V. Held(Ed.), *Justice and Care*. Boulder: Westview Press, 1995, 31-46.
- Gilligan, C., & Wiggins, G. (1987b) The origins of morality in early childhood relationships. In: J. Kagan & S. Lamp, (eds.) *The emergence of morality in young children*. University of Chicago Press. 277-305.
- Gilligan, C. (1994b). Afterword: The power to name. In: *Feminism and Psychology*, vol.4(3), 420-424.
- Gilligan, C. (1995). Hearing the Difference: Theorizing Connection. In: *Hypatia*. vol.10, No.2 (Spring 1995), Blackwell Publishing. 120-127.
- ジョルジ, A. (1981) 『現象学的心理学の系譜——人間科学としての心理学——』勁草書房。
- Held, V. (2006), *The Ethics of care :Personal, Political, and Global*, Oxford University Press.
- 伊藤裕子 (1984) 「心理学における性差研究の動向とその社会的背景」『女性学年報』第 5 巻、23-35 頁。
- Jaffe, S., & Hyde, J.S. (2000) Gender differences in moral orientation: An meta-analysis. In: *Psychological Bulletin*, 126, 703-726.
- Kitzinger, C., & Gilligan, C. (1994a). Listening to a different voice: Kitzinger, C. interviews Gilligan,C. In: *Feminism and Psychology*, 4(3), 408-419.
- ラビノヴィッツ, V.C.・マーティン, D. (2004) (森永康子訳) 「選択とその結果——ジェンダー研究における方法論的問題——」R. アンガー編 (森村康子・青野篤子・福富護監訳) 『女性とジェンダーの心理学ハンドブック』北大路書房、32-60 頁。
- 森永康子 (2008) 「ジェンダー研究の方法」青野篤子・赤澤淳子・松並知子編『ジェンダーの心理学ハンドブック』ナカニシヤ出版、322-338 頁。
- 品川哲彦 (2007) 『正義と境を接するもの——責任という原理とケアの倫理——』ナカニシヤ出版。
- しま・ようこ (1985) 『フェミニストサイコロジー——女性学的心理学批判——』垣内出版。
- 湯川隆子 (1995) 「性差の研究」柏木恵子・高橋恵子編『発達心理学とフェミニズム』ミネルヴァ書房、116-140 頁。
- 湯川隆子 (2012) 「ジェンダーと発達」高橋恵子他編『発達科学入門』東京大学出版会、167-187 頁。
- 鷲田清一 (2013) 『おとなの背中』角川学芸出版。
- Walker, L. J. (1991) Sex differences in moral reasoning. In: W. M. Kurtines & J. L. Gewirtz (Eds.), *A*

*Handbook of moral behavior and development*, vol.2, Erlbaum: Hillsdale, NJ. 333-364.

- Walker, L. J. (2006) Gender and morality. In: M. Killen, & J. Smetana (Eds.) *Handbook of Moral Development*. Erlbaum. 93-115.

## 注

- 1 ジェンダーの視点は、第二派フェミニズムに端を発する女性学やジェンダー研究の中核であるジェンダーの概念から発展してきた。湯川によれば、ジェンダーの視点とは、「人間についてのさまざまな事象や問題の中にジェンダー・バイアス、すなわち、近代市民社会の構造や価値規範に強く影響された男女間の権力関係に基づく差別や抑圧が潜んでいないかを点検する視座」であり、今では全ての科学・学問で重視されるようになっている（湯川，2012:168）。
- 2 本稿で「生物学的性にもとづくジェンダーの見方（観点）」という場合、近代の性別役割分業にもとづく二分化された性を見方を意味する。
- 3 ウォルカーは、コールバーグの評定法を用いて道徳推論の発達における性差を調査した全ての研究をレビューしたメタ分析を行っている。その結果、80の研究における152のサンプル（計10,637人の被験者）のうち86%（130サンプル）で性差に有意差はみられず、残りのうち6%（9サンプル）が女性に高い有意差を示し、9%（13サンプル）が男性に高い有意差を示した。また、教育と職業レベルを補正した調査においては発達段階における性差が常に消失することからコールバーグの発達段階説に性差は生じないことが示された（Walker, 1991）。その後ウォルカーは、これまでに蓄積された一連の検証研究をレビューし、心理学理論に女性の経験を含めるよう関心を促したギリガンの貢献を否定しないものの、コールバーグ理論における性差のバイアスも道徳的指向の性差も実証的に検証されず、ギリガンの主張は大体において誤りであると総括し、今後は性差の問題は忘れてより重要な関心に焦点を向けかえる時期であると述べている（Walker, 2006:109）。また、ジャッフェ等は、女性が男性よりも配慮指向（care orientation）を用い、男性が女性よりも公正指向（justice orientation）を用いる傾向があるというギリガンの主張を検証するために、2つの道徳指向の性差に関し約20年にわたり蓄積された113の実証研究を概観し、変数を補正したメタ分析を行っている。その結果、配慮指向では160サンプルのうち73%、公正指向では95サンプルのうち72%で性差に有意差はみられなかった。道徳推論においては公正指向と配慮指向の2つの指向が認められるものの性差との強い関連はみられず、どちらの道徳指向を使うかは文脈やジレンマの内容に左右されることが示された（Jaffe & Hyde, 2000）。ジャッフェ等は、この実証的検証の成果を踏まえ、今後心理学研究者は道徳推論における性差の議論を超えて、代わりにいかに個々人が正義推論とケア推論を統合するのか、ど

んな条件のもとにいずれが道徳的行為にとってより適切な基礎であるかを決定するのかを重視していくべきであると述べている (ibid.:720-721)。

- 4 ギリガンによれば、女性の発達研究による成果とその理論は、抑うつや摂食障害など臨床実践における観察と理論に強い妥当性を見出しており、発達臨床心理学において革新的な経験的研究が増加しているという。「現在心理学には、経験的研究・発達理論・臨床実践に関し実際的かつ本質的な違いから生じた境界がある。(中略) フェミニスト心理学者はこの境界の双方の側に立っているのである」とギリガンは述べている (Gilligan, 1994b:422)。
- 5 1879年ヴント (Wundt, W.) がライプチヒ大学に心理学実験室を創設し、哲学から自立した科学としての心理学が誕生した。
- 6 性に関する概念には主にセックス、ジェンダー、セクシャリティの3つがあるが、日本語の「性」という言葉は非常に多義的で、「性差」という場合、セックス差 (生物学的性差) なのかジェンダー差 (社会的文化的性差) なのか明確でない。文脈においてセックス差あるいはジェンダー差として読みとれる為そのまま「性差」を用いる。
- 7 心理学ではおおむね、ジェンダーを社会的・文化的・心理的に構築される性 (性別) の意味で「心理・社会的性」と説明し身体的・生物学的性 (sex) とは区別して用いており、本稿もこの見方に従う。ただしジェンダー概念については、研究者や立場によって様々な定義があり、また「性現象の観察とフェミニズム思想や認識論の両方を背景にしていることが、ジェンダー概念を複雑にしている」(青野, 2008:313) と言われるように、ジェンダー概念の普及に伴い、心理学においてもジェンダー概念の定義は複雑・多義化しているといわれ、セックス (sex) とジェンダー (gender) との関係についても様々に議論されているところである。
- 8 性度研究は、性差を量的差異 (性度) として捉えるもので、男性的特性と女性的特性を1次元上の対極におき、すべての個人をその次元上のどこかに位置づけるという構成原理をとっており、性度を測定するための性度尺度が多数作成された (湯川, 1995:121-122)。
- 9 伊藤によれば、Maccoby & Jacklin の研究の結果、性差がみられたのは、女子の言語能力の優位性および男子の視覚的空間認知能力・数学能力・攻撃性の優位性のみで、その他の特性・領域については、いずれも性差が確立していないか、どちらとも言えないものであった (伊藤, 1984:23)。
- 10 たとえば、Maccoby & Jacklin による成果をメタ分析によって再検討した Hyde の研究では、言語能力や空間認知能力、数学能力は指摘されたほど性差が顕著ではないことが示された (東, 1997:156-159)
- 11 しま・ようこ『フェミニストサイコロジー——女性学的心理学批判』(1985) は、ギリガンとほぼ同

時期に、日本の心理学にまだフェミニズムの視点がなかった時代に先駆的に性差心理学の批判を試みた書である。

- 12 以上のようなしまの性差心理学批判は、決して実験や質問紙調査などによる実証的な研究を否定するものではない。ジェンダーの心理学が発展してきた現在では、質的研究と量的研究を両方使うミックスメソッドまで研究手法は多岐にわたっており、研究者自身のジェンダーバイアスに対する自覚と立場を明確にした研究報告が重要とされている（ラビノヴィッツ・マーティン，2004；森永，2008）。
- 13 しまは「生活世界」という言葉を説明なく用いているが、しまが主にジオルジの『現象学的心理学の系譜』を参照していることから、ここで用いられている「生活世界」概念は現象学の創始者フッサールにその系譜をたどることができる。ジオルジによれば、「生活世界とは日常の体験においてわれわれが出会う世界、われわれがそのなかで自分の目標や目的を追求する世界、われわれのいっさいの人間的活動の場としての世界である」（ジオルジ，1981:177）。
- 14 ギリガンは、関係性のパースペクティブを考慮にいれることなく、「道徳性が正義の問題であるのかケアの問題であるのかを議論することは、うさぎ—あひるの反転図形が実際にうさぎなのかあひるなのかを議論することと同じ」（Gilligan, 1987b:294）むなしい議論だと述べている。
- 15 ヘルドは、ケア関係は正義が適用される道徳的枠組みよりも広く規範的にもケアのほうが正義に先行するとして、倫理の規定にケアを基礎づけ、ケアと正義との関係を編み合わせ（enmeshment）の比喩で説明している。
- 16 品川は、ギリガンが『もうひとつの声』の末尾で示した「結婚の比喩」よりも、後の論文（1987）で示した「反転図形の比喩」のほうが適切であり、「ひとりの人間における統合をもって成熟とする前提はもはやない」のだから、複数の人間による対話において2つの倫理の相補的な関係を築くことができるのみている（品川，2007:163-164）。筆者の見解では、2つの比喩のあいだでギリガンの見解が変化・修正されたわけではなく、ひとりの人間においてケアと正義双方の見方をもつことを成熟とみる視点はギリガンにおいて維持されており、本稿は成熟の観点からみた2つの倫理の関係を重視するものである。

# 生命倫理の実践における規範と状況の関係やあり方について ——PetersenおよびJaspersたちによる研究倫理審査に関する論考を手がかりに

岩江 荘介

## 1. 序論

### 1. 本稿の背景と目的

本稿の目的は、「規範・ルール」と「状況・事実」の関係やあり方について、生命倫理に関する様々な現象、とりわけ医学系研究の倫理審査という場を対象に考察を試みることにある。具体的には、医学系研究の倫理審査について書かれた論文を紹介することを通じて考察を試みた。

規範・ルールと言えば、わが国の医学系研究は文部科学省や厚生労働省による公的ガイドラインによってガバナンス<sup>1</sup>されている。例えば、臨床研究は「臨床研究に関する倫理指針」による規制、遺伝子解析を伴う医学研究は「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」によって規制されている。

状況・事実と言えば、筆者は医学研究科と医学部附属病院で行われる研究のガバナンスを主たる業務としている。具体的には、研究倫理委員会（REC：Research Ethics CommitteeあるいはIRB：Institutional Review Board）の事務局で（人文・社会科学系出身の）教員として、医学系研究の事前審査や承認業務といった委員会の運営に関する業務に携わっている。

業務は多岐にわたり、規範・ルールから要請されたものから、そうでないよろず相談的なものもある。例えば、ガイドラインの条文の読み方や指針適合性、患者向けのインフォームド・コンセント用文書の書き方など、研究倫理の実務に関する問い合わせや相談が研究の現場から日々寄せられてくる<sup>2</sup>。

相談として持ち込まれる案件の中には容易に判断できないものも少なくない。そのため応談・助言業務では、関連規制や生命倫理の原則・概念と研究現場の状況・事実の間を行ったり来たりして悩みながら、妥当な落としどころを探ることになる。

確かに、そのような業務は倫理委員会の第三者性や中立性といった点で疑問を感じさせる。しかし、審査を通過するための裏技を研究者に提供したり、審査関連書類の作成代行サービスを行ったりする訳ではない。一方で、申請書類や研究計画書の修正を研究者に要求したり、ルール遵守を管理するための自己点検シートを提出させたり（いわゆるコンプライアンス業務）といった管理業務もしっかり行っている。

つまり、倫理委員会事務局の仕事を通じて、大げさかもしれないが、倫理的に適正な研究計画書の作成をサポートする、倫理的に適正な研究実施のために一緒に研究活動をガバナンスしていくという感覚である。別の言い方をすれば、「規範・ルール」と「状況・事実」の間を往復しながら研究倫理の秩序維持に努めているという感覚である。その往復運動こそ生命倫理の実践であると考える。

以上のような背景を踏まえ、「生命倫理の実践における往復運動」の中身についても少し踏み込んだ説明を試みるのが本稿の主な目的である。それを通じて、臨床研究の適正な実施が社会的・政策的な課題となる中、臨床研究の実施における被験者保護のあり方、および医学研究のガバナンスを考える上で何らかの示唆を与えたい。

## 2. 本稿の方法

医学研究や医療の領域で起こる諸問題について、主に社会科学的にアプローチした研究を扱う学術雑誌に *Social Science & Medicine* 誌がある。同誌第 98 号 (2013 年) において 'Bioethics in the Fields' という特集が組まれ、生命倫理の原則主義について批判的に考察したいいくつかの論文が掲載された<sup>3</sup>。

同特集の内、倫理審査や研究ガバナンスのトピックを取り扱った下記論考を中心に、その内容などを紹介・検討しながら、生命倫理の実践における「規範・ルール」と「状況・事実」の関係について考察を試みる。

- Petersen, A. (2013). From bioethics to a sociology of bio-knowledge. *Social Science & Medicine*, 98, 264–70.
- Jaspers, P., Houtepen, R., & Horstman, K. (2013). Ethical review: Standardizing procedures and local shaping of ethical review practices. *Social Science & Medicine*, 98, 311–8.

また、医学系研究（看護系研究も含む）の倫理審査の実務における自らの経験も織り交ぜながら論文の内容についても説明を行う。

以下において、まず「生命倫理の規範的側面と状況的側面」として、生命倫理の原則主義に対し批判的に考察した Petersen 論文の紹介を通じ、生命倫理の原則主義が実際の政策や実務においてどのように具体化されているのかについて考察する。次に「生命倫理の実践：規範と事実のインタラクション」として、倫理審査委員会を対象に生命倫理の実践を考察した Jaspers たちによる論文を紹介しながら、「規範・ルール」と「状況・事実」の往復運動の実際について筆者の経験も交えながら議論を試みる。最後に本稿における結論に代えて、医学系研究の倫理における規範とその運用のあり方という大きな課題を議論するための示唆を与えたい。

## II. 本論

### 1. 生命倫理の実践における規範的側面と状況依存的側面

本章では、生命倫理の原則主義的な性質の問題点について、Alan Petersen による批判的論考（Petersen 2013）を中心に検討する。例えば、生命に関する問題の倫理的判断において、生命倫理の4原則（自律／無加害／恩恵／正義）に過剰に依拠する態度などが原則主義と言える。しかし、そのような規範的な側面が政策形成の場面など官主導の生命倫理において重用されており、その背景についても検討する。

#### （原則主義的側面への批判）

Petersen は生命倫理の原則主義的な側面に注目して批判を行っている。例えば、生命倫理は生命のあり方や扱い方の問題を学際的に分析し解決することを目指す学問であるはずが、その実践においては抽象的な原則へ過度に依存する体質があるというのである（Petersen 2013）。

そのような生命倫理の原則主義への偏重というかトップダウン型の問題解決手法に対する反動として、社会調査や人類学的な手法を使った実証研究が90年代以降に生命倫理分野で見られるようになったという（Fox 2005）。また、Hoffmaster による論考（Hoffmaster 1992）を引用しつつ、生命に係わる倫理的問題が複雑化する傾向の中、生命倫理の原則を適応するだけで当事者にとって本当に有効な解決策を見出すことは難しいと批判している。

当然だが、生命に係わる倫理的問題には必ず人間が関与している。複数人が関与する場合も少なくとも、血縁者間であっても同じ価値観を共有しているとは限らない。そこに、一般化された原則を用いて意思決定を迫ることは、単に多様性を排除していることになるだけというのである。対立する価値観に折り合いをつけることも大切であるが、生命倫理の原則主義には多様性へのまなざしが欠けていると指摘している。

そして、原則どうしに矛盾が生じるケースなども原則主義が有効に機能しない例として挙げられている。例えば、難病を対象とした実験的要素が強い治療あるいは研究の実施を巡っては、恩恵 (beneficence) と無加害 (non maleficence) の原則どうしが対立するケースがしばしば見られる。もし、そのようなケースで自律 (autonomy) の原則を用いた「帳尻合わせ」が安易に行われたなら、生命倫理の原則の意義はどこにあるのか、教科書上のシミュレーションでしか使えないのではないかと批判を受けても仕方がないだろう。

しかし、原則主義かどうかは生命倫理の実践のあり方の問題である。そもそも、生命倫理に統一的な定義は存在しない。例えば、香川はその著書において(香川 2000)、ウォレン・T・ライクによる生命倫理の定義「生命科学と医療の分野における人間の行動をもっぱら道徳的な規則と原則に照らして吟味する体系的研究」(Reich 1978)を採用している。つまり、当事者の価値観によって吟味することを基礎に起きつつ、それだけでは当事者が恣意的判断に陥りかねないため、規則や原則の参照を通じて軌道修正を行うというのである。あくまでも当事者の意思が主たる存在で、原則は従たる存在と考えるのである。

そのため、生命倫理が原則主義に偏重するようになった原因は、生命倫理の性質に由来する面もあるが、その普及を主導してきた bioethicist (生命倫理学者) にも大きな責任があると指摘されている (Kingori et al. 2013)。さらに、後述する政策当局も生命倫理の原則主義の普及に大きな役割を担っていると考えられる。

(それでも生命倫理は重用される)

ところが、上記のような批判がある一方で、政策形成の場面などでは生命倫理の原則が強力な政策ツールとして重用されている。その理由の一つとして考えられるのが、生命倫理の原則を政策推進の論拠にすることで、社会的含意にも配慮していることを強調することができるということである。また、生命倫理を原則主義的に実践することで、個別の事情をより劣位に位置づけることができる。つまり、政策立案に不可欠な「線引き」や「白黒つける」作業に原則主義的運用は有益であり、Petersen もその意義を指摘している。

また、医療あるいは医学研究がグローバル化していることも、生命倫理の原則主義にとって追い風であるという。例えば、グローバル治験などが世界規模で盛んに行われるようになったり<sup>4</sup>、生殖医療や臓器移植の分野でより規制の緩やかな国に治療を受けるために渡航したりするケースが見られる。そのような分野では、国際的に参照すべきガイドラインを求める声が大き<sup>5</sup>。国際的なガイドラインの原則に適合していれば、公正さが国際的に担保されると認識される。各地域の事情は副次的な要素として取り扱われることになるが、政策当局にとっては生命倫理の原則に適ったルールは非常に運用しやすいツールとなるだろう。

#### (生命倫理は Heterogeneous)

生命倫理は学際性が特色であるため、倫理学や法学または社会学など人文社会科学の研究者はもちろんのこと、医師や看護師など医療者あるいは分子生物学者といった自然科学者まで、多様な分野の研究者や専門職によって担われている。

また、他の人文社会科学系分野と比べ、自然科学系分野にも受け入れられやすいため、生命倫理の考え方や概念あるいは原則の応用範囲は非常に広い (Evans 2000)。それは、生命倫理の原則主義的な側面が自然科学系の要素還元主義的な思考方法とマッチするからかもしれない。

例えば、わが国を含む先進諸国のバイオサイエンス研究分野は、関連省庁 (わが国では文部科学省と厚生労働省が中心) や関連学会などによって策定された倫理指針・ガイドラインによってガバナンスされている<sup>6</sup>。社会的含意を持つような先端技術のガバナンスでは、生命倫理の原則を政策に導入することで、社会的視点を (少なくとも形式上) 盛り込んだことになるのである。

Petersen によれば、この倫理指針やガイドライン等は生命倫理の原則主義的な実践例の一つであるという。確かに、倫理指針等では「～しなければならない」や「～でなければならない」といった書きぶりの短文が何十頁にわたり並んでいる。研究に関する倫理指針いわゆるガイドラインはまさに生命倫理原則集であるといえる。

#### (生命倫理の両義性)

このように、わが国では政策当局 (主に文部科学省や厚生労働省) も生命倫理の原則主義の促進に強く関わってきた経緯がある。それに加えて、政策当局はその原則主義的な側

面を文脈に応じて巧みに（悪く言えばご都合主義的に）使い分けて活用している。

例えば、再生医療分野などは非常に分かりやすい（あるいは露骨である）。ヒト iPS 細胞由来の組織を患者に投与するような臨床研究では、厳しい事前審査を（各機関と厚生労働省で）2度クリアすることが求められている<sup>7</sup>。被験者の身体保護の観点から、安全性や科学的妥当性さらに社会的妥当性を通常以上に厳格に吟味する必要があると考えられているからである。その一方で、2013年後半に制定された、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」や「再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律」では、再生医療の臨床応用に関連する規制が大幅に緩和されている<sup>8</sup>。再生医療分野は、「難病患者の救済」や「国民の健康福祉増進」あるいは「イノベーション」といった政策課題を達成するための施策と位置づけられているのである。

このように、特に政策形成や運営の場では、生命倫理の客観性あるいは規範性が重視される場合もあれば、状況依存的（context-dependent）に実践される場合もある。また、良きにつけ悪きにつけ、両方の性質が共存している点も生命倫理という分野の特徴である。そして、どちらに重心を置くかは、政策当局（あるいは政権政党）の方針によって、あるいは注目されるバイオサイエンスの技術によって違ってくる<sup>9</sup>。とりわけ、経済的に有望視される技術領域については、生命倫理が政策推進の大義名分の一つとして掲げられることがしばしばある。

#### （経済的に有望な科学技術と生命倫理）

90年代終盤以降、ヒト iPS 細胞やヒト ES 細胞あるいは遺伝子情報といったヒト由来の試料やデータを使った医学研究が拡大しつづけている。その背景には、バイオサイエンス分野を、90年代後半以降に深刻化したわが国経済の落ち込みと、本格的な高齢化社会の到来という社会問題を解決する手段としたい政策当局の思惑がある。例えば、バイオサイエンスは（特に当時はゲノム医学が）、IT 技術に続いてわが国の経済を牽引する新分野の一つとして期待されていた。その結果、ミレニアム・ゲノム・プロジェクト<sup>10</sup>という経済政策と科学技術政策が融合した政策として、破格の大型予算が配分されるに至った<sup>11</sup>。

そのような社会情勢や政策的動機によって、政府はバイオサイエンス分野の振興に積極的に関与し始め、その一環として「官主導の生命倫理」も始動することになる。

## (官主導の生命倫理)

ミレニアム・プロジェクトが始まる 2000 年前後に、遺伝子解析に関連する事件・事故が立て続けに報道された<sup>12</sup>。例えば、集団検診で採血された検体の余剰分が、被検者に無断で遺伝子解析研究に利用されていたのである。

今でこそ、個人の遺伝子情報は秘匿性が高いセンシティブな情報として、特段の慎重さをもって取扱われるべきとする考えが定着している。しかし、医療情報や遺伝子情報を巡るプライバシー侵害や差別あるいはスティグマといった、それら情報の利活用に付随する社会的リスクへの意識が当時は低かったと言える。

また、当時は情報通信技術が現在ほど進んでいなかったこともあり、個人情報保護全般に関する意識も現在ほど高くなかった。つまり、医学研究における被験者保護が問題となるのは、ある程度の身体的侵襲を伴う介入研究に限定される、という考えが大勢であったと言える（医学研究の現場には今もそういう考えが少し残っているが）。

そこで政府が取った施策は倫理指針の策定であった。通称「ミレニアム指針」とよばれる「遺伝子解析研究に付随する倫理問題等に対応するための指針」が策定された。その後、医学系研究に関する 3 つの主要倫理指針である、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(2001 年 3 月 29 日)、「疫学研究に関する倫理指針」(2002 年 6 月 17 日)、「臨床研究に関する倫理指針」(2003 年 7 月 30 日) がリリースされた。

この頃から、科学者の倫理的行動を実践するためのガイドラインを官主導で策定し、その遵守を徹底させることで倫理的な逸脱行為を抑制する、というトップダウン型の生命倫理あるいは研究ガバナンス体制が我が国において本格的に始まることになる<sup>13</sup>。また、その体制下では、研究者は倫理委員会による事前審査を受けて承認を得てから研究を開始することが求められ、研究機関の長にはそのための制度や手続きを整備することが義務付けられた。Heimer はこのようなルール化された生命倫理を 'official ethics' と呼んでいる (Heimer 2013)。

以上のように 2000 年前後は、バイオサイエンス分野の臨床応用化あるいは産業化における事実上の黎明期であったと言える。同時に、医学研究の倫理あるいは研究ガバナンスが、官主導のトップダウンで進められるという「政策のための生命倫理」時代がスタートした時期でもあった。

(‘the bio-economy’ と政策のための生命倫理)

経済的動機を背景とする官主導の生命倫理はわが国に限ったものではない。先進諸国、とりわけ英米を中心に政策の推進を目的に生命倫理が実践されてきた<sup>14</sup>。既にバイオサイエンスは国際的な経済競争の大きな場となっており、このような現象については Rose や Waldby が ‘the bio-economy’ という概念を使って考察している (Rose 2007, Waldby 2002)。

ある科学技術の経済的側面が有望視されるほど、その技術が持つ社会へのインパクトも大きくなると言える。また、関連する政策を立案と実施にあたっては、公共的利益の実現が大義名分に含まれなければならない。そのような場面では、公益と結びつきやすい生命倫理の諸原則が非常に有益な政策ツールとなり得る。

例えば難治性疾患の克服や、予防医学の推進による効率的な医療財政運営といった政策目的は、「恩恵 (beneficence)」の原則にあっており政府の規制を正当化する。また、高齢化社会を迎える時代においては「国民の医療や福祉への貢献」が、不況下においては「イノベーション促進による経済発展」が一種のマジックワードとなる。

後ろ向きな話題に満ちた社会であるほど、希望が見える政策にあからさまな反対を唱える声はきわめて少数である。倫理や人権との結びつきが強い原則や言葉を政策の中に掲げることで、政策が実行・推進しやすくなる。Turner は、疾病というものは経済活動にとってマイナスの要素ではないと指摘する (Turner 2009)。

(規範と事実のギャップ)

一方で、先端医療技術には不確実性がつきものである。中でも開発途上の医薬品や医療機器の研究開発は、コントロール不可能なリスク (uncontrollable-risk)、存在すら未確認な未知のリスク (unknown-risk) あるいは数値化困難なリスク (incalculable-risk) らと同居しながら進められる。とりわけ、効果的な治療方法が存在しない難治性疾患の患者は、不確実性が大きい「一か八か」の実験的研究であっても、それに参加する意義を見出すかもしれない (治療効果は不十分だが安全性が実証された標準的治療が存在する一方で)。

そのような難病患者が実験的治療研究に参加するか否かについて、政策的に是非を判断するのは非常に難しい。生命倫理の原則論でいえば、無危害の原則と恩恵の原則が衝突することになる。この種の「答えが出ない／出にくい」問題では、原則が直接答えを与えてくれる訳ではない。原則と妥当な答えの間には大きなギャップが存在する。生命の倫理的

問題の当事者（患者、家族、医療者ならびに倫理支援者など）には、そのギャップを埋める努力が求められる。

つまり、当事者は、生命倫理の原則と当事者が置かれた状況の間を往復して答えを探ることが求められる。特に、当事者間のコミュニケーションによってギャップを埋めようとする生命倫理の実践を、Heimer は 'ethics on the ground' と呼んでいる（Heimer 2013）。

（規範と事実のインタラクション）

生命倫理は原則主義的に実践されることが多々あるため、当事者を取り巻く事実や文脈といった要素を重視する立場からは批判を受けるだろう。しかし、政策形成や実行の場面で有効なツールとして重用され続けているという現実に変化はあまり見られない。

筆者自身も生命倫理の原則主義的な側面に無批判な訳でなく、原則主義への偏重は決して健全な研究ガバナンスを育まないと考える。また、官主導の生命倫理に見られるようなある種の形式主義は、生命倫理の空洞化を招きかねない。だからといって、当事者による話し合いを過度に重視する合意形成論では、倫理という概念が恣意的に歪曲される恐れがある。

批判の対象になっている生命倫理の4原則（自律／無加害／恩恵／正義）は、安易な当事者主義によって問題が当事者の独善や恣意的な判断で片付けられる「状況倫理」への批判を意図して、ビーチャムとチルドレスによって提唱された（香川 2000）。つまり、個別の状況を説明するために原則をツールとして使うのであり、そうすることで恣意的な判断を抑制することを目指しているのである。すなわち、生命倫理の実践の基盤は各事例をとりまく事実であり状況である。

倫理審査においても、もっぱら原則主義あるいは形式主義的に生命倫理が実践されているわけではない。原則を実際の問題に応用し解決策や解答を導き出すには、原則と事実の間を往復する必要がある。その往復運動の中身は、審査する側と審査される側のコミュニケーションでありインタラクションである。生命倫理の原則と現実世界のしがらみのインタラクションの中で生命倫理は実践されている。生命倫理の原則の実践を日常業務とする者として強くそう考える。

確かに、生命倫理といえはその実利面に学問的な関心が偏りがちである。しかし、臨床や研究の現場で実際に問題解決がなされる際に、生命倫理の原則がどのように運用され応用されているのかについても知っておく必要がある。

## 2. 生命倫理の実践：規範と事実のインタラクション

生命倫理の実践には、原則やルールあるいは手続きを徹底して秩序の形成・維持を図る規範的なものと、当事者が対話のようなものを通じて「倫理的である」ことを探っていく状況依存的なものがある。ただ、両方のやり方は明確に区別できるものではなく、実際は両者間の往復運動あるいはインタラクションの中で生命倫理は実践されている。本章では、その両者のインタラクティブな関係について、いくつかの論文の紹介と倫理委員会の事務局に勤務する自らの経験を通じて考察を試みる。

(研究ガバナンスにおいて規範が必要な理由)

まず、ここまで批判の対象となっている生命倫理の規範的側面を強調した実践の意義についてであるが、Jaspers たちによると、医学研究者など専門家集団においてルールを敷くことで、集団としての統制がとれ、個人間の判断のバラツキや逸脱行為が抑制され、アウトプットの質も安定する点にあると指摘する (Jaspers et al. 2013)。

Jaspers たちは、オランダ国内の大学病院と市中病院および企業それぞれが機関内に設置している倫理委員会を対象に、ケーススタディを実施している (Jaspers et al. 2013)。本稿では、筆者の本務との関係から大学病院のケーススタディを取り上げたい。

Jaspers たちの調査によれば、大学病院の倫理委員会およびそこでの審査の雰囲気は全体的に formal であるという。また、審査制度は構造的で審査プロセスはシステムティックであり、かなり組織的かつ効率的に運営されているという。その目的は、ルールを共有し組織的に活動することで、個人間の行動が標準化されバラツキや逸脱行為が抑制されることにあるというのである。

この調査結果は、わが国の大学病院でも十分に当てはまると考える。筆者が所属する京都大学の「医の倫理委員会」<sup>15</sup>も構造的でシステムティックな審査制度を敷いている<sup>16</sup>。例えば、申請された申請書類や研究計画書がいきなり倫理委員会で審査される訳ではない。まず、申請書類一式が提出された後は、倫理審査委員会の事務局で書類の一次チェックが行われる。必須添付文書が揃っているか、研究計画書への必須記載事項に漏れはないか<sup>17</sup>、誤字脱字はないか、倫理指針への適合性等が確認される。その後は専門小委員会という、各分野の専門家(学内の教員)によるピア・レビュー審査が行われる。小委員会審査をクリアしたならば、本委員会(通称：親委員会)で審査され、審査結果を踏まえた改訂作業

を経てようやく承認される。それら一連の連絡や書類のやり取りは委員会の事務局経由で行われる。また、それらは全て文書化された手順で定められており、非常に formal な運営がなされている。

診療機関と研究機関が合わさった大学病院は非常に大きい組織であるため、隅々にまでガバナンスの目が行き届かないのが実情である。さらに大学病院の場合は、ある種の社会的責任を通常の病院以上に背負っているため、研究活動における透明性も高度に求められる。そのような理由から、研究機関の長（例えば医学研究科長や附属病院長）は性悪説のガバナンスを実施することになる。性善説に立った現場任せのガバナンスなど怖くてできないのである。

#### （規範と事実の緊張関係）

Jaspers たちは Hodgecoe の論考 (Hodgecoe 2012) を引用しつつ、倫理審査という制度は、規則による標準化と現場での倫理を巡る対話の間で生じる緊張感によって発展してきたという。つまり、規制する側と規制される側の緊張感によって、原則やルールも規範性も現場の実践の中身も醸成されるという。

筆者の経験からも、この指摘は当を得たものであると考える。確かに、生命倫理の規範の実践・運用においては、緊張のようなものを感じる事が多々ある。例えば、倫理指針の適合性やインフォームド・コンセントに用いる文書の内容について相談や助言を求められることがしばしばある。規範に忠実で杓子定規的な回答をすれば確かにこちらは楽である。しかし、それでは何のための事務局か、あるいは事務局専任の教員かという疑問が生じる。だからといって、現場の事情に寛容すぎればガバナンスが成り立たない。

事実・状況と規範の間いかにして整合性を取るか、そのために現場にどのように修正を求めるべきか。ルールを逸脱してはいけないが、研究を健全に進めるために自分はここにいる。判断に迷ったり自信が持てなかったりするようなケースではなおさら緊張を感じる。

ところで、生命倫理の状況依存的な実践とはどんなものなのであろうか。Jaspers たちによると、生命倫理の実践において、例えば倫理審査において現場の状況を考慮するなど、「申請されてきた研究の実行可能性」を総合的に評価することであるという (Jaspers et al. 2013)。例えば、申請者の過去の実績から実行可能か、十分な研究資金が準備されているか、インフォームド・コンセントは患者目線でわかりやすい内容か、なおかつ適正な説明がなされる体制が組まれているか等、原則適合性というよりは内容の妥当性を検証

する。

ただし、生命倫理における状況依存的な実践では、状況や事実を吟味する者の主観の影響を避けられない。そこで重要な要素は、審査する側と審査される側との信頼関係であるとされている (Hodgecoe 2012)。そして、信頼関係はまさに現場の事実や状況などの要素 (local context あるいは situated knowledge) から醸成されるものであるという。また、規範を守ることを義務とする評価者 (倫理審査委員など) と現場の研究者の間のインタラクションやコミュニケーションといった活動を通じて醸成されるものでもある。やはり、規範と状況を明確に分けることは難しいのである。

しかし、信頼関係には負の側面もあることに注意する必要がある。不必要に現場の状況を重要視することで倫理委員会と研究者の距離が近くなりすぎて、内向的なコミュニケーションになってしまうことが懸念される。倫理委員会という制度が生まれたのは、それまで研究の倫理性を担保してきた科学コミュニティの自浄作用に限界が見られたためである。そこで、「話が分かる」メンバーだけの閉ざされたコミュニケーションから生まれがちな独善的判断を回避すべく、外からの視点を持ち込んで中立的に研究を吟味するために倫理審査制度が生み出されてきたのである<sup>18</sup>。

(‘informal procedure’)

上述の倫理審査する側と審査される側とのインタラクションやコミュニケーションは、あまり研究機関の外からは見えない (Web 上に公開されている倫理委員会の議事録を分析すれば見えてくるかもしれないが)。つまり、研究計画書など倫理審査申請書類の審査と違って、様式や手順のない非公式な手続き (‘informal procedure’) とされる (Hodgecoe 2012)。それは審査者と被審査者とのコミュニケーションの中で実践される。

例えば、臨床研究の現場における複雑な状況に、倫理指針上の項目を単純に適応することはできない。適応するというよりも、規則と事実の間で折り合いを付けるという作業が求められる。研究者が譲歩するときは計画した研究内容を修正しなければならない。審査する側が譲歩する場合もなきにしもあらずで、その時はルールを何とか解釈して正当化のロジックを考え出さないとイケない。原則を杓子定規に当てはめるのではないし、現場の状況に依存した恣意的な判断でもない。その作業はインタラクション、コミュニケーション、あるいは交渉と言えるものである。

また、倫理委員会は IRB (Institutional Review Board) と呼ばれる通り、大半が研究機

関内の施設である。倫理委員会は、非倫理的で無益な研究にはブレーキを掛けるが、倫理的にも科学的にも妥当である研究を進める義務を負っている。したがって、研究環境の改善に貢献するような倫理審査制度でなければならない。例えば、審査スピード向上あるいは研究者の負担軽減のために、審査プロセスの簡略化を行うことがある。当然、関連する倫理指針の適合範囲内での簡略化である。

確かに、現場の事情に合わせて倫理審査制度を運営している訳ではない。しかし、コミュニケーションやインタラクションには、倫理審査の客観性や中立性に反する要素がどうしても含まれてくる。倫理委員会に求められているのは、公正中立な倫理審査と医学研究の推進による公共的利益の実現を両立させるだけの、高い倫理観とバランス感覚である。ところが、そんなことはガイドラインでは示されておらず、どうしても個人の資質に依存するところが大きい。そのあたりは状況依存的である。

(倫理審査は委員会と研究者の協同作業)

Jasper たちの指摘では、大学病院の倫理委員会委員は当該機関と近い関係にある人物を中心に構成されているという。例えば、全委員の過半数は大学病院関係者で占められており、外部から招聘する委員についても大学病院の人脈を使って招聘するという。この点についてもわが国の状況とよく似ている<sup>19</sup>。

Jaspers たちはこの状況に関して、倫理審査の客観性あるいは中立性にマイナスの影響が懸念されると指摘している。例えば、委員へのインタビューから興味深い言説が引き出されている。審査委員と研究者との信頼関係を醸成するためにも、face to face の接触が必要である、というのである。インタビューを受けた委員の発言によると、研究計画書について研究者と直接議論することで、研究者の動機だけでなく改善すべき問題点とその方策を共有することができ、その協同作業を介して信頼関係が構築されていくというのである。

原則主義を強調した生命倫理の実践によって、研究者たちの逸脱行為は抑制されるかもしれない。しかし、それはあまりに消極的なガバナンスである。一方、生命倫理の原則を参照しながら研究現場の状況や環境等を適正化していく手法は、優れた研究計画書の作成につながる積極的な効果が期待できるというのである。

ただし、後者について少し不安が残る。というのは、前者の原則主義の考えは性悪説に立っているが、後者の現場の状況を重視する立場は性善説に立っている。つまり、ルールから離れた瞬間に歯止めが外れるため、ルールを運用する者の道德観や見識、研究倫理に

関する理解度などが問われることになる。結果、先でも述べたように、倫理的な行動になるかどうかは当事者の資質に大きく依存することになる。倫理委員会と研究者の協同作業を通じた倫理の実践とは聞こえは良いが、審査の中立性までも個人の資質という個別の状況に依存するという不安定さも伴われる。

#### (機関内での中立性確保に苦悩する機関内倫理委員会)

倫理審査の中立性や客観性に影響を与える要素として、Jaspers たちは倫理委員会の組織的不安定さを挙げている。上でも少し触れたが、多くの倫理委員会はそれぞれの研究機関内の組織あるいは施設である。つまり、倫理委員会はその運営費や人件費あるいは設備費にいたるまで、審査の依頼主である研究機関<sup>20</sup>にほぼ全て依存しているのである。

Jaspers たちは大学病院の倫理委員会の事務局責任者へもインタビューを行っている。その中で事務局責任者は、質の高い審査を行おうとするほど設備投資の資金が必要になり、その資金は大学経営陣との折衝によって獲得していると述べている。そこに何らかのギブ・アンド・テイクが多かれ少なかれ発生する可能性が示唆されている。

わが国もよく似た状況にある。例えば、倫理審査業務には人手が必要である。組織が大きい医学部や附属病院では、取り扱う倫理審査の件数も相当数に上る。倫理委員会事務局の人員とそれに見合う予算が必要になる。その結果、充実した審査を行おうとすれば、どうしても母体となる組織に依存することになる。

ただ、この状況から抜け出すために2つの方法が考えられている。一つは学内の研究者からの申請のたびに審査料を徴収し予算的に独立する方法である。学内から申請された研究の倫理審査については、無料で行われるのが圧倒的多数であるが、既に一部の大学で申請者に対して審査手数料の徴収を始めているところがある<sup>21</sup>。ただし、この方法にはモラルリスクが懸念される。例えば、審査料を節約しようとする動機が申請者の中に生まれるかもしれない。教員であろうと大学院生であろうと毎回数万円の審査料を支払わなければならない。研究期間中に計画内容の修正が必要になれば追加の審査料を支払わなければならない場合もある。その結果、審査を避けて非公式に研究する者が出てくる可能性も考えられる。

もう一つは、学内組織からNPO法人として独立する方法がある。NPO法人であるため第三者性は高いレベルで確保される。一方で審査料収入によって法人を運営する必要がある。また、多様な研究機関から倫理審査を受託することになる。既に大学主導で立ち上げ

られたNPO法人の倫理委員会がいくつか存在している<sup>22</sup>。しかし、この方法でもモラルリスクが懸念される。法人である以上は収支管理が求められる。そのため、赤字収支を避けるために審査受託の要件や審査基準を不必要に緩和しようとするのが懸念される。

倫理委員会の組織的不安定さの問題はあまり議論されていない。しかし、ルールや規範の遵守と現実への依存、そして両者の間で折り合いを付ける努力が求められる点では、規範と状況のインタラクションの問題でもある。

### III. 結びに代えて

確かに、原則やルールを事例に当てはめて事実の整理を行うこと、原則やルールでもって研究現場を統制すること、当事者の話に耳を傾けて記述すること、当事者間で話し合う中で倫理的妥当性を探ること、それらはどれも生命倫理の実践のあり方として認識されている。

規範・ルールは実際に起こった／起こっている現実から抽出されたエッセンスである。その抽出過程において様々な状況や事実が捨てられている。したがって、原則やルールを事実当てはめて整理を行うことは、現場の状況をすくい取るどころか削ぎ落としていることになる。一方で、現場の事実を集めて記述・評価することは、現場の多様性や当事者の意思の詳細を浮かび上がらせる手法としては優れているが、当事者の恣意的な判断に陥る危険があり社会的視点を見落とすリスクがある。

そのため、生命倫理の実践では規範と事実の往復運動、つまり規範・ルールと状況・事実のインタラクションとコミュニケーションが不可欠となってくる。原則は行ったり来たりの中で生きてくるのであり、状況は往復運動の中で倫理的に適正化されていくと考える。そのあたりが、規則類の遵守状況を管理するコンプライアンスと、規範・ルールだけではなく社会的含意や倫理といったグレーゾーンにも何らかの実践のための答えを与えていくガバナンスの違いである。

本稿で明らかになったことは、生命倫理の実践の場である倫理審査はルールで定められたことをこなす書面上の作業ではなく、コミュニケーションを伴う作業でもある。コミュニケーションの質はガイドラインの理解だけでは向上しないし、ロールプレイング研修だけで向上するものでもない。ありきたりな解答かもしれないが、現場でトレーニングして、問題点を抽出し、複数名で検証し、改善策を練り、また現場で実践するしかない。これを

実現するために必要になってくるのは、まずは同業者間のつながりやコミュニティの形成と考える。そのような活動は一部で既に始まっており、機会があればその活動について報告や論考を行いたく考える。

### (謝辞)

本研究（の一部は）、下記の助成を受けたものである。

- ・ 文部科学省・科学研究費補助金（課題番号:23790565, 代表：岩江荘介）
- ・ 公益財団法人三菱財団・人文科学助成事業（課題番号:24203, 代表：岩江荘介）
- ・ 文部科学省・科学研究費補助金（課題番号:25500004, 代表：瀬戸山晃一）

### 参考文献

- ・ Chiarello, E. (2013). How organizational context affects bioethical decision-making: pharmacists' management of gatekeeping processes in retail and hospital settings. *Social Science & Medicine*, 98, 319–29.
- ・ De Jong, J. P., van Zwieten, M. C. B., & Willems, D. L. (2012). Ethical review from the inside: repertoires of evaluation in Research Ethics Committee meetings. *Sociology of Health & Illness*, 34(7), 1039–52.
- ・ Evans, J. H. (2000). A sociological account of the growth of principlism. *The Hastings Center Report*, 30(5), 31–8.
- ・ Fox, R. C., & Swazey, J. P. (2005). Examining American bioethics: its problems and prospects. *Cambridge Quarterly of Healthcare Ethics : CQ : The International Journal of Healthcare Ethics Committees*, 14(4), 361–73.
- ・ Hedgcock, a. M. (2012). Trust and regulatory organisations: The role of local knowledge and facework in research ethics review. *Social Studies of Science*, 42(5), 662–683.
- ・ Heimer, C. a. (2013). “Wicked” ethics: Compliance work and the practice of ethics in HIV research. *Social Science & Medicine*, 98, 371–8.
- ・ Jaspers, P., Houtepen, R., & Horstman, K. (2013). Ethical review: Standardizing procedures and local shaping of ethical review practices. *Social Science & Medicine*, 98, 311–8.
- ・ Kingori, P. (2013). Experiencing everyday ethics in context: frontline data collectors perspectives and practices of bioethics. *Social Science & Medicine*, 98, 361–70.

- Kingori, P., de Vries, R., & Orfali, K. (2013). Special issue introduction: Bioethics in the field. *Social Science & Medicine*, 98, 260–3.
- Petersen, A. (2013). From bioethics to a sociology of bio-knowledge. *Social Science & Medicine*, 98, 264–70.
- Reich, W. T. (ed.) (1978) *The encyclopedia of bioethics*, 4 vols., The Free Press
- Rose, N. (2007) *The politics of life itself: biomedicine, power and subjectivity in the twenty-first century*, Princeton University Press
- Salter, B., & Salter, C. (2007). Bioethics and the Global Moral Economy: The Cultural Politics of Human Embryonic Stem Cell Science. *Science, Technology & Human Values*, 32(5), 554–581.
- Turner, L. (2008). Anthropological and Sociological Critiques of Bioethics. *Journal of Bioethical Inquiry*, 6(1), 83–98.
- Waldby, C. (2002). Stem Cells, Tissue Cultures and the Production of Biovalue. *Health*, 6(3), 305–323.
- 岩江荘介 (2008) 「日本における遺伝子診療を巡る政策と規制システム」『医療・生命と倫理・社会』、第7号：p.1-12
- 香川千晶 (2000) 『生命倫理の成立』勁草書房
- 神里彩子、武藤香織 (2010) 「「研究倫理コンサルテーション」の現状と今後の課題：東京大学医科学研究所 研究倫理支援室の経験より」『生命倫理』、第20巻・1号：p.183-93
- 城山英明 (編・著) (2007) 『科学技術ガバナンス』東信堂

## 注

- 1 本稿におけるガバナンスとは、ある科学技術が持つ様々な社会的含意について、判断や対応を行う際に必要になる、仕組みや制度を作ったり、議論の場を設定したりする一連の活動のことを指す。(参考：城山英明 (編・著) (2007))
- 2 このような業務は「研究倫理コンサルテーション」と呼ばれている。詳しくは、神里 (2010) を参考にされたい。
- 3 詳細については下記 URL を参照されたい。  
<http://www.sciencedirect.com/science/journal/02779536/98>
- 4 国際ガイドラインをもとに「国際共同治験に関する基本的考え方」が厚生労働省から出されている。  
([http://www.pmda.go.jp/kijunsakusei/file/guideline/new\\_drug/kokusai-kyoudou-chiken.pdf](http://www.pmda.go.jp/kijunsakusei/file/guideline/new_drug/kokusai-kyoudou-chiken.pdf))

- 5 幹細胞治療については、国際幹細胞学会がガイドラインや患者向けハンドブックをリリースしている。  
(<http://www.isscr.org/home/publications/ClinTransGuide>)
- 6 政府によるガイドラインの主なものについては下記を参照されたい  
文部科学省・ライフサイエンスの広場・生命倫理・安全に関する取組 (<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>)  
また、学会によるものとして下記のを参照されたい。  
日本産科婦人科学会 (<http://www.jsog.or.jp/activity/guideline.html>)  
日本人類遺伝学会 (<http://jshg.jp/resources/index.html>)
- 7 読売新聞 (2013年3月1日・朝刊1面) を参照されたい。  
ルールの詳細は「ヒト幹細胞を利用した臨床研究に関する指針」を参照されたい。( <http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryou/iryousaisei.html> )
- 8 例えば、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」では、従来の薬事承認制度に比べ有効性や安全性の基準が緩和されている。( <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002x9j2-att/2r9852000002x9n6.pdf> )
- 9 例えば、アメリカにおけるヒト ES 細胞研究に関連する政策などはその典型である。共和党・ブッシュ政権 (2001年～2009年) では、新たなヒト ES 細胞樹立を伴う研究に連邦政府予算を支出することは許されなかった。民主党・オバマ政権 (2009年～) に交代後はその一部が緩和され、余剰胚を使用する場合に限りヒト ES 細胞の樹立を伴う研究にも連邦政府予算を使うことが可能になった。詳細は次の URL を参照されたい。( [http://www.jst.go.jp/ips-trend/column/global\\_trend/no03.html](http://www.jst.go.jp/ips-trend/column/global_trend/no03.html) )
- 10 「ミレニアム・ゲノム・プロジェクト」の詳細については次の URL を参照されたい。( <http://www.kantei.go.jp/jp/mille/genomu/> )
- 11 イネゲノム研究とヒトゲノム研究で 640 億円 (1999 年度) が投じられた。( <http://www.kantei.go.jp/jp/mille/991222sourisiji.pdf> )
- 12 例えば、次のような事件がある。
  - ・ 環境庁が進める環境ホルモン影響調査の目的で、行政解剖した遺体 300 体から精巣、卵巣、その他細胞を遺族に無断で採取した事件。(朝日新聞. 1999年6月27日)
  - ・ 健康診断時に採血された約 2500 人分の検査試料を本人に無断で DNA 情報の解析した事件。(朝日新聞. 1999年11月26日)
  - ・ 健康診断時に採血された約 5000 人分の検査試料を本人に無断で DNA 情報の解析した事件。(毎日新聞. 2000年2月3日)

- ・ 死体解剖の際、遺族に無断で死体の一部を標本化した事件。(朝日新聞. 2000年11月25日)
  - ・ 手術で切除した臓器の一部を本人に無断で保存しDNA情報解析を行った事件。(朝日新聞. 2001年3月28日)
- 13 遺伝子解析研究あるいは遺伝学的検査に関する政策が形成された経緯などについては、岩江(2008)を参照されたい。
  - 14 当局による許可制の下、ヒト胚への操作を受精後14日以内なら可能とし、ヒト胚の研究利用に関する論争に一応の決着を付けた英国の“the Warnock Report”はその典型例である。(http://www.hfea.gov.uk/2068.html)
  - 15 正式名称は、「京都大学大学院医学研究科・医学部及び医学部附属病院 医の倫理委員会」(http://www.ec.med.kyoto-u.ac.jp/)
  - 16 委員会の組織図は委員会のホームページで公開されているので参考にされたい。(http://www.ec.med.kyoto-u.ac.jp/uploads/soshikizu\_131007.pdf)
  - 17 審査用のチェックリストは委員会のホームページで公開されているので参考にされたい。(http://www.ec.med.kyoto-u.ac.jp/uploads/chekkurisuto.xls) (http://www.ec.med.kyoto-u.ac.jp/uploads/rinrisinsa.doc)
  - 18 倫理委員会をはじめとする、現在の医学研究のガバナンス体制が構築された歴史については「香川2000」を参照されたい。
  - 19 ただし、公的な倫理指針が求める委員構成の要件は決して厳しい内容ではない。例えば、臨床研究に関する倫理指針では、「1. 倫理審査委員会は、医学・医療の専門家等自然科学の有識者、法律学の専門家等人文・社会科学の有識者及び一般の立場を代表する者から構成され、かつ、外部委員を構成員として含まなければならない。また、その構成員は男女両性で構成されなければならない。(同指針: 第3-(5)-細則より)」と規定されている。つまり外部委員は1名だけでも指針には適合していることになる。
  - 20 倫理審査の依頼主は個々の研究者ではなく研究機関(実務上は研究機関の長)である。したがって、研究者は自らが所属する機関の長が設置した倫理委員会という制度に申請することになる。
  - 21 事例として名古屋大学を挙げておく。(http://www.med.nagoya-u.ac.jp/medical/dbps\_data/\_material/\_nu\_medical/\_res/whatsnew/rinriiinkaikaranooshirase/01\_naiki/seimeirinriinnkai\_naiki.pdf)
  - 22 事例としてNPO 治験ネットワーク福岡を挙げておく。(http://www.crnfukuoka.jp/)

# 中国におけるターミナルケアの発展を制約する要因についての試論

徐 静文

## はじめに

前稿<sup>1</sup>において、中国におけるターミナルケアの現状と問題を検討した。現代の中国におけるターミナルケアは20世紀の890年代に始まり、今まで20年余りの歴史を持っている。この間、多くの人びとが積極的に努力して、中国のターミナルケアは大きな成績を上げた。それと同時に多くの問題も浮上した。例えば、現在、中国人はターミナルケアについての認識が足りず、ターミナルケアについてまったく聞いたことがなかった人もいる。医療関係者が持っているターミナルケアについての知識も不足している。現存する多くのターミナルケア施設の殆どが大きな病院又は老人ホームに設置されているので、独立のターミナルケア施設が極めて少ない。それらの問題の原因について、医療業界自体の発展の問題、中国の特有な社会、政治、経済、文化などの多くの要因が存在する。本論文では、それぞれの中国におけるターミナルケアの発展を制約する要因の探究を試みる。

## 1. ルール作りの不備

中国におけるターミナルケアでは現在もまだ中国の衛生行政機関と学術団体によるルール作りがなされておらず、その発展の過程において、全国共通の専門語や定義や標準なども形成又は制定されていない。人々と医療関係者はターミナルケアという概念を正しく理解できず、更に誤解することもある。このような現状にあるため、中国におけるターミナルケアはなかなか広がりを見せない。

### (1) 終末期と瀕死期

終末期の規定について、かつて「北京の松堂関懐病院が十数年の研究を経て、10,713人の末期患者の病歴を臨床的観察・分析したことを通じて、93%の不可逆的患者の余命

が280日で10か月に近いことが分かった。更に、人間の一生の両端——出生と死を考慮して、嬰兒が母体の子宮の中で10か月の成長期間を必要とすることから、末期患者にも最後に10か月の社会的ケアが必要であるという考え方がある。それゆえ、末期期間が10か月前後とされるいわゆる『社会ウーム』<sup>2</sup>と言う理論が提出された<sup>3</sup>。しかし、これは松堂関懐病院が単独で行った調査の結果にすぎず、理論的論拠が欠けている。さらに、10か月という期間も実情に適うものではないので、その規定が結局全国に広がって応用されるまでには至っていない。

この定義に対して、ある学者たちが医学理論上の分析をもとに、臨終は疾患または傷害で生命が不可逆的な末期に入ってから臨床死亡期に至るまでの期間であるとした。この期間は人間の生命が終わる前に必ず経過し、回避することができない階段であると見なされる。また、別の学者は「『終末期』が生命科学に関する専門語であり、生命体のある主たる器官系統が、疾患、傷害、老化などの原因でその代償性機能が衰退することによって、生命体の各器官系統の協調機能が不可逆的な進行性的損害を受け、全ての生命活動が完全に停止する期間である」<sup>4</sup>と考えている。しかし、これらの概念は終末期に入る原因及び特徴を説明しているにすぎず、その終末の「期間」がいったいどのくらいなのかはまだ明確にされていないと思われる。そして、それらの概念が医療界において統一的に定義されるかどうかは未知のことである。最も重要なことは、この「終末期」の「期間」についての問題が明確に規定されていないため、臨床においていつ治療からターミナルケアへ移行するかの医療計画を確定することができない点にあると考える。また、これらの定義では「不可逆」という概念の理論的根拠と臨床表現が詳しく解釈されていない点も問題である。

現状では、ターミナルケアについての認識に対して、中国人は「終末期」の概念と現場の「瀕死期」の概念をよく混同し、「臨終」と「瀕死」が同じ意味だと思っている。確かにこの2つの概念は重なるところがあるが、根本的には異なるので区別する必要があると思われる。「瀕死期」について、『北京大学法学百科全書』、『診断学大辞典』、『現代医学辞典』、ウェブ版の『中国百度百科』、『医学教育ウェブ』などの資料を参考にすると、その定義は以下のように総括できる：

瀕死期 (agonal stage) は死戦期或いは臨終状態とも言われ、生命活動の最後の階段であり、死亡過程または死亡期の最初の階段である。疾患または事故で身体の主たる器官の生理機能が衰退していき、脳幹以上の中枢神経の機能が抑制・喪失される状態に陥り、死亡がまもなく発生する。意識がはっきりしない、各種の反射が消失または鈍い、血圧と体

温が低下、呼吸が不規則になる、心臓が動かない、大小便の漏れ、苦悶の表情、意識不明、痙攣などの症状から判断できる。だが、その時にもし即座に有効な治療と応急手当てをすれば、生命の回復ができることもある。死亡原因と死の前の状態によって、現場における瀕死期の表現と時間の長さは違う。短ければわずか数時間であるが、長くは数日または数カ月に及ぶこともある。

以上のように、「瀕死期」も臨終状態と言われるが、厳密にいうと「瀕死期」は「死亡期」<sup>5</sup>の最初の段階である。もともと「死亡期」が「終末期」の一部分なので、「瀕死期」は「終末期」の一部分で、「終末期」の全期ではないと考えられる。従って、具体的時間の長さを比べると、少なくとも「終末期」の期間と「瀕死期」の期間が重なる場合がある。もしくは「終末期」が「瀕死期」より長い。そして、上述のように「瀕死期」は可逆的で、早い段階で有効な治療と応急手当てをすれば、生命機能が回復する可能性がある。例えば、不慮の事故で生命が危機に瀕しても、もし早めに救急措置が取られたなら、生命機能が完全に回復する可能性がないわけではない。しかし、「終末期」は不可逆的であり、どのような医療的措置によっても生命機能は回復せず生物死亡期に入る。この2つの関係が具体的に以下の図1、2<sup>6</sup>として表示できる。

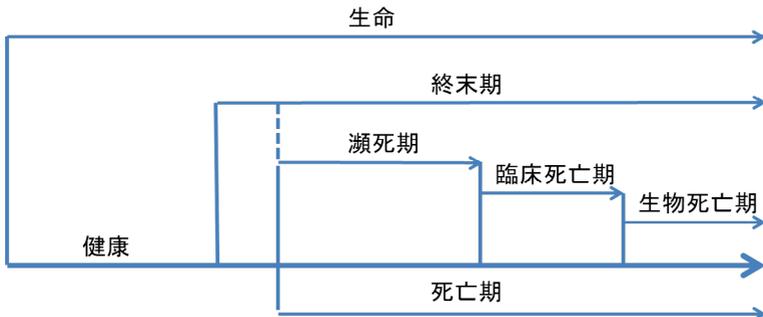


図1（終末期と瀕死期の時間の長さを比べる場合）

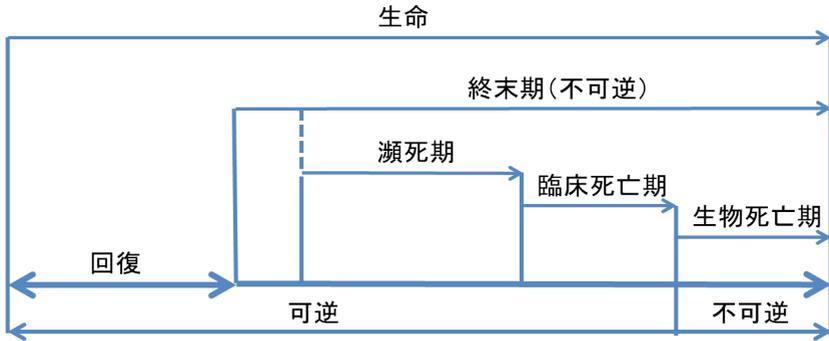


図2 (終末期と瀕死期の性質を比べる場合)

従って、「終末期」と「瀕死期」の長さは重なる場合があるが、根本的には区別しなければならない。しかし、ターミナルケアに関する概念を考察すると、中国の国民や医療関係者がこの概念を誤解するのも無理はない。この定義がはっきりしなければ、現場においてターミナルケアは誤解の可能性にさらされたままになる。

## (2) 現場における「終末期」への提言

現在、世界の医学界には「終末期」についての統一の標準がまだなく、各国が実際の状況によって各自の標準を制定しているように推測される。医学理論から分析すれば、疾患または傷害で身体の主たる器官の機能が喪失した死亡に臨む過程は全て「終末期」と言える。これは長短さまざまな段階を経る過程で、生と死の間で「量の変化から質の変化へ」<sup>7</sup>と次第に移行する過程であり、特殊な変化規則を持つという。仮にこのように述べても、その概念はあいまいで現場において判断し難く、特にターミナルケアをいつ始めるかという問題に明確に答えていないと思われる。最も重要なことは、これが医療の目標を左右することである。それゆえ、ターミナルケアの方針を定めるためには臨終の期間をできる限り多角的に解釈しなければならないと思う。これに対して、中国の国情、医療保険の範囲、患者の経済状況などの要因を考慮し、専門家たちが「コミュニティにおいてターミナルケアの対象の終末期間は原則的に60日以下である」<sup>8</sup>と確認した。同時に、ターミナルケアの終末期間を判断する際に参考となる条件を提言した。その条件<sup>9</sup>とは、以下のとおり

である。

- (1) 自然的老衰の終末期段階。4つの主たる臓器の機能が衰弱し、自分で身の回りのことができない。この場合の終末期の期限は300日前後である。
- (2) 非悪性の慢性疾患の終末期は180日以内である。
- (3) 末期の悪性腫瘍が骨、脳などに転移する場合、その終末期の期間は普通90日以内である。
- (4) 傷害で瀕死となった患者の終末期の期間は数時間または数日以内である。

これらの参考条件が全ての終末期段階の具体的な状況を考慮しているとは言い難く、その根拠も欠けているが、ある程度終末期の期間を分別している。これも現場でいつ治療からターミナルケアへ目標を変えるかについて判断するための参考になると思う。この角度から見れば、終末期の期限についてのこの提言は、中国におけるターミナルケアの発展と探究における一つの進歩であるといっても過言ではないだろう。

### (3) 「臨終關懷」<sup>10</sup>という名称についての論争

中国のターミナルケアの現場において医療関係者が直面する基本的な問題は、患者とその家族に治療ではなくターミナルケアが必要だということを伝えることである。患者が終末期に入り、本人とその家族にその病状をどう説明したらよいのか、彼らにターミナルケア施設へ転院するべきことをどう勧めたらよいのかなど、難しい対応に迫られる。現在中国のターミナルケアに関する本、研究、医療現場では「臨終關懷」という言葉を使っている。しかし、中国人は孝行の伝統的文化の影響を強く受けているため、「臨終」という言葉を非常に嫌がる。特に患者本人が「臨終」という言葉を耳にした場合は、驚き、疑い、焦り、怒り、憂鬱などの気持ちを現わすことが普通である。そして、自分の子供がターミナルケア施設に送られるとなると、自分の子供は不孝者だと考え怒った親が子供を叱るということさえある。さらに、子供自身も親の病気を治療せずターミナルケア施設に送ることを不孝だと思っている。状況を厳しいものにしてしているのは患者とその家族だけではなく、医療関係者自身がターミナルケアに従事することに抵抗をもっているということである。ある看護師がターミナルケア施設へ赴任すると聞いたとたん、その仕事那不吉で、自分の家族もその仕事に従事することに賛成しないという理由で諦めたということを知ったことがある。患者とその家族にターミナルケアをどのようにして認めさせるのか、医療関係者が安心してターミナルケアに従事するために何をすべきか。これらの問いと関連して、「臨終

關懷」という名称について論じる必要があると思う。これに対して、学界で様々な角度から多くの討論がなされた。

多くの専門家が「臨終關懷」という言葉を変えるべきだと思っている。例えば、北京の天壇病院の馬祁山（マー・チーシャン）は、『臨終關懷』という言葉は刺激的すぎるので、多くの人が受け入れられず、特に高齢者はなおさら受けられない」と述べている。中国生命關懷協会の羅冀兰（ラ・チーラン）は、『臨終關懷』は一つの固有な医学的名詞ですが、現在国際的にはもう使いません。国際交流に加わるためには、この言葉を変える必要があります。『生命關懷』という言葉が幅広く、やさしくて受け入れやすいですので、変更することを勧めます」と述べている。そして、中国生命關懷協会の政策研究室の钱涓荣（チェン・ウィロン）も「臨終關懷病院（『ホスピス』という意味）」を「生命關懷（『命を大切する』という意味）病院」、病房（病棟）を「日間照料（『昼間ケア』という意味）病房（病棟）」に変更した方がよいとしている<sup>11</sup>。

その他、大多数のターミナルケア施設の従事者が「臨終」という言葉を現場で使うことを避けている。主に患者とその家族が抵抗を感じるからである。開封市金明区土城コミュニティの衛生サービスセンターの李明（リ・メイ）が「我々は普通患者に『臨終』とは言わず、その家族と交流する時にもできるだけその言葉を避ける。患者の病状は皆わかっているので、あえて臨終と言わなくてもよい」と言っている。開封市離退休従事者（定年退職した人）サービスセンターの张茜（チョウ・シ）は「我々のサービス対象は殆どが老衰者です。一般的に『臨終』というと、患者が間もなく死ぬという意味があって直接的すぎるので、本人とその家族が感情的に受け入れられないです」と伝えている。そして、開封市鼓楼区新華コミュニティの衛生サービスセンターの周月梅（シュウ・ユエメイ）は「臨終關懷の対象が主に高齢者なので、『夕日ケア』<sup>12</sup> 或いは『夕日看護』と変更したらよいだろう」と提言した。<sup>13</sup>

このように多くの医療関係者と専門家が「臨終」という言葉を別の相応しい言葉で言いかえるべきだと考えている。しかし、「臨終關懷」をどのような名称に変更するかという問題に対して重要なことは、患者とその家族の感情への配慮だけではなく、ターミナルケアの特徴を現わすことができることだと思われる。国際的な理解とローカルな理解を統一することも大切である。したがって、国外で蓄積されている経験を借りると同時に、国民が受け入れられるかを配慮しなければ有意義な展開は期待できない。これについて、施永興（シー・ユンシン）が次のように述べている。「国外のターミナルケア医学と治療を中

国の伝統文化と結びつけて定着化をした方がよい。国内の学界では『緩和医学』という名称で統一し、患者とその家族の精神と心理上の刺激を減らすために、目標を明確化しながら積極的にケアすることを強調する」<sup>14</sup>。

## 2. 資源が効率利用されていない

現在の中国のターミナルケアは、地域化と全業界管理が進んでおらず、限りのある資源を効率よく使うことができない。それゆえに、その社会的効果を十分に発揮することができないので、発展の計画をたてることもままならない。

### (1) 国におけるターミナルケアの「地域化と全業界管理」とは

1997年、中国の中共中央国務院が『衛生改革と発展に関する決定』（中国語で『**关于卫生改革与发展的决定**』という）を作成した。その文書の中で衛生医療部門の「全業界管理」という概念が提出された。その内容は、「各衛生行政部門が自分の職能を転換し、法律・法規、方針・政策、計画・指導、情報サービス、経済などの手段を活用し、衛生業界の管理を強める」<sup>15</sup> というものである。その後、2000年に中国の衛生部、労働と社会保障部などの8つの部と委員会が共同で『都市と鎮の医薬衛生体制改革に関する指導意見』（中国語で『**关于城镇医药卫生体制改革的指导意见**』<sup>16</sup> という）を出した。その意見には、「衛生行政部門が自分の職能を転換し、行政上の事務と政務を分離し、医療機関の行政従属関係と所有制の限界を打ち破り、積極的に地域の衛生計画を立て、法律、行政、経済などの手段でマクロ管理を強めて、次第に衛生の全業界管理を実施する」<sup>17</sup> という指示がある。2006年、中共中央国務院が『社会主義和諧社会<sup>18</sup>を築くいくつかの重大問題に関する決定』（中国語で『**关于构建社会主义和谐社会若干重大问题的决定**』という）の中で「医療機関の地域化と全業界管理を推進し、医薬衛生の行政管理体制を正常化し、行政上の事務と政務、管理と処理、医と薬、営利性と非営利性を分離する」<sup>19</sup> ことに再び触れた。「全業界管理」、「衛生全業界管理」、「医療機関地域化と全業界管理」などの言い方は1995年から出て来た。それらの総体的な目標はどのような所有制度でも、投資主体でも、従属関係と経営性質でも、全ての医療衛生機関を所在地の衛生行政部門によって統一的に計画・参入・監督させるということである。これは、主に中国の現在の医療衛生の管理体制において、現存している資源の組み立てが非合理的で、各医療と疾病予防機関の間に連携がう

まくできていない状態を解決するためである。

以上述べたそれぞれの規定に基づいて、中国におけるターミナルケアの地域化と全業界管理の内実は以下のとおり概括できる。各政府と衛生行政部門が必ずターミナルケアの事業を衛生事業の重要な構成部分とし、状況を顧みつつターミナルケアに関する機構の管理職能と機能を順次完備・転換する。例えば、衛生事業の発展に関する年度ごとと中長期の計画を制定し、衛生資源の配置基準と地域衛生発展の計画に基づきターミナルケアに関する事業を設置すること。法律、行政、制度などの手段によるターミナルケアの全業界管理の実施。ターミナルケアに関する法律と管理制度を整え、医療機関、従事者、技術の応用、ボランティアなどの要素及び項目に対して参入制度を設けること。法律に照らして行政がターミナルケアの医療行為を監視・監督し、そのサービスの質を引き上げること。ターミナルケアの基本的な項目と範囲の制定。ターミナルケアは社会公益に資する性格のある非営利の医療機構なので、ターミナルケアの基本的な医療サービスの供給を確保し、医療資源の公平を促し、基本的医療保険と補助政策、税金政策と価格政策などを通じて、ターミナルケア機構のサービス効果を高めること。以上のようなことが挙げられる。

## (2) 中国におけるターミナルケアの地域化と全業界管理の進展と問題点

ターミナルケアが中国に入ってから今まで20年以上を経て、ある程度ターミナルケアに関する理論、モデルと方法についての研究が進められてきた。一方で、専門的行政機関による管理体制が整っていないため、その地域化と全業界管理の発展はあまり進んでいない。2006年4月16日に、ようやく全国規模の専門的な業界管理のための社会团体がはじめて成立した。この団体は「中国生命關懷協会」と言い、高齢者の医療看護とターミナルケアに携わる医療関係者、ボランティア、法律家及びターミナルケアに関心をもつ各界の人員から設立された。その団体の主たる任務は、全国の生命關懷事業を業界管理し、国内外のターミナルケアについての学術交流を行い、ターミナルケアのサービスの水準を引き上げることである。ところが、医療と看護などの全業界管理を推進する速度はかなり遅い。それゆえ、中国におけるターミナルケアの地域化と全業界管理という目標には、はるかに及ばない。このことは、中国のターミナルケアが発展段階にあり、自律的管理はできておらず、更に中国政府もターミナルケアの正式な地域化と全業界管理を実施できていないという問題の現れである。中国政府に限って言えば、具体的な問題は以下のとおり表現できる。

- a. 各地方の政府衛生行政部門が最も注目するのはそれが従属している医療機関であり、ターミナルケアをまだ自分の職責に含めていない。ターミナルケアの地域化と全業界管理について、管理の理念、職責、権限などの問題がまだ深く追及されないでいる。
- b. 中国のターミナルケアはまだ手探りの段階にある。全国の発展の状況を見ると、多頭処理、多頭管理<sup>20</sup>という体制があり、ターミナルケアに関する資源の不足と浪費が続いている。しかし、中国の衛生行政部門がその局面をまだ統一的に規制・管理できておらず、全国のターミナルケアの発展も有効に指導・支援していない<sup>21</sup>。
- c. 中国生命關懷協会も多くの問題を抱えている。協会が成立して間もないため、全国のターミナルケアに関する管理の経験が不足しており、自身の管理能力が完全に明確にはなっていない。そのため、各部門の協調・交流、情報の収集・伝達などにおいて必要な役割を担うことができておらず、能力を発揮していない。

### (3) 中国におけるターミナルケアの地域化と全業界管理についての困難

以上述べたように、ターミナルケアの発展に伴ってターミナルケアの地域化と全業界管理が要求されていると思う。しかし、いま浮かび上がっている問題から言えば、その発展は多くの困難と障害に直面する。

まず、ターミナルケアを管理すること自体にそもそも困難が生じる。現在中国の衛生行政部門のターミナルケアに対する管理は基本的にまだ触れていない。それゆえ、ターミナルケアに対して、何を管理しどう管理するべきかなどの問題がまだはっきりしていない。これを解決する直接の答えがないので、その管理の職責と任務が明らかにならない。更に深刻なのは、ターミナルケアを具体的にどの衛生行政部門が管理するのかあいまいにしている点にある。関連する各機関の間に協調のメカニズムも欠けている。中国におけるターミナルケアの機構の所属についていうと、普通は衛生部門に属する医療機関と所属関係のない衛生行政部門、例えば民政部門、労働組合部門などの機構に設置されている。それぞれの体制にもとづいてそれぞれのシステムを形成し、各機関の自己管理に細分化されてしまう局面になる事態が打ち破られていない。このような状況が、中国のターミナルケアの地域化と全業界管理の実施に支障をきたしている。

つづいて法律、法規と制度の障害である。中国のターミナルケアを実践する過程において、関連する法律、法規と制度保障についての文書はまだ公布されていない。特にターミナルケアに関する定義、例えば末期患者、自己決定などの概念と原則が明確化されていな

い。さらに、ターミナルケアのサービスについての法律・法規及び処罰条例も定められていない。その他、ターミナルケア施設、従事者、医療技術、教育と育成及び社会的支援などの要素に対する参入制度も設けられていない<sup>22</sup>。

### 3. 中国におけるターミナルケアの需要と供給のアンバランス

(1) 中国社会の高齢化が急速に進んでいるため、ターミナルケアの成長が呼びかけられている。

a. 中国社会の急速な高齢化はターミナルケアに巨大な圧力を与えている。

2013年2月27日、中国高齢事業委員会が北京で『中国高齢事業発展報告(2013)』中国語は『中国老龄事业发展报告』<sup>23</sup>という)を発売した。この報告は中国高齢科学研究センターで編纂された中国における高齢事業の発展状況を総括・評価する初めての白書である。この報告によると、ここ2年で1952年と1953年に生まれた人が高齢期に入ることになり、中国は高齢者人口の増加のピークを迎える。2012年末までに高齢者の数は2011年より891万人を増加して、1.94億人(総人口の14.3%)に達した。そのうち、80歳以上の高齢者人口は2,273万人になった。2013年の高齢者人口(60歳以上)<sup>24</sup>数は2億人を超え、高齢化率が14.8%に達するという<sup>25</sup>。そして、「空巣老人」<sup>26</sup>というケースが急増し、その数は高齢者人口の約50%を占め、2013年までに1億人を超える。農村の「空巣老人」の規模はとりわけ大きい。子女がいない高齢者と子女がなくなった高齢者が増えており、そのうち多くの人が孤独、苦悶、憂鬱、世をはかなむなどの心理的問題を抱えている。中国高齢者の数が倍増していると同時に、高齢者終末期疾病、例えば老衰と癌の発病率が増えていく。そのような老人たちは他の人よりターミナルケアに対する要求が高い。また、ある調査によると、中国では毎年ターミナルケア医療を需要する患者が約750万人ずつ増えるという<sup>27</sup>。

b. 中国人の疾病順位が変動し、毎年癌患者人数が増加することで、中国におけるターミナルケアの事業の需要が劇的に増える。

中国経済の発展と生活水準の高まりに応じて、中国人の疾病順位が大きく変化してきた。生活習慣に関する慢性非伝染性の疾病がすでに人々の健康を損なう大きな要因となっている。現在、心血管疾患、脳血管疾患と悪性腫瘍は中国人の三大死因である。『2012中国腫瘤登録年報』(中国語は『2012年中国肿瘤登记年报』<sup>28</sup>という)には、全国で6分

に1人が癌と診断される。毎日8,550人が癌患者になり、7～8人のうち1人が癌で死ぬ。全国において癌の発病が非常に深刻で、発病率と死亡率は上昇する傾向にある。年毎の新しい癌の病例がおよそ350万で、癌で死亡した人は250万人になった<sup>29</sup>。中国の癌の発病の趋向と死亡率が急激に増加したことに応じて、中国におけるターミナルケアの需要が急速に増加したということは当然のことであった。さらに今後10年、中国の癌の発病率と死亡率は上昇を続けると予想され、2020年までに毎年中国の癌の死亡総数が200万前後になり、癌を罹患する人の数は660万に達すると予想されている<sup>30</sup>。これらの状況を踏まえると、現在にせよ将来にせよ、悪性腫瘍患者の数が増えていく事実と直面して、中国におけるターミナルケアの発展は非常に差し迫った課題であることが理解できると思う。

(2) 中国におけるターミナルケアについての標準がまだ定められておらず、ターミナルケアに関わる機関が多角的で専門性に欠け医療資源も乏しい。

a. 2006年6月29日、中国の衛生部、国家中医薬管理局が『都市のコミュニティにおける衛生サービス機構の管理方法』（中国語は『**城市社区卫生服务机构管理办法（试行）**』<sup>31</sup>という）を公表した。その第十五条に基づき、コミュニティの衛生サービスセンターで予防保健科、全科医療科、中医科（民族医学を含む）、リハビリ医学科、医学検査科、医学映像科などの診療項目が登録されるはずであった。条件つきで、口腔外科とターミナルケア科を登録する<sup>32</sup>ということもあった。しかし、4年後、即ち2010年9月の終わりに、中国初のターミナルケア科が上海の**闸北区临汾路**のコミュニティ衛生サービスセンターで設立された<sup>33</sup>。その後、いくつかの中国の大都市におけるコミュニティ衛生サービスセンターにいくつかのターミナルケア科が続々設立された。しかし、条件的に制約があるため、大部分の地域のコミュニティ衛生サービスセンターにターミナルケア科がまだ設立されていない。総じてみれば、中国においてコミュニティのターミナルケアネットワークはまだ形成されておらず、ターミナルケア自体もコミュニティ衛生サービスの体系に組み込まれていない。

b. 中国におけるターミナルケアの標準がまだ定められていないので、関連する機関の対応範囲が不明確であり、現有のターミナルケア資源の浪費が深刻化している。現在多くの中国のターミナルケアの対象が主に老衰の患者であるが、末期悪性腫瘍の患者に向けてのターミナルケアは不足している。殆どの医療機関が高齢者看護を主とし、平均の入

院期間が長く、病床の回転率も低く、少ないターミナルケア資源が浪費されている。ある調査によると、北京の2か所のターミナルケア施設にある179の病床のうち、老衰患者が47.86%を占めるが、末期悪性腫瘍の患者は11.70%にすぎない。平均の入院期間が108.27日（北京の松堂関懐病院が167.94日）であり、病床の回転率はわずか2.55%である<sup>34</sup>。そのため、収容・治療する対象としても、医療看護の特徴からして、この2か所のターミナルケア施設は終末期医療よりさらに老年看護のサービスを提供する傾向にある。

c. 中国都市におけるターミナルケア機構の所属は多面的である。殆どのターミナルケア機関は中国の衛生部門によって設置された公立病院に付属している。例えば、1990年代以来、中国の大都市における総合病院に開設されたターミナルケア病棟、もしくは腫瘍専門病院に設立されたターミナルケア病棟などである。このような病院はやはり治療を主とし、ターミナルケアの占める割合は少ない。あるターミナルケア機関は大学の付属病院に設置されている。大学は教育、研究が中心となるため、ターミナルケアに関する機能が比較的弱い。他の少数のコミュニティ衛生サービスセンターに設けられたターミナルケア機関は、財力の問題と経験不足などの原因でターミナルケアの施設とサービスが完備されていない。それ以外に今まで中国で開設されたターミナルケア機構はおよそ200か所であるが、殆どは大都市に開設されている。一部が中等都市、小さい都市にあるが、農村と町のターミナルケアが空白になっている。それゆえ、中国のターミナルケアの規模と実際の状況が需要を満たすことはなく、極めてアンバランスな状況にあると見てよいだろう。

## おわりに

本論文では3つの方面から現在中国におけるターミナルケアの発展を制約する要因について考察したが、いくつかの問題が残った。例えば、中国では、「終末期」及びその期間などのターミナルケアに関連する言葉、概念と定義などをまだはっきりと確定していない。そして、その3つの要因だけではなく、ターミナルケアについての政策、法律法規、医療保険、経済及び文化なども中国におけるターミナルケアの発展に大きな影響を与えている。それらの問題をこれから研究していく予定である。

## 参考文献

- 「中国临终关怀举步维艰：观念未普及 机构未规范」、《山东商报》、  
[http://finance.chinanews.com/jk/2012/05-25/3915148\\_2.shtml](http://finance.chinanews.com/jk/2012/05-25/3915148_2.shtml)、最終アクセス：2012年05月25日10:08。
- 「中国首个社区临终关怀科在沪成立」、《医药经济报》、  
[http://web.yyjjb.com:8080/html/2010-10/11/content\\_122783.htm](http://web.yyjjb.com:8080/html/2010-10/11/content_122783.htm)、最終アクセス：2010年10月11日。
- 白宣娇「浦东社区开设临终关怀服务 费用纳入医保」、《中国健康界》、  
[http://www.cn-healthcare.com/news/zhxw/2012-10-18/content\\_411538.html](http://www.cn-healthcare.com/news/zhxw/2012-10-18/content_411538.html)、最終アクセス：2012年10月18日。
- 施捷、宋国梵「上海力争3年实现医疗机构临终关怀服务全覆盖」、《新民晚报》、  
[http://www.cn-healthcare.com/news/zhengce/2013-01-11/content\\_416805.html](http://www.cn-healthcare.com/news/zhengce/2013-01-11/content_416805.html)、最終アクセス：2013年01月11日。
- 温霁「北京社区医院试点增设临终关怀」、《新京报》、  
[http://www.cn-healthcare.com/news/yigai/2013-08-28/content\\_429514.html](http://www.cn-healthcare.com/news/yigai/2013-08-28/content_429514.html)、最終アクセス：2013年08月28日。
- 能伟刚（编译）「提升临终关怀质量、或可从公共卫生政策角度入手」、《中国健康界》、  
[http://www.cn-healthcare.com/guoji/waikan/2012-11-08/content\\_412850.html](http://www.cn-healthcare.com/guoji/waikan/2012-11-08/content_412850.html)、最終アクセス：2012年11月08日。
- 单学熙「天津延安医院开设六个临终关怀病房」、《城市快报》、  
[http://www.cn-healthcare.com/news/hospital/2012-11-21/content\\_413702.html](http://www.cn-healthcare.com/news/hospital/2012-11-21/content_413702.html)、最終アクセス：2012年11月21日。
- 「临终关怀：公立医院难找一张床」、《南方日报》、  
[http://www.cn-healthcare.com/culture/yxrw/2013-07-26/content\\_427626-3.html](http://www.cn-healthcare.com/culture/yxrw/2013-07-26/content_427626-3.html)、最終アクセス：2013年07月26日。
- 罗增君「东莞部分医院试点临终关怀 发展面临资金瓶颈」、《东莞时间网》、  
[http://www.cn-healthcare.com/news/hospital/2012-07-27/content\\_406839.html](http://www.cn-healthcare.com/news/hospital/2012-07-27/content_406839.html)、最終アクセス：2012年07月27日。
- 「卫生部将开展试点探索临终关怀患者医疗模式」、《中国网》、

[http://www.cn-healthcare.com/news/gwjkw/2012-10-10/content\\_411531.html](http://www.cn-healthcare.com/news/gwjkw/2012-10-10/content_411531.html)、最終アクセス：2012年10月10日。

- 刘建「管理机制不健全志愿者流失严重临终关怀机构急需立法」、『关怀』、『法制网—法制日报』、<http://www.legaldaily.com.cn/bm/content/2011-01/05/>、最終アクセス：2011年01月05日09:06:38。
- 朱玉、刘奕湛「临终关怀有了一个全国性行业管理的社会团体」、[http://news.china.com/zh\\_cn/news100/11038989/20060416/13249703.html](http://news.china.com/zh_cn/news100/11038989/20060416/13249703.html)、最終アクセス：2006年04月16日20:58:57。
- 「临终关怀：理念被误解 制度性建设迫在眉睫」、『南方日报』、[http://news.xinhuanet.com/politics/2011-12/12/c\\_122410095\\_2.html](http://news.xinhuanet.com/politics/2011-12/12/c_122410095_2.html)、最終アクセス：2011年12月12日15:10:41。
- 王玉梅、冯国和、肖适崎「老年病人临终关怀的研究进展」、[http://journal.9med.net/html/qikan/nkx/zglxzz/2007102720/wz/20080831064436810\\_313871.html](http://journal.9med.net/html/qikan/nkx/zglxzz/2007102720/wz/20080831064436810_313871.html)、最終アクセス：2007年12月25日23:08:22。
- 博达「老年临终期的基本需求结构及其低限特征」、『江西社会科学·社会学研究』、2000年第9期、121-125頁。
- 富晓星、张有春「临终关怀实践的人类学思考」、『面向21世纪人类学』、<http://www.mzb.com.cn/html/Home/report/403277-1.htm>、最終アクセス：2013年05月20日。
- 袁蓉「农工党上海市委呼吁临终关怀惠及大众与医疗保险衔接」、『新民网』、<http://shanghai.xinmin.cn/msrx/2012/02/16/13672616.html>、最終アクセス：2012年02月16日14:16。
- 罗菁「医保定点新增36家社会医疗机构 新增两千张老年床位」、『东方网』、<http://sh.eastday.com/m/20130226/u1a7216327.html>、最終アクセス：2013年02月26日01:15。
- 「北京三级医院首设临终关怀病房 医保可报销费用」、『北京日报』、<http://gb.cri.cn/27824/2010/05/19/3365s2855914.htm>、最終アクセス：2010年05月19日09:32:20。
- 徐晶晶「北京三级医院首设临终关怀病房已纳入医保报销」、『北京晨报』、<http://news.ouhua.info/socialperspective/2010/05/19/1290114.html>、最終アクセス：2010年05月19日01:10。
- 吕蕾「本市每天因癌症死亡的病人有100人但目前全市总共只有60张临终关怀安宁床位

临终关怀服务供需矛盾突出 亟待政策、法律支持」、『上海法治报』、

[http://newspaper.jfdaily.com/shfzb/html/2012-04/13/content\\_784264.htm](http://newspaper.jfdaily.com/shfzb/html/2012-04/13/content_784264.htm)、最終アクセス：2012年04月13日。

- ・ 严勤、施永兴「中国临终关怀服务现状与伦理探讨」、

<http://www.cnafic.org/contents/28/13565.html>、最終アクセス：2012年11月05日。

- ・ 罗菁「医保定点新增36家社会医疗机构 新增两千张老年床位」、『东方网』、

<http://news.xinmin.cn/shehui/2013/02/26/18842446.html>、最終アクセス：2013年02月26日01:15。

- ・ 陈雷、江海霞「临终贫困、生命质量与老年临终关怀发展策略」、『国家行政学院学报』、

[http://views.ce.cn/view/ent/201309/02/t20130902\\_1320044.shtml](http://views.ce.cn/view/ent/201309/02/t20130902_1320044.shtml)、最終アクセス：2013年09月02日15:51。

- ・ 「我国疾病谱已转变、卒中成第一大死因」、

<http://www.iyyi.com/i/index/keyan/2013/0709/55030.html>、最終アクセス：2013年07月09日13:54。

- ・ 「我国每年癌症死亡人数约250万」、『深圳晚报』、

[http://news.ifeng.com/gundong/detail\\_2013\\_04/08/23957409\\_0.shtml](http://news.ifeng.com/gundong/detail_2013_04/08/23957409_0.shtml)、最終アクセス：2013年04月08日07:39。

- ・ 「上海市卫生局等关于做好舒缓疗护（临终关怀）项目的通知」、上海市人民政府、

<http://zc.k8008.com/html/shanghai/shizhengfu/2012/0516/452287.html>、最終アクセス：2012年05月16日。

- ・ 「家属隐瞒病情老人死不瞑目 临终前大骂儿女不孝」、『厦门网』、

[http://news.xmnn.cn/xmxw/200804/t20080407\\_521232.htm](http://news.xmnn.cn/xmxw/200804/t20080407_521232.htm)、最終アクセス：2008年04月07日07:00。

## 注

- 1 拙稿「中国におけるターミナルケアの歴史と現在」、『メタフェシカ』第43号、2012年12月、87-103頁。
- 2 「社会ウーム理論」は中国における終末期医療に関する理論の新しい試みである。医学において、一般に人間の一生が出生前（母体にいる時期）、嬰兒期、児童期、少年期、青年期、中年期、老年期、臨終期などのいくつかの時期に分けされている。母体にいる時期と臨終期はお互いに呼応し、似てい

るところが多い。中国では、臨終期は末期患者の生命本質が不可逆的に臨床死亡にまで衰退し、埋葬されるときまでを含む期間である。北京松堂関懐病院は 10,713 人の末期患者に対する調査を通じて、老衰、末期癌、慢性病及び事故で生命が危篤に陥るによって、主要な臓器が衰弱し、体に障害があらわれ、自立能力又は意識を部分的又は全体的に失って死亡するまでの期間が 10 か月に達することを明らかにした。そして、人間の誕生は母体の子宮の中で 10 か月の成長と養育が必要であるため、生命が終わる時にも、同様に社会の子宮 (womb) の中で 10 か月の臨終期のケアが必要であると考えられる。

- 3 前掲拙稿、94 頁。
- 4 博达「老年临终期的基本需求结构及其下限特征」、『江西社会科学・社会学研究』、2000 年第 9 期、121-125 頁。
- 5 中国の法医学において、死亡の過程つまり「死亡期」は「瀕死期」、「臨床死亡期」、「生物死亡期」という 3 つの段階を含む（『中国百度百科』参照）。その 3 つの段階では、「臨床死亡期」に至るまでに、もし早くて有効な治療と応急手当てをすれば、生命機能が回復する可能性があるため、「瀕死期」から「臨床死亡期」までの間は「可逆」となっていると思われる。
- 6 図 1、2 は筆者が『北京大学法学百科全书』、『診断学大辞典』などの資料に参照しながら、自分で作ったものである。
- 7 この文書は中国におけるマルクス主義哲学の弁証法に関する言葉であり、ある程度物質の量の変化によって、その質の変化を起こす可能性があるという。ここでは死は量の変化から質の変化への過程と意味する。患者の身体の状況が最も悪くなる時期に、死亡を避けることができない。これは 1 つの質の変化と言える。
- 8 严勤、施永兴 [中国临终关怀服务现状与伦理探讨]、『生命科学』2012 年第 11 期、<http://www.cnki.com.cn/Article/CJFDTotal-SMKX201211016.htm>。最終アクセス：2011 年 7 月 1 日。
- 9 同上。
- 10 「臨終」は日本語と同じだが、「関懐」は「ケア」の意味で使われる中国語であり、中国における「ターミナルケア」ということである。
- 11 施永兴、王光荣『中国城市临终关怀服务现状与政策研究』、上海科技教育出版社、2010 年 10 月第 1 版、18 頁。
- 12 中国では、人々の晩年を沈んでいく夕日で形容するので、高齢者の終末期ケアを「夕日ケア」と呼ぶ。
- 13 施永兴、王光荣『中国城市临终关怀服务现状与政策研究』、上海科技教育出版社、2010 年 10 月第 1 版、19 頁。

- 14 同上。
- 15 [中共中央、国务院关于卫生改革与发展的决定]、百度百科、[http://baike.baidu.com/link?url=dJQWgREyCBCEM8Dtt4eo-EoARKcllbjyVIpU9bGdItudfi4wFmpKGcPMuxBs4N4Gfq\\_-lH\\_v6Jn9LnJni60qO\\_](http://baike.baidu.com/link?url=dJQWgREyCBCEM8Dtt4eo-EoARKcllbjyVIpU9bGdItudfi4wFmpKGcPMuxBs4N4Gfq_-lH_v6Jn9LnJni60qO_)、最終アクセス：2013年11月23日。
- 16 『关于城镇医药卫生体制改革的指导意见』、人民网、<http://health.people.com.cn/GB/17543550.html>、最終アクセス：2012年3月30日。
- 17 『国务院办公厅转发国务院体改办等部门关于城镇医药卫生体制改革指导意见的通知』、国办发[2000]16号、2000年02月21日に発布。<http://www.sda.gov.cn/WS01/CL0056/10745.html>。
- 18 「社会主義和諧社会」が2004年9月19日に開催された中国共産党第十六期中央委員会第四回全体会議で正式的に提出された中国社会発展の戦略目標である。「和諧」とは、社会の各層がお互いに協力・支援して、仲良くして和やかな社会を打ち立てることを目指すという意味。現在その目標を一層実践して推進している段階である。
- 19 「中共中央关于构建社会主义和谐社会若干重大问题的决定」、百度百科、[http://baike.baidu.com/link?url=Mfv0\\_WGd86s0ndWbqiOtS8mrI8j1c47w9tyeBPaRfONF5Z2nKf\\_bF-bgqOeh01rOSpvg9Z4k54RATPg9AYC6Tq](http://baike.baidu.com/link?url=Mfv0_WGd86s0ndWbqiOtS8mrI8j1c47w9tyeBPaRfONF5Z2nKf_bF-bgqOeh01rOSpvg9Z4k54RATPg9AYC6Tq)、最終アクセス：2013年12月28日。
- 20 1つの集団或いは1つの主要な人物が物事を指導・管理することではなく、普通はいくつかの集団或いは複数の主要な人物が物事を指導・管理するという意味である。
- 21 王世玲「卫生部 教育卫生两部委直接碰撞医院管理权归属纠葛难断」、『南方周末』ウェブ版、<http://www.infzm.com/content/28445>、最終アクセス：2009年05月14日10:43:02。
- 22 「法律短板阻塞」临终关怀』、『中工网-工人日报(北京)』、<http://news.163.com/12/0602/0182V5FF900014AEE.html>、最終アクセス：2012年06月02日01:22:08。
- 23 王亦君、关尔佳「『中国老龄事业发展报告(2013)』：老龄问题严峻性世界少有」、『中国青年报』、[http://news.xinhuanet.com/politics/2013-02/28/c\\_114828199.htm](http://news.xinhuanet.com/politics/2013-02/28/c_114828199.htm)、最終アクセス：2013年02月28日07:28:08。
- 24 中国の『高齢者權益保障法』(中国語は『老年人權益保障法』という)には、60歳以上の人が高齢者と定義されている。これは中国の伝統文化に合致している。昔から中国では60歳以上の人が高齢者と呼ばれている。また、現在行われている政策、規定、法律などを続けられ、社会発展の実情と符合するために、中国において60歳の人が高齢者と定義されている。だが、最近中国社会の発展と共に、その定義を見直すべきだという要望が提出されている。
- 25 薛倩「2013年老年人口数量将达2.02亿」、『中国社会科学报』、<http://wenku.baidu.com/>

- view/28c7c9d976eeaaad1f33041.html、最終アクセス：2013年3月1日、17:57。
- 26 中国において、子女が家を離れているか子女がいなくなった、あるいはもともと子供がいない夫婦、寡婦及び鰥夫などの高齢者を「空巢老人」という。
- 27 李晓宏 [中国迎首个老年人口增长高峰 遭遇各种问题]、人民日报、  
<http://finance.eastday.com/economic/m1/20130414/u1a7322383.html>、最終アクセス：2013年4月14日09:17。
- 28 薛建宏 [『2012中国肿瘤登记年报』全国每分钟6人被诊断为癌症]、『健康卫视』、<http://news.familydoctor.com.cn/a/201301/401591183052.html>、最終アクセス：2013年01月10日。
- 29 [我国每年癌症死亡人数约250万]、深圳晚报、  
[http://news.ifeng.com/gundong/detail\\_2013\\_04/08/23957409\\_0.shtml](http://news.ifeng.com/gundong/detail_2013_04/08/23957409_0.shtml)、最終アクセス：2013年04月08日07:39。
- 30 同上。
- 31 『关于印发『城市社区卫生服务机构管理办法（试行）』的通知』、卫妇社发〔2006〕239号、2006年8月10日に発布。[http://www.gov.cn/zwgk/2006-08/10/content\\_359147.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2006-08/10/content_359147.htm)。
- 32 [关于印发《城市社区卫生服务机构管理办法（试行）》的通知]、卫妇社发〔2006〕239号、中央政府门户网站、2006年8月10日に発布。[http://www.gov.cn/zwgk/2006-08/10/content\\_359147.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2006-08/10/content_359147.htm)。
- 33 李艳华、[国内首个临终关怀科在沪成立]、医药经济报、  
[http://web.yyjyb.com:8080/html/2010-10/11/content\\_122783.htm](http://web.yyjyb.com:8080/html/2010-10/11/content_122783.htm)、最終アクセス：2010年10月11日。
- 34 施永兴、王光荣『中国城市临终关怀服务现状与政策研究』、上海科技教育出版社、2012年10月第1版、79頁。

# Body and Needs: Perspectives on how the phenomenology of the female body may prove useful for feminist political activism

Takashi Ikeda

## Abstract

This paper proposes that the phenomenology of the female body is useful for feminist political activism in three respects: For making the personal-nonpolitical political, for providing a fine need interpretation, and for associating people between inside and outside academic world. Firstly, the phenomenology of the female body will be captured as what Nancy Fraser calls a dialogical, participatory activity of need interpretation by those who have a female body and as an activity that politicizes the neglected female bodily experiences. Secondly, this interpretation will be clarified by comparing the phenomenology of the female body with a Japanese research activity called *Tōjisya Kenkyū* (sufferer's first-person study) that is often regarded as a kind of phenomenological research and prevails among those who suffer from disabilities and other life problems. Thirdly, the case of DARC (Drug Addiction Rehabilitation Center) women's house will specifically draw a concrete picture of how phenomenology of the body will work for the political empowerment of women inside and outside the academic world.

## Keywords

Phenomenology, body, feminism, political philosophy, N. Fraser, I. M. Young, *Tōjisya Kenkyū*

## Introduction

“What... is time? I know well enough what it is, provided that nobody asks me; but if I am asked what it is and try to explain, I am baffled” (Augustine, 1961: 264). This is the famous sentence from book XI of Augustine’s *Confessions* that Husserl cites in the first part of *On the Phenomenology of the Consciousness of Internal Time* (Husserl, 1991: 3). Phenomenology intends to investigate what seems most obvious and intimate to us, recognizing that the most intimate is the most neglected. The body has been one of the major topics in phenomenological research since Husserl. More recently, *feminist phenomenology* emerged in the late twentieth century, which started focusing on what had been one of the most neglected topics in the history of philosophy: *the female body*.

Since Plato viewed body as a “bind” from the very beginning of Western philosophy, the human being was required to be discharged from bodily needs in order to be a person, a moral subject, and a political agent. Against this tradition, feminist scholars strive to reveal that the long history of contempt for body coincides with the neglect of women’s life both in philosophy and politics. Considered with such a context, the emergence of feminist phenomenology can make a meaningful contribution to feminist politics. Yet, there is no agreement or shared understanding amongst feminists as to how the phenomenology of the female body will be relevant to feminist political thinking, or how it may prove useful for feminist political activism. In this paper I shall explore the issues surrounding feminist phenomenology of the body, and suggest ways that a feminist phenomenological theory of the body, where the body is understood as dialogical and politically responsive could possibly contribute to what Nancy Fraser calls the *politics of need interpretation*.

To clarify my suggestion, I shall highlight a Japanese research activity called *Tōjisya Kenkyū* (sufferer’s first-person study, self-directed study or self-group study) that is often regarded as a kind of phenomenological research in a wider sense and prevails among those who suffer from disabilities and other difficulties in life. The case of DARC (Drug Addiction Rehabilitation Center) women’s house will make it possible to draw a concrete picture of how phenomenology will work for the empowerment of women both

inside and outside the academic world.

## Phenomenology and Feminist Politics: Towards the Politics of Need Interpretation

What is phenomenology of the female body and why is it important for feminist *theory*? The phenomenology of the female body is a philosophical inquiry into women's lived experience, embodiment, or modes of being in the world, which is influenced by classical phenomenologists such as Edmund Husserl and Maurice Merleau-Ponty in its methods and concepts<sup>1</sup>. In phenomenology one's body is not treated as an object of natural science, that is a physical body, but rather phenomenology is a study project for a strict description or interpretation of *lived* experience and embodiment of each subject<sup>2</sup>. Also, its bodily features including sexuality are difficult to view as merely socially constructed, because each subject is considered in phenomenology as being situated in its own surroundings with its own personal history, which cannot be generalized<sup>3</sup>. As Sara Heinämaa states, "phenomenology offers methodological and conceptual tools for the development of a philosophical alternative to contemporary feminist naturalism and constructionism" (Heinämaa, 2009: 503).

Besides these more theoretical questions, one other question about the phenomenology of the female body needs to be addressed. So long as it understands itself as *feminist phenomenology*, in what sense does the phenomenology of the female body relate to feminism as a political movement? How does feminist phenomenology contribute to the practical aims of feminism such as the improvement of women's situation in a male dominant social and political environment? Whilst there is a general consensus that the phenomenology of the female body should play a more significant role within academic discourse, the connection between the phenomenology of the female body and feminist politics is less discussed and because of the lack of discussion, any connection remains unclear. One might even doubt how a phenomenological description of experiences could be political. As Linda Fisher wrote in an introduction to the book titled *Feminist Phenomenology* in 2000, feminists would "cite what they see as a general orientation in phenomenology to highly abstract and theory-bound analyses, in context

seemingly unconcerned with the particularities of socio political discourse” (Fisher, 2000: 3). How on earth can phenomenology then be political?

In order to consider this, I shall raise a question: What does it mean to be political? There may be not just a single answer, because the term “political” has several senses. American feminist political philosopher Nancy Fraser draws attentions to two senses of the political:

First, there is the institutional sense, in which a matter is deemed “political” if it is handled directly in the institutions of the official governmental system, including parliaments, administrative apparatuses, and the like. In this sense, what is “political” ---call it “official political” ---contrasts with what is handled in institutions like “the family” and “the economy,” which are defined as being outside the official political system even though they are actually underpinned and regulated by it. Second, there is the discourse sense, in which something is “political” if it is contested across a range of different discursive arenas and among a range of different publics. In this sense, what is “political” ---call it “discursive-political” or “politicized” ---contrasts both with what is not contested in public at all and with what is contested only in relatively specialized, enclaved, and/or segmented publics. (Fraser, 1989: 166)

These two senses of politics are not unrelated. What is not political in the first sense can be political in the second sense. The “official political” does not coincide with the “discursive-political.” The usual relation between both is that the former constantly excludes the latter. Discursive politics is thus conceived as “an essential strategy of political resistance” (Fraser, 1989: 165).

In Fraser’s writings, the significance of discursive politics is discussed most carefully with regard to the fairness of social welfare system. She points out that to receive benefits from public welfare, people are required to “translate their experienced situation and life problems into administrable needs” . They have to “decide their claims on the basis of administratively defined criteria and claimant must prove conformity to administratively defined criteria of need” . Such a form of social citizenship is a “form

of passive citizenship in which state preempts the power to define and satisfy people's needs" (Fraser, 1989: 155-156).

Fraser asks the following question: Who interprets people's needs and how? This question will make the fact quite evident that in a form of passive citizenship, people outside the official governmental system are usually excluded from the interpretation of their own needs. In Fraser's view this question tends to *substitute the administrative management of need satisfaction for the politics of need interpretation*, that is, it tends to substitute "*monological, administrative processes of need definition for dialogical, participatory processes of need interpretation*" (Fraser, 1989: 156).

The concept of need often plays a pivotal role in feminist philosophical exchanges. For example, what Fraser calls "administratively defined criteria of need" in most of today's capitalist welfare states, is based on the concept of *self-sufficiency*, a concept that is taken up by Young in her article "Autonomy, Welfare Reform, and Meaningful Work". In that article, Young draws attention to the surprising consensus among policy makers, service providers, academic researchers, and affected persons that the goal of welfare program is to make people self-sufficient (Young, 2002: 41). This article begins with a memory of one African American woman who had been on public assistance with two small children and was now proud of being off welfare through training as a carpenter's assistant under the state program. Not only the policy makers but also the supporters and herself accepted the idea that "the need to care for their children was not sufficient reason for receive a small monthly check and that the state had a right to expect that they "earn" that money by a work activity" (Young, 2002: 40-41). The concept of self-sufficiency, when it is expressed within a social welfare policy, forces women who engage in care work to feel ashamed because they "don't work" in a male dominant labor market<sup>4</sup>. The conformity to administratively defined criteria of need, that is, what state expects us all to want, can work for supporting male dominance in society.

We return to the question of how the phenomenology of the female body can be political. Any phenomenology of the female body is discursive-political, because it obviously has an aspect of participatory processes of need interpretation. As explained above, the phenomenology of the body is an attempt to describe one's bodily experiences

exactly as are experienced by one who experiences. The body is not treated as an object of scientific observation. Rather, phenomenology is the first-person interpretation of one's own experiences and thus phenomenologists who give this interpretation cannot be neutral, non self-interested observers. As Young's contributions to the phenomenology of the female body show, phenomenology of the female body is not intended to be a site of neutral scientific research on women's body, but it is performed as a kind of need interpretation, *it politicizes* women's experiences in the discourse. In her phenomenological analysis of the female body experiences such as throwing like a girl, the specific features of female experiences of spatial perception or bodily movement are not considered as merely neutral facts, but they are considered as bound to the women's situation in patriarchal culture that "women in sexist society are physically handicapped" (Young 2005: 42).

### Between Inside and Outside University: Japanese Tōjisya Kenkyū as a Mediator

What will this new political arena for dialogical, participatory processes of need interpretation be like? Fraser calls it "the social." The social is "a site of discourse about people's needs, specifically about those needs that have broken out of the domestic and/or official economic spheres that earlier contained them as 'private matters'" (Fraser, 1989: 156). To open up the social is to make needs be seen and heard, needs which have been not seen and heard, and to politicize these needs.

In our society there seem to exist several forms of "the social" even though these are not viewed as "political." According to Fraser's definition, to have a study group for phenomenology of the female body may be one way of forming the social<sup>5</sup>. Outside the world of university researchers more examples may be found for example in self-support group meetings of those who have special needs. Then, it will be a significant question how to associate both "social" activities inside and outside academic institutions, in order to consider the practical possibilities of Fraser's political transformation: From the administrative management of need satisfaction to the politics of need interpretation. In order to properly discuss the association between inside and outside universities, I

shall draw attention to a type of participatory research activity, unique to Japan called “Tōjisya Kenkyū,” which has its roots in activities of peer support groups ran by those who suffer from alcoholism, while it is often appreciated as a kind of phenomenological research done by people outside the academic world and receives responses from a wide range of official sciences including medical science, cognitive sciences, sociology, pedagogy, and philosophy<sup>6</sup>. This research activity started in 2001 at “Bethel's house,” a self-support center for those who suffer from schizophrenia, which is situated in a small city in Hokkaido. It has then spread throughout Japan among people with several kinds of disabilities including Asperger's syndrome, cerebral palsy, drug addiction, or mental problems after the earthquake and tsunami in 2011.

What is Tōjisya Kenkyū? Kenkyū means research or study. Tōjisya refers to those who suffer from disabilities and other difficulties in life, and this term also means subjectivity. Tōjisya Kenkyū is, in essence, a collective participatory research carried out by those who have a disability. The research, which is a kind of phenomenology of their subjectivity as a disabled person, is conducted in the form of discussion and writing as the participants share their own experiences with their fellow peers and write out the results of those discussions. They are not “scientifically” observed or studied by medical experts or social workers from outside during the research process.<sup>7</sup>

Tōjisya Kenkyū is unique in that it falls neither into usual activities of peer support groups nor usual research activities in university. Rather it acts as a mediator between these two. I shall outline two specific features of Tōjisya Kenkyū that differentiate it from other types of peer support groups and provide reasons for interpreting it as a research activity.

*The process is public:* Normally, the meetings of peer support groups for those who suffer from alcoholism or other related problems are anonymous and undisclosed. On the contrary, as one of the slogans in Bethel's Tōjisya Kenkyū is “open your vulnerability to the public,” some individuals and groups who engage in Tōjisya Kenkyū publish books and give lectures on their findings occasionally in universities. Some articles are even printed in academic journals<sup>8</sup>.

*They are not patients, but researchers:* Tōjisya Kenkyū does not intend to be a

therapy program. As Mukaiyachi, the founder of Bethel's house, stresses, Tōjisya Kenkyū is not for developing “technique to eliminate life problems” (Mukaiyachi and Bethel, 2006: 54). Rather it intends that those involved make such questions as ‘when and how do I become depressive?’ and acquire “a stance to cope with problems that constantly emerge in everyday life.” (Mukaiyachi and Bethel, 2006: 53) According to Mukaiyachi, it is not correct to understand Tōjisya (in this case mostly those who suffer from schizophrenia) as people who have problems that other people normally do not have. They are rather the kind of people “who are not allowed to talk about their problems everyone would have in life” (Bethel, 2002: 251), or are not even allowed to “have” these problems, because they are socially treated as to be eliminated. In Tōjisya Kenkyū their problems are externalized as research topics, but these problems will not disappear through this externalization. They remain, but not as something they feel ashamed of, but rather as problems worth studying. Their stance on problems is more like researcher's relation to their work. In fact, they appear as research subjects or experts of their conditions in lectures and books. Tōjisya Kenkyū is a process in which that those people become subjects by having and speaking of own experiences and so advising and helping themselves, who are otherwise diagnosed by experts and are allowed only to wait for being “helped” by them. Tōjisya Kenkyū has an effect for making it possible to be subjects in the world instead of making people passive and isolated from the world.

It is not solely my idea that Tōjisya Kenkyū be considered a type of phenomenology. When Mukaiyachi explains the most famous phrase of Tōjisya Kenkyū in Bethel's house “by ourselves, collectively!” he acknowledges that he was given a hint for this phrase from Husserl's idea that “when those who think themselves think collectively, the essential understanding will be attained” (Mukaiyachi, 2009: 99). Tōjisya Kenkyū has also a character of dialogical, participatory processes of need interpretation. Mukaiyachi's understanding of the term Tōjisya will make this point clear.

In explaining the meaning of Tōjisya or the subject, Mukaiyachi notices that this term is used and understood in Bethel's Tōjisya Kenkyū in a different way from the sense in which the notion “individual autonomy (Tōjisya Syuken)” is used in sociology or disability studies. The latter use of the term has become common in the context of Japanese

independent living movement of those with bodily disabilities. Under the understanding of the disabled as “people who have been deprived of the basic human right of self-determination” (Mukaiyachi and Bethel, 2006: 67), this term has worked as a political concept describing a principle for patients-centered care and welfare policy. However, in the discourse of Tōjisya Kenkyū, it is pointed out that this idea of individual autonomy or self-determination presupposes that each person knows exactly what his or her own needs are and what they are not. According to Mukaiyachi, it has become evident in the course of Tōjisya Kenkyū that this presupposition is doubtful and that so called self-determination rather easily loses its orientations and lead to worse situations, if it is done individually, that means in isolation and without recourse to others. The phrase of Tōjisya Kenkyū is thus not “be individual” but “by ourselves, collectively!” (Mukaiyachi and Bethel, 2006: 67-68).

It is noteworthy that here Mukaiyachi views the concept of Tōjisya as an alternative to the individualist concept of political agent. The dialogical, participatory processes of need interpretation in Tōjisya Kenkyū are understood in contrast with an isolated autonomous self. These processes are supposed to prevent people from being isolated in the name of individual self-determination.

Mukaiyachi's perspective on political agency seems to demonstrate an affinity to what Fraser calls the politics of need interpretation. Fraser points out that when the claimant must prove conformity to administratively defined criteria of need, service provision has the character of normalization. So service provision often includes an implicit or explicit therapeutic or quasi-therapeutic dimension. Fraser illustrates this with an example of municipal programs for pregnant women who are unmarried and poor. Such a program often includes not only prenatal care, mothering instruction, and tutoring or schooling but also counseling sessions with psychiatric social workers. Such sessions are intended to bring girls to acknowledge those which are considered to be their true, deep, latent, emotional problems. They seem to be harmless, but as Fraser suggests, they are inclined to construct political-economic problems as individual, psychological problems (Fraser, 1989: 155). Participatory processes of need interpretation in Bethel's Tōjisya Kenkyū are intended to avoid such dangers as the one pertaining to the concept

of individual autonomy, which endorses a patients-centered care and welfare policy that can, despite its good intentions, put people with disabilities in a disadvantage.

## The Politics of Women: The case of DARC Women's House

The main question in this article is how the phenomenology of the female body can be political. I suggest we can draw a concrete picture of how first-person phenomenological accounts of women's body could possibly contribute to the empowerment of women by looking at the *Tōjisyā Kenkyū* of members in DARC women's house in Tokyo. DARC is a network of non-governmental rehabilitation centers with over 50 centers all over Japan. DARC women's house is particularly famous among its centers, because this group published two books and made it accessible to public what those who suffer from drug addiction really need, specifically in women's case.

Members of DARC women's house study their life experiences and life problems from a variety of perspectives. Their research focuses on when and how they fall into a situation in which they cannot help using drugs. In approaching these questions, one of their studies focuses on the bodily experience of menstruation. After discussing how they act when they get the urge to use drugs, they come to the conclusion that when the menstrual cycle is approaching, they are inclined to use drugs, and also that most of them lack the basic knowledge about menstruation and have no idea of how to deal with it. In *Tōjisyā Kenkyū* meetings of DARC women's house menstruation remains one of the main topics (Kamioka and Ooshima, 2010: 117-118).

They also ask why they have not learned ways of caring for their own body and reflecting on their situations and life problems from a wider perspective. According to the results of their investigations, women who suffer from drug or alcohol addiction often had serious domestic troubles, most typically a father with alcoholism who was violent against the mother. Under such circumstances, they got used to taking the role of a mediator, although this often triggered further violence from the father (Kamioka and Ooshima, 2010: 18-19). Owing to such experiences in their childhood, they tend to think that when someone around them are angry or have problems with others, this

is because they themselves behaved inappropriately or do not try hard enough to solve these problems. It is common for women who have addiction problems to care for others' situations instead of their own and to blame themselves for problems that are not of their making. (Kamioka and Ooshima, 2010: 24-25). Such life experiences are supposed to influence their lack of practical knowledge about their own problems including bodily problems. The Tōjisya Kenkyū of DARC women's house suggests that the tendency for having a constant feeling of guilt in life is relevant to the problem of their constant urge to use drugs. On the basis of such first-person understanding of addiction, they developed the motto for recovery: Learn to blame others for problems that have not happened owing to you.

The Tōjisya Kenkyū of DARC women's house shows several aspects of the people who suffer from alcoholism and drug addiction, which are not helpfully analyzed in scientific terms. In the context of this article, I shall shed light on the political dimension of need interpretation in DARC's case. As mentioned before, Fraser claims that the welfare system often has administrative and therapeutic elements. She lists one more element, a juridical one, which "positions recipients vis-à-vis the legal system by according or denying them various rights" (Fraser, 1989: 154). This element gives specific political meanings to the need interpretation in DARC women's house.

Members of DARC often use or have used illegal drugs and many of them have gone to prison for this reason. From the legal perspective they are criminal. There is in fact a marked tendency in Japanese society to think that it is a matter of course that criminals have no right to receive public assistance. For the members of DARC it is normal, when applying for public assistance, to be told by the public officers: "You have become addicted to alcohol and drugs and lived lazily. Aren't you ashamed of yourself?" or "It depends on your will. You should work as soon as possible" (Kamioka and DARC, 2012: 108). In such a discourse they are forced again to blame themselves for all that happened in their life and they hesitate to visit public offices. As a result, they often miss receiving benefits from public welfare.

The Tōjisya Kenkyū of DARC women's house seems to call the juridical element of the social welfare into question by revealing that this element conceals a complex of

factors that constitute the situation that they call for assistance. As mentioned before, the Tōjisya Kenkyū of DARC women's house suggests that experiences of men's violence (including sexual abuse) and bodily troubles during the menstrual period, which are both female specific, should be taken into account for understanding members' life situations. It is unjust to attribute all reasons for their predicament to them and to deny them the right to public assistance.

In the recent book *Crimes: The Way for Survival*, members of DARC women's house actually presented their "study on human rights," in which the idea "Learn to blame others for problems that have not happened owing to you" is developed as a political philosophy.

There is an episode that motivated members of DARC women's house to set about the study on human rights. Several years ago, members from a New York based human rights organization, Open Society Foundations or OSF (named Open Society Institute or OSI until 2011) visited the Tokyo office of APARI (Asia-Pacific Addiction Research Institute). APARI was originally established as a part of DARC in 2000 and its main task is to promote cooperation between ex-drug users and experts in medicine and law for replacing punishment with treatment in the criminal justice system. According to the description in the book, members of OSF contacted APARI after they saw representatives from the Japanese government proudly state: problems with drug abuse are kept well under control in Japan because the severe punishment deters people from using drugs. It was impressive for members of DARC women's house that members of OSF suspected that human rights of those who suffer from drug addiction are infringed in the punishment-oriented policy of Japan (Kamioka and DARC, 2012: 110-112).

In Japanese society it is in fact completely normal among people, politicians or citizens, to think that drug abuse is a matter of one's will. In such a circumstance, those who suffer from drug addiction are inclined to simply blame themselves for being an addict, which is precisely and ironically the largest factor for the habitual use according to the Tōjisya Kenkyū members of DARC women's house. After the meeting of OSF and APARI, their research activity is explicitly intended to change the social and legal situation and realize their right for receiving the social support they need.

In their study on human rights, members of DARC women's house discuss what kinds of support programs they thought would be offered as they were in prison. Their needs are summarized in two respects (Kamioka and DARC, 2012: 139-143).

*Safe home:* They need official support at their residence. After being released from prison, women need a place where they can safely live and bring up their children without men's violence. A safe home is necessary, but it is hard for them to attain it. If they want to rent a new room, they need money, but if they want to work, they need an address.

*Place for learning basic life skills:* They need opportunities for learning basic life skills concerning how to live a regular life, to care for their body, to write a letter, and to look for a job etc. A lot of women who suffer from drug addiction could not attend schools in their childhood and feel ashamed of lacking basic knowledge. They want to have places where they can ask such basic questions without the danger of being insulted.

The interpretation of need by the members of DARC women's house opposes the administrative management of need satisfaction under which service provision includes therapeutic dimension. As seen above, the members of DARC women's house share the idea of "replacement of punishment by treatment" with the supporters and experts from human rights organizations. Treatment is yet another ambiguous word that can be interpreted in the therapeutic sense. Importantly, the Tōjisyā Kenkyū of members of DARC women's house clarifies that treatment should not be viewed as a therapy of individual's psychological problems. Rather, in order to have a clear conception of the effective treatment, their problems should be viewed in the light of the background conditions that construct the life situation of those who suffer from drug addictions.

## Concluding Remarks

The activities of Tōjisya Kenkyū provide several motives for recognizing that the dialogical, participatory processes of need interpretation should be substituted for the monological, administrative processes of need interpretation. Without this change in juridical, administrative, and therapeutic dimensions the social welfare policies will continue making people's life situations even worse.

Even if Tōjisya Kenkyū has some political implications, the topics addressed by Tōjisya Kenkyū such as the body and family may seem nonpolitical. Similarly, the phenomenology of the female body is rarely viewed as politically significant in the feminist discussions. However, as I have tried to explain by comparing both research activities with Fraser's politics of need interpretation, what is "to be political" is questioned in these approaches. The tendency to regard "personal" topics of body and family as nonpolitical, "private matter" is in itself highly political in that it depoliticizes the dimension of the most concrete human needs.

Phenomenology generally investigates what seems most obvious and intimate to us, recognizing that the most intimate is the most neglected. The phenomenology of the body is a process for discovering the aspects of human life that have been concealed in the history of philosophy and politics. To sum up, feminist phenomenology may be useful for feminist political activism at least in three respects: For making the personal (and therefore non-political) political again, for providing need interpretations which can help improve welfare provision and for removing the barrier that separates academia from the outside world.

## References

- Alcott, L. M. (2000) 'Phenomenology, post-structuralism, and feminist theory on the concept of experience,' in Fisher, L. and Embree, L. (ed.) *Feminist phenomenology (Contribution to phenomenology volume 40)*, Dordrecht: Springer.
- Augustine, S. (1961) *Confessions*, translated by Pine-Coffin, R.S., London: Penguin Books.

- Beauvoir, S. d. (1945) 'Phénoménologie de la perception de Maurice Merleau-Ponty,' in *Les Temps Modernes* 1, no. 2.
- Butler, J. (1989) 'Sexual ideology and phenomenological description: A feminist critique of Merleau-Ponty's Phenomenology of Perception,' in Allen, J. and Young, I. M. (ed.) *The thinking muse: Feminism and modern French philosophy*, Bloomington: Indiana University Press.
- Fineman, M. (1995) *The neutered mother, the sexual family, and other twentieth century tragedies*, New York: Routledge.
- Fisher, L. (2000) 'Phenomenology and feminism: Perspectives on their relation', in Fisher, L. and Embree, L. (ed.) *Feminist phenomenology (Contribution to phenomenology volume 40)*, Dordrecht: Springer.
- Fraser, N.(1989) *Unruly practices: Power, discourse and gender in contemporary social theory*, Cambridge, UK: Polity press.
- Haināmaa, S. (2009) 'Feminism', in Dreyfus, H.L. and Wrathall, M.A (ed.) *Companion to phenomenology and existentialism*, West Sussex, UK: Wiley-Blackwell.
- Husserl, E. (1991) *On the phenomenology of the consciousness of internal time*, translated by Brough, J.B., Dordrecht: Kluwer.
- Ishihara, K. (2013) 'Tōjisyā kenkyū to wa nani ka: sono rinen to tenkai (What is Tōjisyā kenkyū?: Basic ideas and history)', in Ishihara, K. (ed.) *Tōjisyā kenkyū no kenkyū (Study of tōjisyā kenkyū)*, Tokyo: Igaku Syoin. (in Japanese)
- Kamioka, H. and DARC Women's House. (2012) *Ikinobiru tame no hanzai (michi) (Crimes or the way for survival)*, Tokyo: East press. (in Japanese)
- Kamioka, H and Ooshima, E. (2010) *Sono go no fujiyū: "Arashi" no ato wo ikiru hitotachi (Being not free ever since: People living after a 'Storm')*, Tokyo: Igaku Syoin. (in Japanese)
- Kittay, E. (1999) *Love's labor: Essays on woman, equality and dependency*, New York: Routledge.
- Mukaiyachi, I. (2009) *Tōgōshicyōsyō wo motsu hito no tame no enjō ron (Philosophy of support for those who suffer from schizophrenia: For recovering the relationships with others)*, Tokyo: Kongou Syuppan. (in Japanese).
- Mukaiyachi, I. and Urakawa Bethel's House. (2006) *Anshin shite zetsubō dekiru jinsei (Life you can safely despair of)*, Tokyo: NHK Syuppan (in Japanese)
- Olkowi, D. (2006) 'Introduction: the situated subject,' in Olkowski, D. and Weiss, G. (ed.) *Feminist*

*Interpretation of Maurice Merleau-Ponty*, University park, Pennsylvania: The Pennsylvania State University Press.

- Urakawa Bethel's House (2002) *Betheru no ie no "hi" enjo ron: sono mama de ii to omoeru tame no nijiyū go syō* (Philosophy of non-support in Bethel's house: 25 chapters for enabling us to say yes to the life), Tokyo: Igaku Syoin. (in Japanese)
- Young, I. (2002) 'Autonomy, welfare reform, and meaningful work', in Kittay, E.F. and Feder, E.K. (ed.) *The Subject of care: Feminist perspectives on dependency*, Oxford: Rowman & Littlefield.
- Young, I. (2005) *On female body experience: "Throwing like a girl" and other essays*, New York: Oxford University Press.

## Notes

- 1 The first feminist encounter with the phenomenology can be said to be Simone de Beauvoir's 1945 review of Maurice Merleau-Ponty's *Phénoménologie de la perception* (Beauvoir 1945), in which Beauvoir expresses her agreement with the idea of the situated, embodied subject (Olkowski, 2006: 3). Since then, the possibility and significance of the phenomenological research on the lived, situated, embodied experience of sexual body has been an important topic for those who are interested in the relationship between phenomenology and feminism. Iris Marion Young's *Throwing like a girl and other essays in feminist philosophy and social theory* (Young 1990) is often mentioned as an early work that developed this phenomenological attempt. As a classical example of more skeptical responses to such a research project, see Butler 1989.
- 2 As Linda Fisher stresses, although phenomenology intends to perform the 'essential' analysis of the bodily experience instead of being an empirical, positive science, its structuring, encoding process "does not deny or obliterate particularity, but sets its guidelines for further individual specification" (Fisher, 2000: 30).
- 3 Thus, Linda Martin Alcoff writes: "we need to supplement discursive accounts of the construction of sexual experience with the phenomenological accounts of the embodied effects on subjectivity of certain kinds of practices. The meanings and significance of sexual events inhere partly in the embodied experiences themselves, whether or not they can be rendered intelligible within any discursive formation" (Alcoff, 2000: 55).

- 4 For this problem, see the feminist discussions on “derivative dependency” (Finemann 1995, 161-164) or “secondary dependency” (Kittay, 1999: 46-47).
- 5 Since 2011 I participated in a study group of the same name, which is held at Rikkyo University in Tokyo.
- 6 Ishihara (2013) provides an overview of the responses to Tōjisya Kenkyū from the Japanese academic world.
- 7 It is a difficult question how this term should be translated into English. In fact, it has been translated in several different ways: Sufferer’s first person study, self-directed research, and self-group study etc. None of these translations is false, although none of them is satisfactory.
- 8 From 2011 to 2012 the author organized a regular meeting for “phenomenology of communication and rehabilitation” with Professor K. Ishihara at Tokyo University. This meeting mainly focused on the relationship between phenomenology and Tōjisya Kenkyū concerning developmental and physical disabilities and had two research collaborators who themselves engage in Tōjisya Kenkyū on these disabilities. We also invited a wide range of guest speakers from the field of medicine to the field of robotics.

# 位置づけられた身体をもつことと家（ホーム）がもつ意味 ——フェミニスト現象学の視点から

リサ・フォークマーソン・シェル

主体は関わっている対象を通じてのみ自らをあらわす

(シモーヌ・ド・ボーヴォワール 2004:160)

本稿では、フェミニズムの理論と実践の発展においてもっとも重要とされてきた（また重要であり続けている）位置づけられた身体をもつ（situated embodiment）という問題を、とりわけ、家（home）という概念との関連でこの問題を取り上げます。私は、位置づけられた身体をもった実存と家とのあいだの関係を考察することによって、家という概念に、そして家と女性存在（身体としてのその存在）とあいだの強固な結びつきにアプローチする事を提案します。そして、フェミニスト現象学は、家についての理想化された概念と、家と女性の身体との同一視とがもつ覆いを取り除くことができると主張したいと思えます。

最初に、フェミニスト現象学について、いくつか導入となる話を概括的に述べます。その後、とりわけ家という概念に着目して、社会の公的領域と区別された私的領域としての家の確立について具体的にみていきます。続いて、私は、主観性が位置づけられていることを作動志向性（operative intentionality）<sup>i</sup>という言葉で理解していますが、そのような議論を通して、家についての再考を提案します。私は、作動志向性を、以下の2つのことを含んだものとして理解することを提示したいと思います。つまり、1つは、世界へと向かって行くことであり、それは家のなかに位置づけられた自己の拡張を示すこととなります。そしてもう1つは、主観性が世界に曝されていること（exposure of subjectivity）であり、それは主観性を取り巻くもののおよび家と関係している自己の傷つきやすさ（vulnerability）を明るみにもたらしこととなります。

## フェミニスト現象学

フェミニスト現象学は、たとえそのように呼ばれなかったとしても、エディット・シュタイン (Edith Stein) やシモーヌ・ド・ボーヴォワール (Simone de Beauvoir) の著作とともにすでに現象学運動の初期の形成において、現象学にとって不可欠の次元であったと言っていよいでしょう。エドムント・フッサール (Edmund Husserl) の〔最初の〕<sup>1</sup> 助手であり、フッサールの『イデーン』第二巻の著作において主要な役割を果たしたシュタイン<sup>ii</sup> は、おそらく彼女の宗教的な著述と感情移入に関する著作<sup>iii</sup> でもっとも知られていることでしょう。しかしながら、1930年代の『女性に関するエッセイ (Essays on Woman: Die Frau)』(英訳 1996) において、シュタインは女性の意識様式と男性の意識様式を現象学的に記述することによって、間主観的関係の同質性と普遍性を疑問に付しました。もっとよく知られていてしばしばフェミニスト現象学の最初の著作として認知されているのは、ボーヴォワールの1949年の古典『第二の性 (The second sex: Le deuxième sexe)』(英訳 2010) です。彼女の先駆的な著作においてボーヴォワールは、女性の存在への問いを現象学的反省にもたらし、女性の従属を説明するための生物学的、心理学的、歴史的な枠組みを吟味することによって、身体をもつ主体 (the embodied subject) を根本的に位置づけたのです。性差の問いを現象学的研究の超越論的方法による哲学的な問いとして提起しようとしたボーヴォワールの努力は、彼女の著作を通じて生きており、その後のフェミニスト現象学の発展のための基礎を形成することになったのです。

現象学的研究の方法、すなわち超越論的還元もしくはエポケー (epoché) とは、私たちが客観世界としての世界についての判断を宙吊りにし、自明視されている仮定や知識を括弧に入れるという方法論的なステップです。エポケーを行うとき、私は日常生活の素朴な自然的態度から退き、しかし同時に、私の意識としての意識に向かって行き、こうしてまさに意識生の活動が明るみにもたらされることとなります。この還元には、対象に焦点を当てることから、対象の与えられ方に焦点を当てることへと、態度を根本的に変化することが含まれています。前面に出て来るのは、意識の志向性 (intentionality) あるいは方向づけられていること、つまり、意識の作用 (ノエシス *noesis*) と意識が意識しているもの (ノエマ *noema*) との解きたい相関関係です。フッサールは次のように書いています。超越論的エポケーは、哲学者に新しい経験の仕方と思考の仕方を与え、「普遍的な意識生

を覆っている態度」(Husserl 1970:150, § 40) の覆いを取りはずすのだ、と。しかしながら、超越論的エポケーによって覆いを取られた態度は、世界から分離された見方ではありません。というのも、その焦点は、経験の特殊な対象ではなく、むしろ経験それ自体の流れに当てられるからです。フランスの現象学者モーリス・メルロ＝ポンティ (Maurice Merleau-Ponty) は、オイゲン・フィンク (Eugen Fink [フッサール晩年の助手]) に言及しながら世界に直面した驚き<sup>iv</sup> という言い方で還元を記述する時、この見方を美しく捉えています。メルロ＝ポンティは次のように書いています。

反省は世界から退いて、世界の根拠としての意識の統一に向かうのではない。火から出る火の粉のようにもろもろの超越がほとぼしり出るのを眺めるために後退するのであり、われわれを世界に結びつけている志向性の糸を緩めて、それをわれわれに知らせるのである。(1962: xiii)

メルロ＝ポンティの説明では、反省において現れるのは、何よりもまず世界に繋ぎ止められていること、すなわち世界との結びつきです。世界は、分離された意識の流れと分離された客観世界としてよりも、むしろ私たちの存在の土台となる基盤として立ち現れます。反省において、世界を対象化する習慣的傾向をやめる時、世界は何であるかから、世界と世界に対する私たちの関係がどのように与えられているかへと、焦点の変化が生じ、また、私たちの存在が世界と密接に絡み合い、また世界のうちに位置づけられ埋め込まれているものとして現れるのです。こうして、超越論的現象学的還元は、[世界の] 喪失に終わるのではなく、むしろ超越論的主観性という次元を得ることになると考えられるべきです。

現象学的還元もしくはエポケーの方法は、私たちがしつけられ、また異なる制度を通じて様々な仕方で位置づけられ埋め込まれている私たち自身の社会的・文化的・歴史的言説のもつ制約を理解することに取り組むことを要請しています。フッサールにとってこのことは、ほとんど、知識の還元的な数学化を理解すること、また意識と知覚を復権させることを意味しました。しかし今日では、還元あるいはエポケーは、私たち自身の文化的先入見に対する疑いや批判的立場を要請しています。ここで簡単に、シモーヌ・ド・ボーヴォワールが60年以上前に女性の存在の意味について研究したなかで、現象学的反省にもたらした性差の場合で例示させてください。ボーヴォワールは、いかに性差が二項対立のヒ

エラルキ一的関係として様々な仕方で、たとえば自然科学の説明的な枠組みによって、自然化されてきたかを明るみにもたらしめました。医学は、正常な場合の人間存在は男性もしくは女性としていずれかの性を有し、それ以外の変異体は正常に対する例外ないし異常であると私たちに教えます。この枠組みで性は、外性器や遺伝、ホルモン、神経の構造といった異なる特徴によって相互に区別され、明確に線引きされたアイデンティティをもつ特別な何かにされています。洗練された科学的手法がどんどん開発されるにつれ、異なる性も何かであること (*whatness*) もしくは対象性 (*objectness*) はいよいよ精密にされますが、この何かであることはまだ自然科学の枠組みのなかで限定されたままです。他方で現象学は、科学の対象、すなわち、そのように異なる性をもつ身体が、いかに理解可能になり、またいかに意識に現れるのかに焦点を当てます。私たちが現象学的還元を行い、科学を通じて世界について知っていることを括弧に入れる時、私たちは科学の対象がどのように私たちに現れるのかを見るという立場にあり、性差の場合には、いかに性差が説明の異なるカテゴリーによって、生まれつきのものとして、また自然化されたものとして現れるのかを見るという立場にいるのです。

こうして、現象学は経験の構造を明らかにすることに、つまり経験の条件に関心をもっています。また、世界は、それが経験される際、ある抽象のプロセスを通じて次第に自然科学によって自明とされている自然主義的な対象に変質され、少なくとも仮説上私たちが完全な知識を得ることのできるような物象化された基盤とされてしまうのですが、そうした抽象のプロセスにも関心をもっています。

フェミニスト現象学の多くは、現象学の伝統において未踏のまま残された経験領域にアプローチするために、現象学の概念道具や方法論の枠組みを用いて、とりわけ女性の経験を注意深い記述にもたらすことに焦点をあててきました。そのような経験には、たとえば、妊娠、出産、月経、乳房をもち授乳すること、自己疎外、摂食障害、性暴力の被害を受けやすいリスクを身体にもつこと、そして否定的なだけでなく肯定的かつ非疎外的な仕方で、自分の身体が主題的な対象として前面に現れる身体的な自己意識などがあります。そのような現象学的記述と分析は、記述可能な経験領野を批判的かつ矯正的に補完し、あるいは拡張するのに役立ちます。フェミニスト現象学におけるこうしたアプローチは、必ずしも明確に現象学的方法や概念を疑ったり変更したりするわけではありません。そうではなく、

哲学者が考えることを怠ってきた経験の範囲全体に注意を払い、通常の日常生活の領域に属するものとして、そのような経験を指摘する点で重要な役割を果たしているのです。さらに、女性の経験についてのフェミニスト現象学の記述は、人間経験にとって普遍的かつ本質的であるとして通用しているものを、限られた集団だけを反省するものに過ぎないと、覆いをはがし、それによって人間経験の視野と構造の理解を豊かにするという企てによってきわめて重要なのです (Oksala 2004:16-17)。

無視されてきた経験領域がすべて病理学の範疇に属するとは限らず、むしろ女性の日常生活に属している (トランスジェンダーのような性的マイノリティの人々も同様)、(また妊娠や出産という場合は、人類存続のための条件でもあります) ということを実証することによって、フェミニスト現象学は、正常性すなわち人間の正常性および女性と男性の正常性の構成に批判的な光を投げかけます。さらに、間違っではあります人間の標準として受け入れられたものについてだけでなく、正常な性を持つ人間であるとみなされたものについても、境界の外にはみ出すという二重の意味で、正常な範囲から逸脱し排除されているような経験の複雑さをも明らかにします。加えて、記述可能な経験領野を補完し豊かにするために現象学的記述の方法を用いることは、多くのフェミニズム理論の発展の中核となってきた経験的な分析に関する議論に重要なパースペクティブを加える限り、より広い理論的な影響力をもっているのです (Fisher 2000 ; Alcoff 2000)。

記述可能な経験領野を拡大し、これまで無視されてきた経験の範囲全体を注意深い記述にもたらすという作業は、決して終わることのない進行中のプロジェクトであり、非常に重要なものです。しかしながら、それはいずれにしても、フェミニスト現象学を網羅するものではありません。実のところ、ヨハンナ・オクスアラ (Johanna Oksala) に従って言えば、フェミニスト現象学を「より一般的な現象学のなかでの局所的なサブテーマに関心をもつ研究」とか、「生きられた身体をもつことの現象学的説明を女性の身体をもつことの説明によって補完し深めること」とかに還元してしまうことはできません (Oksala 2004:17)。フェミニスト現象学が直面している挑戦は、ジェンダーに特有の経験を記述することによって、現象学的記述の領野を単に補足し豊かにすることよりもっと重大なものである、とオクスアラは述べています。現象学の概念道具や方法論的枠組みが、フェミニズムの目的にとって信じられないほど資源に富んだものであることが分れば分るほど、

それらは批判的な吟味のもとにおかれなければならないし、フェミニスト現象学者たちによってまさにそうされてきました。現象学を全く退けてしまう代わりに、そうした批判的なフェミニストの疑問は現象学的プロジェクトの限界を指摘し、その発展に貢献してきました。私は、「現象学的な思考の全身に行きわたり、その最も基本的な信条にとことん達している批判的潮流として」(Oksala 2004:17) フェミニスト現象学を特徴づける点で、オクサラに同意するしかありません。フェミニスト現象学者たちは、現象学的でフェミニズム的な分析の枠組みをより十分に統合することによって、たとえば、性差、妊娠、出産といった現象についての独自の研究が、意識経験の出現と人間の誕生の現象学的な分析をいかに根本的に変えてしまうかを、前面に出しました(Oksala 2004; Schües 1997)。この点については、すでにアイリス・マリオン・ヤング(Iris Marion Young 2005)が、妊娠の経験は、身体をもつ主体の統合を解体することを表しており、経験の可能性の条件としての現象学的主体の統一性を問いに付すものである(Cf. Heinämaa 2012)と述べています。

実際、フェミニストの声は、主体もしくは意識の哲学としての現象学の枠組みにおいて差異や他者性を説明する可能性を研究するうえで鍵となってきました。フェミニスト現象学者たちは、主観性をもつ間主観性を強調することに、また主観性および経験を構成しているものとして、自己と他者との相互関係のさまざまな形式を研究することに、気を配ってきました。とりわけフェミニスト現象学の関心を引いたのは、身体的な自己疎外の経験であり、世界における女性の存在の仕方にとって標準的であるように、自己に対する他者として自己を経験することでした(Arp 1995; de Beauvoir 2010; Young 2005)。「男性が彼の身体であるように女性は彼女の身体であるが、女性の身体は女性自身とは別のものである」(2010: 41)というボーヴォワールの洞察を踏まえ、フェミニスト現象学者たちは様々な仕方で問い続けてきました。そこでは、女性の身体的な自己疎外は、アイデンティティのさまざまなカテゴリーと、権力と特権の構造とが交差する接合点になっているのです。

さらに、フェミニスト現象学は、現象学が経験的な諸研究と学際的な諸観点のさまざまな形式に関わって来たという筋道を頼りにしており、また、その初期の結びつき以来頼りにして来た、その仕方によって特徴づけられます。フェミニスト現象学は、身体をもつこ

との構成的な役割、主観性が位置づけられていること、生きられた経験の具体性を強調することによって、経験的研究と現象学的反省のあいだの関係を深めるとともに注意深く考え抜くという両方の作業において重要な役割を担ってきました。そうした取り組みは、それ自身の基盤と前提を厳密に問うことによって特徴づけられる特別な方法論に基づけられた学際的な学問を促進するために独特な立場を、フェミニスト現象学に提供しています<sup>2)</sup>。

## 家、および私的領域の女性化

さて、フェミニスト現象学の簡単な概括的介绍を終えて、以下では家という概念に向かい、フェミニスト現象学の視点からこの概念にアプローチしていこうと思います。まず、ポリス (polis) の公的領域と対照的關係にある家の確立について、私的領域の女性化について、また女性の存在の概念化と家という概念とのあいだの結びつきについて、少し述べたいと思います。それから、重要な価値として家を論ずるアイリス・マリオン・ヤングの著述の一部にもとづいて (2005: 123-154)、家をフェミニスト現象学的に再評価することに向かいます。

家という概念は、フェミニズムの思想の伝統のなかで何か不安定な位置をしめています。ヤングが書いているように、家は、疑われるのももっともな理由のある、深く相反する価値をもっています。ヤングは、ホメロスの『オデュッセイ (Odyssey)』に由来するイメージに注意を向けます。そこでは、王である夫オデュッセウスが勇敢な冒険に出て海を航海している間、妻ペネロペは暖炉に座ってすばらしい織物を織り、家を守り維持しています。これは、西洋文化に広く普及している女らしさのイメージの一つを決定づけているものです。西洋の伝統およびどこか他の所でも、家という私的領域、家庭生活の領域は、強固に女性と結びついてきた領域でしたし、またしばしば女性が閉じ込められてきた領域でした。実際、近代の家父長制社会は、公的領域と私的領域のあいだの区別に基づいて構築され、女性の大部分が後者に制限されていたのです。西洋の伝統では、この区分は古代ギリシャにルーツをもちます。アリストテレスは『政治学』において、家屋ないし家庭さらに家族をも意味するオイコス (oikos) と、都市国家を意味するポリス (polis) とのあいだの区別を記述し (また規定し) ています。女性は、オイコスに制限され、オイコスでのみ役割をもっていました。彼女たちはそこでギュナイコニティス (gynaikonitis: 女性の活動領域)

あるいは「女性の回廊」に隔離され続け、事実上、外から見られませんでした。オイコス  
はまた、男性の活動のために特権化された領域であるアンドロニテイス (*andronitis* : 男  
性の活動領域) を含んでいました。オイコスのキュリオス (*kyrios* : 主人) はその家の女  
性ではなく、むしろ男性でした (Nevett 1999)。

公的領域と私的領域とのあいだの区別と、女性を後者に閉じ込めることとは、西洋文化  
の歴史を通じて (また世界中の他の諸文化においても)、さまざまな仕方で語られてきま  
しました。西洋では、とりわけ英国と (新たに設立された) 合衆国では、その区別は 18 世紀  
末および 19 世紀初頭の産業革命の勃興とともに特別なイデオロギーとして現れました。  
ここで書きとめて価値のある興味深いことは、二つの領域を区別するというイデオロギー  
が、大部分生物学的決定論によって形成されたということです。つまり、2つの区別され  
た性があり、それらは相互に排他的で、生物学的仕組みによって異なる社会的役割、職業、  
空間に生まれつき適しているという考えです。区別された社会領域と役割を規定し正当化  
するうえで、生物学と自然に言及することは何も新しいことではなく、実は西洋の伝統を  
通じて広く行きわたっていました (アリストテレスは、社会的秩序を生物学的に正当化する  
重要人物の 1 人です)。しかしながら、18 世紀末頃になって、生物学に言及することは、  
科学的生物学的決定論の出現とともに全く新たな次元に進むことになりました。

科学史家のトマス・ラカー (Thomas Laqueur) によれば、性差に関する生物学的決定  
論についての考えは、科学が (ラカーがそう呼んでいる) ワンセックスモデルからツ  
ーセックスモデルへ向かった時、ますます強力になりました<sup>3</sup>。ツーセックスモデルへの変  
更に伴い二つの性、すなわち女性と男性は、根本的に異なり (序列的關係において) 相互  
に補完的なものとして叙述されていきます。ラカーは、18 世紀後半および 19 世紀初頭に、  
女性の解剖学的構造、すなわち本質的に男性とは異なる存在として確定されたその特異性  
に、いかに大きな関心があったかを述べています。女性の解剖学的構造への関心は、女性  
を本質的に異なる種として確立することに向かいます。もちろん、この女性の解剖学的構  
造への科学的関心は、知識を増大し科学研究の領域を拡大するという野心と目的に動機づ  
けられていました。しかしながら、科学者たちは今だけでなくその当ても、同時代の文化  
の規範や期待に影響され動かされています。女性の解剖学的構造に関する新たな発見は、  
政治的議論の外部でつくられたものではないのです。女性の全身が性的特色を付与され、

女性の本質が確立されるにつれ、科学研究が発見したと主張している女性の特異性は、解剖学の領域よりも他の領域に影響を与えました。また、女性の本質に受動性が刻み込まれました。女性は現代科学の受動的な対象として、つまり能動的な男性科学者によって発見されるべき暗黒大陸としてあらわれたのです<sup>4</sup>。

トリル・モイ (Toril Moi) は、ラカーによって記述されたツーセックスモデルを「性の普及したイメージ」(Moi 1999) と呼び、そのモデルは、人の全体および彼ないし彼女の行動だけでなく、人が接するあらゆるものに浸透しているものとして生物学的性を描くものであり、その結果、活動の種類全体が性を付与され、「あらゆる慣習、身振り、活動が、男性 (male) か女性 (female) に、男らしさ (masculine) か女らしさ (feminine) に、性別をつけられ、カテゴライズされている」(Moi 1999: 12) と述べています。モイが指摘するように、すっかり広まっているこの性のイメージは、男性と男らしさ、女性と女らしさ、セックスとジェンダーのあいだに何の隙間も残さず、女性の社会的従属は、生物学に言及して説明されます。おそらく同一の不変の力などないにもかかわらず、社会における女性の従属的位置を生物学的に説明することは、私たちが知っているように、いまでも用いられており、男性同様に女性は、その生物学的な違いによって、特定の仕方で行動し、社会的文化的生活の特定の領域に属するとしばしば想定されているのです。

生物学的性が社会生活のあらゆる側面にいきわたり、決定づけるのでないにしても特徴づけているという理解は、西洋文化において、公的領域と区別された私的領域として家を確立することと密接な関係をもっています。こうして、区別された二つの領域 (私的/家庭的と公的/政治的) の出現は、二項対立的な性差の時代の科学理論によって補強され形成されてきました。科学に言及しながら、家は自然からして [生まれつき] (*naturally*) 女性の生物学的性によって浸透された女性の領域として確立されて来ました。次いで今度は、女性の存在、すなわち女性の本質が家に属するものとして確立され、実際、家庭生活の私的領域と同一視されました。女性は受動的で、男性に依存しているとみなされ、女性の生物学的生殖能力が、女性を公的領域の活動的な生活に適さないものとし、生まれつき家庭的な領域の生活に向いているものに行っているとと言われて、女性は夫や子どもたちの世話をし、公的領域のストレスが多くハードな環境から戻った夫に安らぎを与えることされたのです。

生物学的決定論によってまったく還元的な仕方、女性を家と、また家を女性の身体と結びつけ、同一視さえするという西洋の伝統における長い歴史を考えると、家という概念が、フェミニズム理論において大いに異議が唱えられてきたことは驚くことではありません。批判的な見方は、いかに家の快適さが歴史的に女性を犠牲にして成り立ってきたかを明らかにしてきました。ヤングに従って言えば、女性は「男性と子どもたちの身体と精神が、世界で名をなすための自信と広がって行く主観性を得るよう、奉仕し養育し維持しながら」、その一方で、女性は「自分自身のアイデンティティと計画のための支え」を奪われているのです（Young 2005: 123）。そのうえ、家が安全と親密な愛情関係に結びつけられる一方で、実際しばしば、家が多くの肉体的、心理的、性的な暴力が生じる場であることを私たちはよく知っています。多くの場合、家庭生活の領域は、暴力の犠牲者に隠れ場所を提供するのではなく、その代わりにその境界を提供し、安全という言葉で家を理想化し概念化するやり方は、暴力行為と抑圧の関係を隠蔽するのに役立っているのです。また、家は異なる仕方の特権に関わる問題であり、常に問題となっており、また、家がない（ホームレスである）こと（homelessness）は、世界中で極めて差し迫った社会的政治的問題でもあります。

家の概念に疑念をもつあらゆる理由にもかかわらず、ヤングが正しく指摘しているように、「家の概念に対する肯定的な価値を追い払うことは、フェミニストたちにとってさえ困難」（2005: 123）です。家に住まうことは人間の実存の基本的様態であり、家という意味をもつことは、いくつかの重要な点において、私たちが自己という意味をもつという問題であります。ヤングは、家の概念を完全に拒否することに異議を唱え、その代わりに家をもつ価値（彼女は家をもつ四つのそのような価値、すなわち安全、個体化、プライバシー、維持という価値を認めています）は特典を知らせているけれども、これらの価値を分析することは現代世界において批判的で政治的な潜在力をもちうる、と論じています。家という概念の意味がフェミニズムの視点から注意深く再考されなくてはならない、という点で、私はヤングに全く同意します。フェミニストたちは、「政治や対立から永久に猶予を与え、男性と子どもたちに慰安を与えることを女性から求め続けるような、家という概念の郷愁的な使用を批判すべきだ」と、ヤングは書いています。しかし、彼女は続けてこう述べます。フェミニズムの政治学は同時に、「家の肯定的な価値を概念化するとともに、

それらの価値をあらゆる人に拡張することのできない、あるいは拡張しようとしなない全体的な社会を批判することを要求する」(Young 2005: 151) と。

家についてのフェミニスト現象学は、記述可能な経験の領野を拡大し、これまで無視されてきた経験を注意深い記述にもたらしという、私が先に言及した重要な作業の一部です。現象学的反省の方法を通じて、家について私たちが獲得してきた知識や想定は宙吊りにされ、あるいは括弧に入れられ、家の対象性 (*object-ness*)、すなわち家とは何かについてのさまざまな説明から、生きられた経験のうちで家がどのように与えられ構成されているかへと焦点が向けられます。そのような反省は、完全でゆるぎないアイデンティティにとって住まう場所であるという意味よりも、家の概念と経験のもっと複雑な意味を明らかにすることになるでしょう。またそれは、家がしばしば表しているそのようなアイデンティティへの広くはびこっている願望を問いに付すのに役立つかも知れず、また私は言いたいのですが、そうしたアイデンティティは、西洋（おそらく西洋以外でも同様だと私はあえて言いますが）の文化的社会的な想像のうちにある、ほとんど強迫的な願望のようなものといってよいものです。加えて、家についてのフェミニスト現象学は、主観性を理解して、いかに主観性が世界のうちで異なる仕方でもち位置づけられているかを理解するのに貢献することができる、と提案したいと思います。これから私が目を向けるのは、この後者の点です。現象学的な視点、とりわけフェミニスト現象学の視点が（この後の主題のジェンダー化された含意が与えられたなら）、家の概念を再考するためにできると私が提案する作業は、しばしば家によって表されるゆるぎないアイデンティティという覆いを取り除くだけでなく、身体をもつ主観性と家との生き生きした結びつきを指摘し、この結びつきに微妙なニュアンスを含んだ視点を与えることでもあります。

## 位置づけられ身体をもつこと——曝されることとしての作動志向性

マルティン・ハイデガー (Martin Heidegger) による、住まうという用語での世界内存在の説明<sup>vi</sup> と、リュス・イリガライ (Luce Irigaray) による、固定したアイデンティティへの願望と対照的な流動としてのアイデンティティの主張を頼りにしながら、ヤングは、家という概念を再考することは、少なくとも部分的には、人がもつアイデンティティの意味と家とのあいだの関係に連動されなければならないと述べています。彼女は、「身体

的な日常動作の拡張および表現として特殊な場所に結びつけられている」(Young 2005: 150) ような家の観念を擁護し、「空間の構造への習慣的な順応」(2005: 158) を発達させるプロセスとして、家でくつろぐことの意味を強調しています。家とは、「主観性の特定の様式を定める」(2005: 138) と彼女は書き、この主観性の様式を、「超越の創造的破壊的概念」および「内在の反復」(2005: 138) のいずれからも区別しています。ここでヤングが注意を向けているのは、身体をもち位置づけられているものとして主観性を理解することであり、それによると主観性は、身体をもつこととそれが位置づけられている周囲世界とから分離不能なのですが、他方でまた、世界についてのパースペクティブを持つことによって、この世界から自らを分離するものでもあります。要するに、主観性は、分離した超越にも内在的な物質性にも還元されえないものです。この身体をもち位置づけられている主観性という見方と一致して、自己にとってまったく外的なものとして家を理解することも、家を自己と同一視する傾向(とりわけ家を特定の身体と同一視すること)もともに退けられるのです。

ヤングが提案したように、身体の日常動作の拡張と表現としての家の観念は、生きられた身体をもつことの能動的な運動と、その一部を形成しそれに関与しているような周囲世界に位置づけられていることを指しています。しかし、私たちはこの位置づけられていることをどのように理解すべきでしょうか。位置づけられ生きられた身体がその一部を形成している世界に拡張されるということは、何を意味するのでしょうか。身体をもつ自己が位置づけられていることという問題にアプローチするために、私はここで、私が先に言及したエポケーによって前面にもたらされた、身体をもつ意識と世界とのあいだの基本的な結合ないしは結びつきに戻りたいと思います。覚えておられるように、超越論的還元の方法は、志向的な意識に対する対象(何か)としての世界に焦点を当てることから、対象が与えられる諸様態(いかに)に焦点を当てることへの態度の変化を含んでいます。前面にもたらされるのは、意識生の能動性すなわち意識の志向性であり、覚えておられるように、この能動性は世界から分離されていません。むしろエポケーは、対象に向けられた志向性の基盤としての世界と意識とのあいだの結びつきを明らかにします。この結びつきは、作動志向性ということばでメルロ＝ポンティが記述したもので、よく知られているように、彼がフッサールの思考の独自性を探し当てたのは、この非表象的な作動志向性を詳述するなかでのことでした。それは、「志向性の概念を超えて[……]、表象の志向性の下に、他

の人たちがこれまで実存と呼んできたような、より深い志向の発見のうちに見出される」(1962:140, note54) とメルロ＝ポンティは書いています。

こうして、身体をもち位置づけられた自己が周囲環境に対してもつ直接的な関係は、この還元の説明では、作動志向性をもつ関係であり、運動と習慣的な存在様式を通じて身体的に世界に向かっていることがもつ関係なのです。世界内で家に存在することは、切れ目なく機能し中断することのない作動志向性を、すなわち人の実存を支えている物質的、社会的、文化的環境に住まう習慣の様式を示しています。しかしながら、自己と世界のあいだの基本的結びつきは、二つの安定した実体の結びつきではなく、むしろ、変形と生成の結びつきであり、そこでは身体をもつ自己とそれが位置づけられている世界がともに、加えてまた両者の特定の関係が、編み合わせと解きほぐし、一体化と差異化、接近と撤退といった運動において現れるのです。よく知られているように、メルロ＝ポンティは、いかにしてこの結びつきが身体的な次元で知覚と運動を通じて志向的運動と方向性の構造をもつことになるのかを論証しました。「自分の身体を動かすことは、それによって事物に向かうことである」と彼は書き示しています。身体が作動志向的に世界に向かい、その方向のうちで自分を世界から分離するとき（にもかかわらず、身体はなお分離のうちで結びついたままなのですが）、身体は同時に世界と自己とに曝されています。メルロ＝ポンティは、私がたった今引用した文章に続けて次のように書いています。自分の身体を動かすことは、「自分自身にそれ〔事物の呼び声〕に反応するのを許すことであり、それがいかなる表象からも独立に組み立てられている」と。こうして、身体は、その志向的な運動と世界に向かう方向において、世界内の事物に呼び出されるように、自己自身に向かって一つの方向を曝しています。反省において明るみにでてくる作動志向性は、ここで、生きられた世界および自己の意味が絶えず新たにそこで生じているような出来事において、実存が曝されていることとして、前面にもたらされます。世界が自己に対して存在するようになるとき、自己もまた、世界との関係において存在するようになるのですが、それは、それ自身から手を伸ばし、その手を伸ばすことにおいて、世界へ他者へそれ固有の外部へと曝されることとして、存在するようになるのです。

こうして、私たちが密接に世界に結びつけられている働きとしてメルロ＝ポンティが記述した作動志向性とは、徹頭徹尾、私たちの存在が世界に対して曝されていることである、

というのが私の主張です。私が作動志向的に世界や他者に向けられているとき、私は同時に世界や他者に絶えず曝されており、私の存在のアイデンティティは持続的に関係的な生成なのです。とすると、私たちはこの曝されていることをどのように理解すべきでしょうか。何を曝しており、また何が曝されているのでしょうか。語源的には、その言葉は、何かを外側に、自分の外に置くことを指しています。何かを曝すことは、それを明らかにすること、あるいは目に見えるものにする、またそれによって、その境界を区切ることです（そして、しばしばこれらの境界は、安定し固定していて本来的かつ真実のものという錯覚を与えます）。曝されることは、隠れ場のない存在という意味をもち、曝されることは、実際におそらく、家なしに存在することです。それは、防御なしにあること、覆われず、あるいは保護されずにあることです。〔例えば〕肌は、焼けつくような太陽や氷のように冷たい風に曝されます。目は光に曝されます。人は暴力や恐怖に曝されることがあります。曝されることは傷つきやすさ（vulnerability）<sup>5</sup>を指し示しています。

位置づけられ身体をもつ自己がその世界へと曝されていることによって示された、この傷つきやすさは、それを概念化する際にはごくありふれていることに反して、否定的な用語で理解されてはいけません。ここでいう傷つきやすさとは、本来の統合され自己充足したアイデンティティを復権するために克服されるべき弱点を表示するような、他の点では完全な個人に対する損失や剥奪をあらわすような意味はありません。そのような理解とはまったく対照的に、私は世界や他者に対する基本的な開けという意味で、ジュディス・バトラー（Judith Butler）の言葉でいえば「身体的生それ自身の一部」（2004: 29）として、傷つきやすさを理解することを擁護します。『生のあやうさ（Precarious Life）』のなかでバトラーは、「人間に共通の傷つきやすさ」の場としての身体を強調していて、それは「生それ自身とともに現れ、その根源を私たちは「それが『自我』の形成に先行する」がゆえに取り戻すことができないのです（Butler 2004: 31）。彼女が慎重に強調しているのは、この人間に共通の傷つきやすさは、「常に異なる仕方ですべて述べられており、権力が様々な差異化されている場の外、とりわけ承認の基準の特異な操作の外では適切に思考することはできない」（Butler 2004: 44）ということです。バトラーの議論と多くは一致して、作動志向性をもつ曝されることの次元としての傷つきやすさは、身体をもち位置づけられた存在、すなわち境界を有し他者と周囲世界に結びついている存在の本質的なアスペクトである、と私は主張します。その上で私は次のことを強調したいと思います。つまり、傷つき

やすさは身体の開けとして、さまざまな仕方、また異なる切迫度をもって、社会的、文化的、政治的に位置づけられていることに依存しつつ表わされるということ、また、この身体的な傷つきやすさは「逃れる」ことができない一方で、バトラーに従って言えば、傷つきやすさは力と特権の場のうちで表わされ生きられているので、さまざまな仕方、認識され保護されなくてはならないということです。

何かに曝されることは、要するに受動性と開けという非常に基本的なレベルで何かを経験することです。私たちは、知識に曝されている、あるいは世界に、自然や文化や社会に曝されている、ということについて語っています。私たちが曝されていることは、経験のない経験への開け、つまり私たちの周囲によって触発される能力なのです。その意味で、私たちは常に世界の存在によって、世界のうちで身体をもち位置づけられているおかげで、世界へと曝されています。経験への開けとして、また、私たちに自らを印象づけ押しつけてくる世界への開けとして、曝されることの非常に基本的な意味は、メルロ＝ポンティが論じた身体的な作動志向性の本来の形式を私たちに正しく示しています。また曝されることのこの意味は、それが特定の仕方、外部へと方向づけられたものである限り、志向性の意味に内在している方向という要素ももっています。世界に対する私の基本的かつ必然的結びつきであり、またあらゆる対象に向けられた志向性、分離、隔たり、様々な形の反省のための基盤となっている身体的作動志向性は、同時に、経験に開かれているということによって、世界へと基本的に曝されていることなのです。内から方向づけられていること、あるいは外部へのそれ自身からの拡張（引っ張ること *tendere* から由来する）である志向性は、同時に、外部としてのそれ自身が曝されていること（暴露）です。内面性は置き換えられ、外界で開かれています。同時に外面性は、まさに内面性の中心で見いだされます。メルロ＝ポンティが主張するように、内部と外部は、「まったく分離不可能である。世界はすべて内部であり、私は完全に私自身の外部にいる」（1962: 401）のです。

さらに言えば、位置づけられた自己が自分が位置づけられた世界に曝されていることは、常に意味に曝されていることであり、このことが家という概念と経験を問ううえでの核心である、と私は主張します。身体をもつ主観性は、常に意味の世界に位置づけられており、その意味はたえず実存の出来事のうちに生じています。私たちのもっとも基本的な運動と知覚は、すでに最初から、それらが現われ形づくられる状況の意味と意義とに浸されている

ます。メルロ＝ポンティは『知覚の現象学』の序文でそのことを的確に指摘して、世界に埋め込まれ身体をもった存在であるというだけで、「私たちは意味へと運命づけられて」おり、「私たちは歴史のなかで名前を得ることなしに、何かをすることも何かを言うこともできない」(1962: xix)と書いています。私たちがすることや言うことは歴史のなかで名前を得て、それが世界のなかで世代を越えて伝えられるのだから、私たちがそこへと運命づけられている意味は、固定し確固としたものとして理解することはできません。私が自らをそこで見出しそこへと運命づけられている意味は、私の存在を完全に妥協なしに決定するものではなく、同時に、それが意味に浸され意味の真ただ中に位置づけられるのでなければ、私は私自身を表現することもまったくできないのです。沈殿した意味に曝されていることは、常にまた、権力の構造と位置に曝されていることであり、私たちがそこから逃れられないにもかかわらず、私たちの存在（私たちが何者であるか）と私たちの生成の可能性を特徴づけ形成しているような、支配的な言説とカテゴリー化に曝されていることでもあります。この沈殿した意味の現われと力とは、まさしくヤングが家という概念を批判的に再考する際に理解しているものです。ヤングは、純粋な内在に還元された家の概念や、ゆるぎない固定したアイデンティティの理想を表す家の概念を拒否し、生物学的決定論に言及して確立され説明された、家と女性の身体とのあいだの歴史的な含蓄を大いに批判しています。同時に彼女は、安定性、安全性、完全性といった家の概念に結びついている沈殿された意味と価値の力を認めていて、それらの文化的かつ歴史的な形成と、それらが権力や特権の構造から切り離せないことをあばくことによって、そのような意味と価値を慎重かつ批判的に考察しているのです。

## 家にいる存在の能動性と受動性

ここで作動志向性の構造に注意を向ける私の目的は、身体をもつ主観性が位置づけられていることを特徴づけている二重の運動を指摘することにあります。この二重の運動は家つまり住まうことと家にいることの意味を概念化するうえで生産的だと、私は考えます。作動志向性すなわち位置づけられていることの基底にある結びつきは、位置づけられ身体をもつ自己の側で手を伸ばしたり方向づけられたりすることを含意するとともに、自己が世界へと曝されていることをも含意する、ということを私は論じてきました。家にいることと家という意味をもつこととは、人がそこに住まい、それが人の存在を支え保持してい

るような、自分の身近な環境に能動的に向っている存在の事柄です。そしてまた、自分が住まうことに曝されている存在、すなわち人が住まう場であり、保護と安全を提供することによって概念化されるような家に対して傷つきやすい存在の事柄なのです。

私はメルロ＝ポンティに従い、位置づけられた自己が曝されていることを意味に曝されていることとして、強調してきました。これは、これまで重荷を背負わされて来た家という概念に関係して明確に引き出されて来る、曝されていることの一つの様相です。家はまた、物質性と意味とのあいだ、家にいることと家になることとのあいだの密接な相互関係が、アイデンティティの物質化と意味形成に関わる事柄であることを、証明しています。ヤングは、家のなかでのアイデンティティの物質化のプロセスに二つのレベルを認めています。一つは、身体的な習慣の拡張として空間の附属物を調整するというレベルです。二つ目は、沈殿した個人的な意味と物語を家の物質的な附属物と特定の物質的空間に組み込むというレベルです (Young 2005: 139)。これら二つのレベルは、決して切り離されず、その分離不可能性は、身体をもつ主観性が位置づけられていることの意味を通して考えるとき、ますます明らかになります。メルロ＝ポンティが論じたように、作動志向性によって世界に位置づけられた存在の基本的様式は、最初から、沈殿した意味に浸されています。それぞれ意味を表しているものは、借りて来られ、習慣化され、たえず変形されて確立された行為、身振り、表現から成っており、その存在が位置づけられていることによって身体をもつことにそれらがつきまとい住み込むことになるのです。私が世界へ物質的に結びついていることと、私が世界と世界の一部としての私自身についても「肉の感覚 (fleshy sense)」とは、同じ程度に、社会的、文化的、歴史的な感覚でもあります。そして、意味というのは、いかなる分離や抽象にも先立って、徹底して身体をもった物質的なものとして理解されなければなりません。意味とは感覚 (sense) であり、その言葉が示唆しているように、感じること、感覚すること、つまり身体をもつ物質的な実存の感覚し感覚される次元を含んでいます。身体がもつ社会的な世界との関係は、ロザリン・ディプローズ (Rosalyn Diprose) の言葉を借りて言えば、「世界との関係から分離不可能であり、それと同じ秩序をもち、対象化の関係ではなく、反省的判断に先行して、肉体的に絡み合っている」(2002: 104) のです。多くの仕方、家が、行為者の意味にとっての物質的かつ社会文化的なよりどころとなる基盤として、また、変化し流動する個人のアイデンティティを実現する場として (Young 2005: 149, 155) 現われることは、感覚の物質

性と物質性の意味とを表しているのです。

さらに、住まうことと家にいることで位置づけられていることを作動志向性という用語で理解することは、反復する受動性よりもむしろ志向的かつ変化する能動性と考えられる、家の維持ということに焦点を当てることになりますが、それはこれまでしばしばそのように概念化されてきた仕方です。このように変化する能動性として家の維持に焦点を当てることは、伝統的に女性によって行われてきた労働と、女性らしさと結びつけられ、また生物学的決定論のイデオロギーによって女性の本质と結びつけられてきた存在との再評価を引き起こします。そのような再評価を拡張することには、しばしば家と結びついてきたゆるぎないアイデンティティという理想だけでなく、家と女性とのあいだの強固な結びつきを批判的に再考することも含まれます。作動志向性の基本的な結びつきを変化の運動として強調することによって、私はその代わりに、ヤングに従いつつ、流動的で、部分的で、変化し、関係的かつ基本的に間主観的な（同様に間身体的な *intercorporeal*）ものとして理解された主観性の生成を支えるものとして、家という概念を主張したいと思います。

## 参考文献

- Ahmed, Sarah. 2006. *Queer Phenomenology: Orientations, Objects, Others*. Durham, NC: Duke University Press.
- Alcoff, Linda Martin. 2000. "Phenomenology, Post-structuralism and Feminist Theory • on the Concept of Experience." In *Feminist Phenomenology*, edited by Linda Fisher and Lester Embree, 39-56. Dordrecht: Kluwer: 2000.
- Al-Saji, Alia. 2010. "Bodies and Sensings: On the Uses of Husserlian Phenomenology for Feminist Theory." *Continental Philosophy Review* 43: 13-37.
- Arp, Kristana. 1995. "Beauvoir's Concept of Bodily Alienation." In *Feminist Interpretations of Simone de Beauvoir*, edited by Margaret A. Simons, 161-177. University Park, PA: The Pennsylvania State University Press.
- Beauvoir, Simone de. 2010. *The Second Sex*. Translated by Constance Borde and Sheila Malovany-Chevalier. New York: Alfred A. Knopf.

- Butler, Judith. 2004. *Precarious Life*. London & New York: Verso.
- Diprose, Rosalyn. 2002. *Corporeal Generosity: On Giving with Nietzsche, Merleau-Ponty, and Levinas*. Albany: SUNY Press.
- Fisher, Linda. 2000. "Phenomenology and Feminism: Perspectives on Their Relation." In *Feminist Phenomenology*, edited by Linda Fisher and Lester Embree, 17-38. Dordrecht: Kluwer: 2000.
- Heinämaa, Sara. 2012. "Beauvoir and Husserl: An Unorthodox Approach to The Second Sex. In: *Beauvoir and Western Thought from Plato to Butler*, edited by Shannon M. Mussett and William S. Wilkerson. Albany: SUNY Press.
- Horowitz, Maryanne Cline. 1976. "Aristotle and Woman" , *Journal of the History of Biology* 1976: 2, 183-213.
- Husserl, Edmund. 1970. *The Crisis of European Sciences and Transcendental Phenomenology*. Translated by David Carr. Evanston: Northwestern University Press.
- Johannisson, Karin. 1994. *Den mörka kontinenten. Kvinnan, medicinen och fin de siècle*. Stockholm & Stehag: Brutus Östlings Bokförlag Symposion.
- Laqueur, Thomas. 1990. *Making Sex. Body and Gender from the Greeks to Freud*. Cambridge: Harvard University Press.
- Merleau-Ponty, Maurice. 1962. *Phenomenology of Perception*. London & New York: Routledge.
- Moi, Toril. 1999. *What is a Woman?*. Oxford & New York: Oxford University Press.
- Nevelt, Lisa C. 1999. *House and Society in the Ancient Greek World*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Oksala, Johanna. 2004. "What is Feminist Phenomenology? Thinking Birth Philosophically." *Radical Philosophy* 126: 16-22.
- Schües, Christina. 1997. "The Birth of Difference." *Human Studies* 20(2): 243-252.
- Stein, Edith. 1996. *Essays on Woman. The Collected Works of Edith Stein II*. Translated by Freda Mary Oben. Washington: ICS Publications.
- Young, Iris Marion. 2005. *On Female Body Experience: "Throwing Like a Girl" and Other Essays*. Oxford: Oxford University Press.

## 注

- 1 [ ] 内は、訳者による補足。また、この箇所以外のアラビア数字は原注で脚注とし、ラテン数字は訳注で文末注としている。
- 2 フェミニスト現象学の領域は、近年、ケア理論、ポストコロニアル研究、批判的人種理論、障害学といった分野でさらに活発になってきている (Ahmed 2006; Al-Saji 2010)。これら最近のフェミニスト現象学の諸潮流は、たとえば性差、セクシャリティ、人種、エスニシティに関する問題にアプローチすることについての現象学の決定的な重要性のみならず、そのような諸問題が現象学の領野と概念と方法の持続的な発展においてもちうる豊富な影響力を証明し続けている。
- 3 性差を制作することについての彼の研究 (Making Sex. Body and Gender from the Greeks to Freud) において、ラカーは非常に説得的な仕方、政治的な変化がいかに人間の身体、とりわけ女性の身体概念を弁証法的に変えてきたかを示している。18世紀末以前は、男性と女性の性差はアリストテレスのパラダイムによって理解され、女性は男性と連続体でありながら劣った発達をする男性の変異体とみなされていた、とラカーは書いている。2つの性の解剖学的構造は、このモデルでは本来は相互に異なっているとは考えられていない。むしろ、それらは、同じ一組の器官の2つの異なる配置とみられている。つまり、男性の生殖器官は女性のそれよりも発達した型と考えられている。女性の身体は、不完全な男性の身体と考えられ、女性の生殖器は、器官を内翻されているだけで男性の生殖器と同一のものと理解されている。補完的かつ相互に排他的なものとして解剖学的差異をみる代わりに、ワンセクスマodelは2つの性を同一の完成度のスケール上における序列的な関係として描いている。それに従うと、女性は人間を完成させている男性との関係において不完全であると宣告される。アリストテレスの生物学においては、女性の身体は男性の身体と原理的に同一であり、男性の身体に対して何ら欠けてはいないのだが、にもかかわらず、女性の劣等性が説明されるのは欠陥に言及することによってである。アリストテレスによれば、男性に備わっているものはすべて女性にも備わっているが、十分に発達しておらず、無能で受動的である。重要性は、特定の部分や性質があることに帰せられるのではなく、これらの性質が能動的に完全性にもたらされる程度に帰せられる。こうして、女性はそのような性質そのものに欠けているのではなく、女性が能動性の力を欠いているので、男性に対して不完全であるといまだ考えられている。アリストテレスの『政治学』を参照。*The Politics*, 1260a, p.95. Cf. 1254b, p.68; 1335a, p.45. マリアンヌ・クライン・ホロヴィッツ (Maryanne Cline Horowitz, 1976) は、女性の政治的劣等性と生物学的劣等性のあいだの明確な平行性を描いている。彼女は、アリストテレスが、女性は生物学的に不完全であるという主張とともに、女性は生まれつき

男性によって支配されるという考えを支持していた、と書いている。

- 4 私は、暗黒大陸というこのメタファーをカーリン・ヨハンニッソン (Karin Johannisson) の著作 (*Den Mörka Kontinenten*, 1994)のタイトルから借りている。その序文で彼女が述べているところによれば、彼女は彼女で、それをフロイトから借りている。女性の存在を性的に特色づけることは、女性の身体とセクシャリティを医療化することへの扉を開き、数多くの生殖器の外科手術の手順が開発され実施された。ヒステリーや淫乱といった女性に典型的な「病理学的な」行動を「治療」するために、まったく健康な器官が切除された。大いに議論を呼ぶ陰核切除術を導入した 19 世紀の外科医アイザック・ベイカー・ブラウン (Isaac Baker Brown) に言及しながら、ヨハンニッソンは、期待された女性らしい行動に適合しそこなうという一般的傾向が病理的なものとして定義され、健康な性器および生殖器を切除する根拠として役立ったと書いている (1994:200)。
- 5 曝すことという言葉は、「現実」「真理」「真正」といった含意が重々しく負荷されている。それは覆いをとられ、仮面をはがされ、明るみに出されることのできる、現象の下に隠れている何かがあることを示している。曝すこととはある意味では結局のところアレーティア (Aletheia : 真理) のヴェールを取ることである。曝すことの含意はしばしば「真理」であり、つまり隠され忘れられたままではあり得ない真理を露わにすることであると理解されている。

## 訳注

- i フッサールは、顕在的な志向性の周辺 (庭、背景) ですでに非顕在的な志向性が作動していると述べ、晩年には、後者を「作動しつつある志向性 (fungierende Intentionalität)」と呼んでいた。これは、まだ顕在化されていない受動的な次元でいつもすでに働いている志向性のことである。フィンクやメルロ＝ポンティも、前者を「作用志向性」と呼び、後者を「作動志向性」(l'intentionalité opérante)と呼んで区別した (『現象学事典』の「作動しつつある志向性／作用志向性」の項目を参照)。
- ii フッサールは『イデー』第2巻のための草稿をシュタインに託し編集を依頼したが、その編集に満足が行かず、生前は未刊行のまま残され、その編集に基づくマーリー・ビーメルの編集により、現在はフッサール全集の第4巻として刊行されている。しかし、いろいろと問題点も指摘されており、新たな編集作業が進んでいるようである。
- iii Stein, Edith. *Zum Problem der Einfühlung*. Halle, 1917.
- iv Merleau-Ponty, Maurice. *Phénoménologie de la Perception*, Éditions Gallimard, 1945, p.VIII: Eugen Fink. Die phänomenologische Philosophie Edmund Husserls in der gegenwärtigen Kritik, Kantstudien,

1933, pp.331f.

- v 原注にある「クイア理論」とは、語源的には「ゆがんだ、曲がった」を意味する低地ドイツ語に由来する。「クイア (Queer)」は、19世紀後半から非異性愛者に対する侮蔑語として使われて来たが、それを逆手に取って、非異性愛者たちが、自らを異性愛主義や性別二元制から自由であることを肯定し、また誇りをもった自称した「尊選語」として使うようになり、さらに、先駆的で代表的な論者であるジュディス・バトラーによって、あらゆる実体化の拒否という姿勢を表すものとして使われることで、近代の主体やアイデンティティ概念の根底的な書き換えをしようとする理論となったものである。
- vi Heidegger, Martin: Bauen, Wohnen Denken. In: *Vorträge und Aufsätze*. Stuttgart: Neske, 1994.

(訳：高山佳子・浜渦辰二)

## 解題

本稿は、2014年3月1日、大阪大学スチューデント・コモンズに開催された研究会「北欧のフェミニズム現象学」の講演原稿を本学院生の高山佳子さんと浜渦辰二教授が訳したものである。リサ・フォークマーソン・シェル氏は現在（2014年3月時点）スウェーデン、リンショーピン大学の認知症研究センターの准教授で、北欧フェミニスト現象学における中心的研究者のひとりである。専門は、ジェンダー理論、メルロ＝ポンティの現象学、女性の身体性に加えて、近年では認知症や精神疾患、加齢、疼痛などに関する現象学的研究を展開している。なお、この講演原稿の和訳バージョンを『臨床哲学』に載せることに関して、シェル氏から快諾して頂いている。

私がシェル氏と初めて出会ったのは、英国女性哲学者の会（The Society of Women in Philosophy in the United Kingdom - SWIP-UK）の年次大会「身体性とアイデンティティ (Embodiment and Identity)」が私の母校の英国国立ハル大学で開催された2008年5月だった。その頃、私はハル大学の「身体をもつ主観性研究センター (The Centre for Research into Embodied Subjectivity)」でポスドク研究員をしており、学会の組織委員会のコアメンバーとして世話役をしていた。シェル氏は発表者ではなかったが、積極的に発表者と対話を交わしており、目立った存在だった。懇親会で彼女と話す機会があり、お互いの研究について語った。そこから、メールのやりとりが始まり、シェル氏から刺激を受け続けてきた。その後、フィンランドのヘルシンキ大学やスウェーデンのウプサラ大学ジェンダー研究センターで開催された学会やシンポジウムに何度も招いて頂き、学術的な交流を深めてきた。「いつかシェル氏を日本へお招きしたい」と長い間切望していたこともあり、今回大阪と東京での彼女の講演会開催を可能にして頂いたことに関して、本学の浜渦辰二教授と立教大学の河野哲也教授に心から感謝の意を表したい。

「フェミニスト現象学に何ができるのか？」という大きな問いを掲げて、シェル氏と私は語り合ってきた。その中で「フェミニスト現象学は女性の為の現象学なのか？」という疑問もでてきたが、私たちが出した答えはそうではなかった。女性を考えるということは一体どのようなことなのだろうか。それは、月経、妊娠、出産、閉経などを経験する〈変容する身体〉について考えることを可能にするということである。フッサールから始まっ

た従来の現象学では、健康な異性愛者の成人白人男性の身体や一般化された経験を前提としてきたため、〈変容する身体〉を記述することができなかった。しかし、フェミニスト現象学は、これまで医学的・生物学的な枠にはめて診断していた妊娠や出産などの女性の経験を捉え直し、女性が何をどのように経験しているのかという素朴な疑問を解き明かそうとしてきた。つまり、フェミニスト現象学を簡単に定義すると、女性の身体や経験の構造に関する二つの対立した考え方（生物学的・医学的な考え方 VS 社会的・政治的な考え方）を批判的に考えながら、彼女たち一人ひとりの〈変容する身体〉とその生きている経験を具体的に記述する学問である。そして、それは、従来の現象学研究の領域を広め、〈変容する身体〉の経験を知る可能性と新しい展開を試みており、さらに、人間と環境の関係性について考えやすくしてきた。フェミニスト現象学は、女性がどのようにこの二項対立型の世界を経験しているのかを記述し、その対立関係にあるもの間の関係を再考し始めた。

今回のシェル氏の講演では、フェミニスト現象学を応用し、女性、身体、そして「家（ホーム）」との関係について考察した。シェル氏の講演を聞きながら、私はプラトンの「コーラ」という考え方を連想していた。シェル氏にとって、「家」は常に身体と関係しており、そして、特に、女性と密接な関係を持っている。だから、「コーラ」という言葉を思い続けたのかもしれない。「コーラ（「子宮」という意味がある）」は「母親」であると、プラトンは『ティマイオス』の中で主張した。そして、「コーラ」は「父親」とも「子ども」とも関係を持たない方法で、自分の身体内部に新しい命を生成する能力を有し、その中から「人間」は生まれると考えられている。女性が「ホーム」と密接な関係があるのは、体内に「コーラ」を持っているからなのではないだろうか。「コーラ」の中には「胎児」が入っていて、外界の危険・影響から守られている。つまり、「ホーム」も「コーラ」同様に、私たち人間を外界の危険・影響から守り、身体とその脆弱な生命体を、外界を支配する秩序や権力から守る働きをしてきた。「ホーム」と「コーラ」を結び付ける過程で、公・私間の境界線は男女間の二項対立軸と一致しており、「公的」領域を男性的な空間として、そして「私的」領域を女性的な空間として捉えられてきた。つまり、これまでの伝統的な考え方では、「ホーム」を身体、家庭、自然として扱ってきた。多くのフェミニストたちはこの二項対立的な考え方を一方的に批判しただけだった。

この訳文の中で、「家についてのフェミニスト現象学は、記述可能な経験の領野を拡大し、これまで無視されてきた経験を注意深い記述にもたらす」と、そして、「位置づけられた身体」を持つことについて考察する良い方法になると、シェル氏は考えている。「ホーム」を再考すると、自己をある空間に位置づけることだとも捉えられ、さらに、生活世界そのものを考え直すきっかけになるだろう。「ホーム」を多層的に考えるフェミニスト現象学とはどのようなものなのだろうか。シェル氏が展開するフェミニスト現象学は、主にメルロ＝ポンティの現象学とフェミニスト思想の方法を応用し、既存の現象学が記述してこなかった経験のうち、とりわけ身体（女性）の経験についての分析である。ただし、今回の講演では「家に住まうこと」の経験を扱い、現象学的に分析を行った。それは、家の中での具体的な行動を分析の対象にすると同時に、人間のアイデンティティの問題へと拡張して考えることができる。また、社会・文化的規範と生活する身体との関係についても考察している。「ホーム」を現象学的に語ると、公私の二項対立的な枠を超え、公私の境界も徐々に崩壊していく。

改めて、シェル准教授の経歴を紹介しておこう。学部時代をストックホルム大学で過ごし、文学を学んだ。その後、ベルギーに渡り、ルーヴァン大学で哲学を学んだ。2004年、米国クラーク大学で女性学の博士号を取得し、2007年、デンマークのコペンハーゲン大学大学院主観性研究センターにて哲学の博士号を取得した。その後、スウェーデンに戻り、ウプサラ大学ジェンダー研究センターの研究員を経て、現在に至る。主な近著として次のようなものがある。

#### Edited Books:

- Käll, Lisa Folkmarson & Zeiler, Kristin (ed.) (2014) *Feminist Phenomenology and Medicine*. New York: SUNY Press.
- Käll, Lisa Folkmarson (ed.) (2013) *Dimensions of Pain*. London & New York: Routledge.
- Björk, Ulrika & Käll, Lisa Folkmarson (ed.) (2010) *Stil, Kön, Andrahets. Tolv essäer i feministisk filosofi* (Style, Sex, Otherness: Twelve Essays in Feminist Philosophy), Gothenburg: Daidalos.
- Käll, Lisa Folkmarson (ed.) (2009) *Normality/Normativity*, Uppsala University Series in Gender Research: Crossroads of Knowledge.

- Bromseth, Janne, Käll, Lisa Folkmarson & Mattsson, Katarina (ed.) (2009) *Body Claims*, Uppsala University Series in Gender Research: Crossroads of Knowledge.

## Articles and Book Chapters:

- Käll, Lisa Folkmarson (Forthcoming 2013) "She's Research!": Exposure, Epistemophilia and Ethical Perception through Mike Nichols' Wit" , *Feminist Phenomenology and Medicine*, ed. Lisa Folkmarson Käll & Kristin Zeiler. New York: SUNY Press.
- Käll, Lisa Folkmarson (Forthcoming 2013) "Performativity and Expression: The Case of David Cronenberg's M. Butterfly" , *Vulnerable Bodies/Embodied Boundaries*, ed. Ann Grenell & Lisa Folkmarson Käll, Uppsala University Series in Gender Research: Crossroads of Knowledge. Springer Publications.
- Käll, Lisa Folkmarson (2013) "Intercorporeality and the Sharability of Pain" , *Dimensions of Pain*, ed. Lisa Folkmarson Käll. London & New York: Routledge.
- Käll, Lisa Folkmarson (2012) "Att känna igen sig själv i varulven: Om den mänskliga gemenskapens gränser och begränsningar" (Recognizing Oneself in the Werewolf: On the Boundaries and Limitations of Human Community), Odstedt, Ella. *Varulven i svensk folktradition*, Stockholm: Malört Förlag.
- Käll, Lisa Folkmarson (2012) "Erotic Perception: Operative Intentionality as Exposure" , *Phenomenology of Eroticism*, ed. Jonna Bornemark, Södertörn Studies in Philosophy.
- Käll, Lisa Folkmarson (2011) "Reclaimad Röst – Ekos Eget Eko" (Reclaimed Voice – Echo's Own Echo), G(l)ömda historier. *Klassiska normer och Antik kritik* (Forgotten Histories: Classical Norms and Antiquity Critique), eds. Dimitrios Iordanoglou & Johannes Siapakas, Uppsala University Series in Gender Research: Crossroads of Knowledge.
- Käll, Lisa Folkmarson (2010) "Fashioned in Nakedness, Sculptured and Caused to Be Born: Bodies in Light of the Sartrean Gaze" , *Continental Philosophy Review* 43:1, special issue on Feminist Phenomenology, eds. Sara Heinämaa and Lanei Rodemeyer.
- Käll, Lisa Folkmarson (2009) "Expression Between Self and Other" , *Idealistic Studies* 39:1-3.
- Käll, Lisa Folkmarson (2009) "A Being of Two Leaves – On the Founding Significance of the Lived Body" , *Body Claims*, eds. Janne Bromseth, Lisa Folkmarson Käll & Katarina Mattsson, Uppsala University Series in Gender Research: Crossroads of Knowledge.

- Käll, Lisa Folkmarson (2008) "Spår av könsskillnad: Luce Irigaray i dialog med Maurice Merleau-Ponty" (Traces of Sexual Difference: Luce Irigaray in dialogue with Maurice Merleau-Ponty), *Agora* 2008:3.
- Käll, Lisa Folkmarson (2006) "Sexual Difference as Nomadic Strategy" , NORA. *Nordic Journal of Women's Studies* 14:3.
- Käll, Lisa (2005) "Kinaesthesia, Self-affection and the Dual Structure of the Body" , *Philosophical Aspects on Emotions*, ed. Åsa Carlson, Stockholm: Thales.
- Käll, Lisa (1997) "Att iscensätta ett kvinnligt subjekt" (To Perform a Feminine Subject), *Dialoger*, ed. Tytti Soila, Stockholm: Aura

(解題 稲原 美苗)

# 数学における非言語的思考<sup>i</sup>

ディーター・ローマー

## 要旨

数学における非言語的思考という主題の短い概略のあと、これに関連する中心的な現象学的手段、すなわち形相的方法が打ち立てられる。数学的な証明における形相的方法に特有な形式は、暗黙の変更である。そしてこの手順は、単純な幾何学の事例で打ち立てられる3つの規則を伴う。それから、数学におけるアナロジー的な思考の難しさと長所が、これまでとは異なる側面から議論される。数学において非言語的思考を行うことについての新しい現象学的理解を背景に、数学的思考の大部分は言語の使用なしに行われるというB. L. ファン・デル・ヴェルデンのよく知られた主張が新しい観点から議論される。

## キーワード

非言語的思考、数学的証明、形相的方法、暗黙の変更、アナロジーモデル

## 1. 主題の概略

数学には非言語的な思考があるという主張はよく知られている。同じことが、次のようなことにも当てはまる。多くの数学者は、例えばアインシュタインのように、言語をほとんど用いずに理論を概念化し、定理を証明することができる。B. L. ファン・デル・ヴェルデンの論文では、この主張が体系化される。

しかしながら、数学における非言語的な思考が、一握りの人に限られた個人的な現象なのか、私たち皆が同じように行えるものなのかどうかは明らかではない。本稿では、私たち皆が言語を用いずに数学的な思考ができるということが判明するだろう。私は、この主張を明らかにしてみたい。

数学における非言語的思考の使用には別の問題もある。この思考は、数学的な命題や証明のアイディアの発明に役立つのみなのか、あるいは、数学における非言語的思考の本質的な遂行は、定理を証明する過程にも見出されるのか。私の考えでは、この点ではどちらか一方というわけではなく、多かれ少なかれ、どちらもあるだろう。非言語的思考は発明の方法であり、数学的な洞察の直観的証明の方法でもある。

古代ギリシャの数学では直接的で直観的な洞察として考えられていた公理という概念に、より多くの疑問が集中している。しかし 19 世紀の数学では、ただ任意に選ばれた最初の命題としての公理という新しい概念（操作の可換性、結合性、過渡性など）が発展している。私たちは、どちらの公理において、非言語的思考がより突出しているかを明らかにすべきだろう。

もし公理を直接的で直観的な洞察だと考える場合、私たちはよく、アナロジーモデルを活用して考え出す数学的な対象を考えるだろう。そしてこれらのアナロジーモデルはよく、暗黙的に、強い前提を伴っている。直接的な直観はよく、アナロジー的な意味を前提にしている。例えば、私たちは  $a+b=b+a$  がそれ以上の手段なしに正しいとわかることができるように見える。しかし、この直接的な洞察にある暗黙の前提は、私たちは  $a$  や  $b$  のような数字を拡張された実在（量）、例えばある長さの線、と同一視してもよいということである。これは対象（この場合は数字）、関係や操作のアナロジー的な表象である。すなわち、二つの数字の加算  $a+b$  は、二つの線の長さ  $a$  と  $b$  を一本にすることとして理解される。この結果は、異なる順序  $b+a$  で二つの線を一本にしたものと同じ結果である。同じ指示で線を一本にする順番は無関係で、アナロジー的な操作“+”が可換的なのである。しかし私たちは、この洞察が、選ばれた特定のアナロジーモデル次第であることを、はっきりとわかる。

私たちは次のような異議を唱えるだろう。この加算の可換性の“証明”は、一方では、私たちがこのアナロジーを基礎として当然と思う場合にのみ容認可能であるということ。そしておそらくさらに、たとえこのアナロジーを受け入れても、私たちは二つの確定的だが任意の値  $a$  と  $b$  の関係（他のあらゆる値の関係ではない）を調べただけなので、 $a+b=b+a$  の普遍的な妥当性には不確かさがあるということ。したがって私たちは何らかの方法で、この主張の普遍性に達するためには、二つの確定した値ごとの関係を証明し、二つの値  $a$  と  $b$  の変更を暗黙的に心の中で行うことで充分であると確信していることが明らかになる。つまり、二つの値  $a$  と  $b$  を想像の中で拡大したり縮小したりして、あらゆ

る変更においても  $a+b=b+a$  という一般的な関係に変化がないことを理解する。結論として、この洞察が、値の可能な範囲から、あらゆる  $a$  と  $b$  に妥当し、この過程が関係の一般性を証明する暗黙の変更であることを理解する<sup>1</sup>。この暗黙の変更は、なぜか注目されず、よく言及されないままである。時折、私たちは、次のような手順が“一般性を制限することなしに”行われているという、証明の議論における手引きを見出す。例えば、一般性を制限しているかのように思われる完全な帰納の過程において（私たちが  $n=2,3,4$  の場合をそれぞれ分けて証明したけれども） $n>4$  を前提する場合である。しかし多くの場合、可能なあらゆる場面の一部に証明を制限することで、なぜ一般性が制限されないのかを明確にする議論はほんのわずかしかない。したがって暗黙の変更は、たとえ言及されていないとしても、数学的な議論において中心的な要素なのである。

暗黙の変更は、証明の議論が値の任意の選択に依存していないことを確かめる方法である。この手順は、フッサールの形相的方法（本質直観）に非常に似ている。後期の発生的現象学の用語において、形相的変更として理解する場合は、特にそうである。この方法は、提案された主張の普遍性に、したがって証明する議論の必要な妥当性に直観的洞察を提供する。フッサールの明証理論の観点から、数学的な命題に必要とされる必自然的な明証を与える。私たちは、幾何学において顕著にこの方法を見出すことができる。しかし、この例においてのみ議論しただけで、この方法は形式数学においても、固有の位置をもつ。それにもかかわらず、議論されるべき違いがある。

フッサールによれば、幾何学は質料的な数学分野に属する。というのも、彼は形式的な公理数学の哲学者だっただけではなく、彼の研究は、基本的な対象や概念が（形式数学においてと同様に）代数的変数によって完全に取って代わられないような質料的な数学分野に関連していたからである。彼が質料的な数学と呼ぶ分野は、例えば初等算術やユークリッド幾何学である<sup>2</sup>。立体、面、線、点、角度、序数、集合、次数などは、幾何学や初等算術のそれ以上簡単にできない基本的な対象である<sup>3</sup>。質料的な数学的分野として考えられる、ユークリッド幾何学は、空間のアプリオリな構造を扱う科学である。

形相的変更の方法は、アプリオリという特有の現象学的概念<sup>4</sup>を定める。形相的変更は、経験の対象で始まる。それは想像の中で任意に変えられる。例えば任意の人から始めて、私たちは彼の大きさや体重、色や姿勢、形態などを変えられる。しかし、あらゆる変更の中で同一化できるものが、直立で正面からの標準的な形態における、彼の体の一般的な形態である。つまり、私たちは何らかの仕方で、私たちに現れる歪んだパースペクティブな

表象から標準的な形態を想像する能力を使っているということである。この変更の間、私たちは、あらゆる可能な変更の中で同一のままである特性に、例えば標準的な形態に、気をつけて注意する。同一の aspekto を捉えると、私たちは同じ対象のあらゆる変更の中に生じる合致の総合へと方向づけられる。それゆえ、形相的変更は、たとえ大部分が想像の遂行に基づいているとしても、認識の事例である<sup>5</sup>。それゆえ、形相的経験は実在や特定の位置関係に依存する。私たちはただ、この変更を実際に行うことによって、あらゆる変形において同一であるものを経験する。形相的変更の後でのみ、私たちは、どの一致の総合が生じたのかを知る。現象学的アプリアリは、あらゆる可能な経験に対して妥当であるが、私たちは、変更を実際に行ったあとにのみアプリアリの具体的な中身を知るのであって、あらかじめ知ることはない。このことは数学において形相的方法を使用するときも真のままである。しかしながら、重要な違いがある。私たちが実在の対象に見出し—上記のように変更しなければいけない—異なる特性の範囲は、とても豊かである。これと対照的に数学において変えられようとしている特性の範囲はかなり限られている。このことを論じるために、私は幾何学の証明のとても簡単な事例を取り上げようと思う。

平面上で平行していない二つの直線は一点で交わるというアプリアリな洞察を、私たちはどのように得られるのだろうか。このことをわかるために、私たちは、あらゆる想像された平行していない平面上の直線を変えなければならない。これをする中で、私たちは、想像された二直線が前進的に接近するのを示すひとつの方向を、あらゆる場合において、見つけることができる。それゆえ、私たちは、あらゆる可能な場合において二直線の交点があるであろうことを確信することができる。このことは、私たちが探している**必然的な明証**を提供する。それはフッサールの意味で妥当なアプリアリである。

別の幾何学的な事例を取り上げてみよう。直線の両端に二つの等しい円を作図し、その円の二つの交点を結ぶことで、一本の直線を二等分する方法は、誰もが知っている。この証明で私たちがしていることは、作図である。すべての段階で、私たちは三つの一般的なルールへと厳密に方向づけられている。1. 作図で用いるおのおのの値は同じにすること。2. 作図の範囲を特定のケースに限定しないこと。3. 作図が可能な方法で作図に必要な要素を選ぶこと。最初のルールは特別な注釈を要求しない。そこで私はあとの二つに集中したい。

ルール3について。たとえばコンパスを調整して作図を始めたとしても、私たちはこの作図があらゆる直線で可能かどうかを自分自身に尋ねるだろうか。もし私たちが特定のサ

イズの紙に制限されたとしても、それゆえ恣意的な制限を見出すだろうが、このことが原理的な作図の可能性を制限するわけではない。容易に想像で紙を大きくしてもよい。しかしながら、このことが唯一のありうる困難ではない。というのも、最初の試みで、私たちは二つの円の半径の値をとでも小さくしてしまうかもしれないからだ。その結果、円は交わらないだろう。しかし私たちは、コンパスを調整して線そのものの長さをただ伸ばせばいいことをもちろん知っている。そうすれば二つの円の作図は、新しい直線を容易に結ぶことができる二つの点で交わるだろう。このように私たちは、最初の直線の二つの部分があるあらゆる可能な場合において等しいことを、簡単に証明することができる。

ルール 2 について。実際に、私たちは二つの円の作図で用いられる半径すべての値を試したわけではない。私たちは、交点の余地を残した（すなわち直線の半分より長い）半径で始めなければならない。それゆえ実際に、私たちは作図においてある特定の値しか用いていない。しかしこのことは、私たちの作図を特定のケースに限定するわけではない。作図の過程は対象一般、すなわちこの場合は直線一般や、交点と新しい直線一般が生じる値一般としての半径に基づく円へと向けられている。そのようにすることで、私たちは絶えず意識的に、結果として生じる三角形<sup>ii</sup>の議論のあらゆる段階が、たとえ異なる半径が選ばれたとしても、妥当のままであることを確認しなければならない。私たちは、二つの等しい円の半径に関する作図で、暗黙の変更を理解する。半径の拡大にのみ限られたことだったので、このことは現実の事物のあらゆる側面における広い変更と同じではない。私たちは特性に関してとても“貧しい”対象に向けられていたので、このことは可能なのである。円は中心と半径によって完全に描かれ、すでに私たちは中心を選んでいたので、ただ半径を変えることができ、変えなければならないだけである。しかし私たちは、この変更を明示的に行う必要はない。つまり、意識的にあらゆる段階で、次のような議論の無制限が含まれていることを明確にすることで充分である。したがって私たちは、半径の値に関するあらゆる可能な変更の全クラス、すなわち円一般を代表する特定の円をもつ。そして、これによって、たとえ私たちの具体的な作図が、円の半径の特定の値しか使っていないとしても、必然的な明証のもとで事態の一般的な事情の洞察を得ることができる。

パークリーやヒュームの抽象概念の理論において、私たちはすでに、明示的に行われていないにもかかわらず、何らかの仕方ですべて“心の中で”行われるある変更を伴う解決の基礎的な要素を見出すことができる。二人とも、ロックの“一般的な三角形”の考えに反対している。三角形のような幾何学的な対象に関して、私たちはあるサイズや確定した角度な

どを持つ、紙に描かれた特定の対象に向けられていないという考えを、ロックは守ろうとしている。彼は、“一般的な三角形”は三角形が持ちうる可能な特性を何も持っていないと同時に、それらのすべてを持っていると主張している。これは矛盾した考えである。しかし、パークリーやヒュームと同様に、幾何学的思考にとって、そのような考えは、証明において考えられなければならないあらゆる代案を伴うために、魅力的である。

パークリーの『人知原理論』の序章第16節における議論（フッサールが『論理学研究』の第二研究で引用した）は、私たちは、特定の三角形を描いているという事実にもかかわらず、証明においてその三角形に特定の性質を用いていないので、三角形の観念を用いる幾何学的な証明はよくうまくいく、と主張する<sup>6</sup>。ヒュームは、パークリーと同じ方法でロックの直観を用いようとした。彼はパークリーの唯名論における代表という観念を採用した。ヒュームは抽象的な観念をそれ自身個的に存在するものとみなしたが、同時に、それらの観念が代表するものについては一般的なものとみなした。そのような代表機能のために、1つの言葉は1つの観念を生き生きと名付ける。しかしまた、特定の概念の下に包括される対象の代わりである他の1つの観念を想像する傾向も呼び起こす。例えば、もし私たちが、“一つの三角形のすべての角が等しい”という命題を証明しようとするときに“三角形”という語を使うなら、等辺三角形で始めるだろう<sup>7</sup>。しかしそのとき、他の三角形も挙がる、例えば、等辺でも直角でもないものである。このことは、提示された命題が偽であることに私たちを導く。ここで、暗黙の変更という要素が、明確な仕方では存在している。パークリーとヒュームは、数学的な証明の場合にのみ、この変更に関する隠れた傾向について言及した。フッサールによる経験論者の抽象理論への批判に注意を払わず、私の考えでは、数学の証明についての経験論者の理論に関する上で述べられた要素と、フッサールの数学的証明の理論と解釈された形相的方法とのあいだには重要な関連がある。

## 2. アナロジーモデルの難しさ

私たちは、幾何学では暗黙の変更が証明の方法として容認可能だろう、ということを理解した。しかし、あらかじめ選ぶモデルの問題や、その結果がこのアナロジーの基礎次第であることを思い出そう。幾何学ではこのようなことがあるだろうか。もし平面上の平行な直線は交わらないと主張するユークリッドの平行の公理を考えるなら、この可能性に気付く。この主張を証明するために、私たちは想像的な暗黙の変更を用いるかもしれない、

すなわち、いわば、想像上の平行線に沿って進んでみて、二直線の間の距離が決して変わらないという洞察を得るかもしれない。しかしながら、この洞察は、私たちが日々の経験からよく知っているあるタイプの空間を空間一般と隠れて同一化することにおいて成立する隠れた前提にかかっている。前者の空間は、触覚 (Tastsinn) の具体的な空間。私たちは、それを触覚空間 (Tastraum) と呼んでもよい。

この触覚空間 (Tastraum) は、平行な直線があらゆる可能な場所で同じ距離を保っているという経験によって特徴づけられる。これは、視覚の助けを得て経験するタイプの空間の場合のことではない。私たちは、この空間を視覚空間 (Sehraum) と呼んでもいいだろう。この視覚空間において、列車の線路のような場合に、平行な直線が交わるのを見る。つまり二直線が実際にお互いに近づきあって、そうして交わるところも“見る”ことができる。二つの感覚領域によって示された二つのタイプの空間の逆説的な矛盾は、パークリーを、空間を現実として認めないことへ導いた。

### 3. 公理についての異なる概念

私たちが理解しなければいけないことは、直覚や直観的洞察といった考えは、強固な前提なしに理解することは容易でないことである。それにもかかわらず、アナロジーモデルの前提は相対的にもっともらしい、そのため古代では議論の余地がなかった。しかしこのことに関して、19世紀の間に決定的な発展があった。今日私たちは、もはや公理を即座に直観的なものとしてみなさず、任意に意識的に置かれた前提としてみなす。さらに、アナロジーモデルから諸々の洞察を引き継ぐ方法は、19世紀の終わりには時代遅れとみなされた。

非ユークリッド幾何学の発展は、この態度の変化において、決定的な役割を演じている。なぜなら、19世紀の中ごろまで、ユークリッドの平行原理に代わるあらゆる可能な案が、矛盾へ導かれる疑いがあったからである。非ユークリッド幾何学でのボーヤイやロバチェフスキーの仕事や非ユークリッド幾何学の無矛盾性に関する F. クラインの証明は公理の可変性への道を開いた。今日、私たちは公理を自由な選択の領域とみなすが、それにもかかわらず、その自由は制限されている。つまり、もし公理の組み合わせが矛盾する結論を導くなら、それはもはや学問の基礎として受け取られない。というのも、その矛盾から人はあらゆるものを演繹してしまうかもしれないからである。

特性をモデルから類比された対象へと移すアナロジー的な転移の原理的な問題は、私たちが、たとえ際立ってもっともらしく見えても、自由にアナロジーとモデルを選ばなければならないことである。例えば、数と特定の長さを持つ直線の単純なアナロジーをとる場合、私たちは  $a + b = b + a$  の洞察に容易に到達することができる。しかし異なるモデルで対象と操作を類比した場合、結果はまったく異なる。つまり、数を日常行為と解釈した場合、即座に困難を見出す。a = “花瓶を赤く塗る”、b = “花瓶を投げる”、“+” という操作を連続する行為の結合と見なすなら、 $a + b = b + a$  はもはや妥当しない（したがって、これはハミルトンの四元数<sup>iii</sup>でもそうである）。数を行為と類比することは、特に代数的な方法で集合の一群を考慮に入れる場合、見た目ほど不合理ではない。この  $a + b = b + a$  が普遍的に妥当しないことは、非アーベル群<sup>iv</sup>の特徴である。

#### 4. 発明法としてのアナロジー的な転移

今まで、私たちは、数学的な洞察の証明という文脈において（非言語的な）アナロジーの転移を用いることを調べてきた。この文脈には次の二つのことがある。証明で用いられるが、またこのアナロジーの転移の制限でも用いられる有効な手順があること、そして、この手順はアナロジーの転移がうまくいくかどうかという疑問に依存しているということ。しかしまた数学にはアナロジーモデルの異なる用い方がある。すなわち、新しい発明のよりよい方法を見出すだけでなく、複雑な理論を理解し暗記するのに役立つはずである。

ときに絵を思わせるアナロジーが、複雑な理論の理解をより容易にすること、あるいは、記憶の補助を提供することだけに用いられる。すなわち理論の中心的な特性をより記憶しやすい絵が用いられる。私の代数の先生は、キッチンにある単純な混ぜ合わせ器（ミキサー）の動きで、ガロア群の対称的な部分群の機能を説明する。この説明が充実し、機能し始めたら、全体の内容を即座に混ぜせず、しかし、ただその部分を混ぜするだろう。ミキサーが動き始め、底にある素材を限界まで混ぜし、ようやく後になって、素材全体を混ぜする。アナロジー的な関係は、関係する多項式の根号でのガロア群の対称的な部分群の行動に見出される。しかしこれは強力なアナロジーであって、証明では用いられない。

にもかかわらず、このような絵を思わせるアナロジーは、数学者の具体的な仕事で役立つ。フッサールは、科学の証明における発明法に対する統覚的な着想 (apperzeptiver

Einfall) の役割を議論している。統覚的な着想は派生的な受動性に特有の事例で、述定的な判断あるいはその基礎にあるカテゴリー的直観の突然な洞察を含む概念である。例えば、犯罪の話を読んで、「庭師が殺人犯だ！」という解決の着想を突然得る、といった場合である。しかしこの突然な洞察は、よく基づけられた判断の十全な明証をもっていない。これはまだ認識ではなく、熟考の次の段階で間違いが明らかになるかもしれない解決の明確な可能性にすぎない。私たちがこの突然な洞察を得たあとでのみ、適切な証明や動機を持つ明証、殺人者のように行動する能力や可能性を見出し始める。数学でも同じである。ある見込みのある着想は、他の証明からアナロジー的に受け取られるかもしれない。私たちは、「これは正しいかもしれない！」とただ思う。そして、そのあとでのみ本当に証明を行おうとする。

## 5. 数学におけるアナロジー的な思考

私たちは、命題や解法の手順の場合の内に、そして、代数的な用語で、例えば完全な帰納法 (vollständige Induktion) で公式化される他の確信の場合の内に、アナロジー的な転移を見出すことができる。もしある命題が自然数列の最初の要素、例えば 1、に対して真であり、また、もし私が  $n$  から  $n + 1$  へのステップの妥当性を証明したなら、つまり、もしその命題が数  $n$  に対して真であれば  $n + 1$  に対しても真であるなら、それゆえに、その命題はすべての自然数に対して真である。例えば、あらゆる数  $n$  に対する  $x < x^2 + 1$ 。この完璧な帰納のルールは、数論の初等体系の公理や算術において見出される。しかし我々にこのルールを納得させるものは何か。それは、公理に対する古代の感覚では明証的だったのか。

私たちが、アナロジー的な転移の要素を心に留めておきながら、この手順を反省的に見直してみると、命題の正しさの証明が、比喩的に言えば、最も低い数から高い数へどんどん進んでおり、より上へとあがることを止める適切な議論はない、ということがわかる (というのも、その命題が  $n$  に対して真ならば、次の数に対しても真であるに違いないことを証明したことにもなるからだ)。それゆえ、数列のあらゆる要素に対して真でなければならないことが、私たちには明証的であるように思われる。しかしここで注意すべきである。これはアナロジー的な転移からの明証なのだ。

他の例を見てみよう。もし、二つの数の最大公約数を決める、よく知られたユークリッ

ドのアルゴリズム（割り算や平方根の数を抜き出すアルゴリズム）のような解法の手順を考えるとしたら、私たちは、この手順の実行可能性と成功をまったく確信する。例えば、この手順が決定的な時点で終わるだろう、と私たちは確信している。しかし数論から学んだように、このことを形式的な手段で証明することは簡単ではない。なぜならユークリッドのアルゴリズムの決定的な終わりを述べる命題は、いわゆる算術の「深くある（deep lying）」命題だからである。

そのような深くある諸命題は、よく（算術や代数、解析などにおける）「根本命題」と呼ばれる。もしそれらが命題である（公理として導入されない）ならば、それらを証明するために、あらゆる他の公理を用いなければならない。そしてその結論は、理論の完全に明白で明確に分けられた一部を作っている。算術の根本的な定理はそのような命題である。深くある命題は、算術の手順がある特定の時点で中断することを主張する。

ユークリッドのアルゴリズムは、私たちがあらゆる組み合わせの自然数  $a$  と  $b$ （たいてい、一方の数は他方よりも大きい）の公約数を見つけられると仮定している<sup>9</sup>。加えて、二つの数の最大公約数を見つける規則的な手順を提供している。しかしながら、全手順は、その実行可能性を直観的に洞察するのに十分なほどわかりやすくはない。

しかし私たちがアナロジ的な転移によって直ちにつかむことは、手順の各段階において導かれた二つの数は、それ以前の段階の数のペアよりも小さいということである。そしてこのこと以外に、この手順のあらゆる段階が最初の数よりも半分以上小さい数で終わること、したがって、少なくともアナロジ的な関心から、「本当の手順」があることがわかる。もし素の約数がある場合、それは  $2$  か  $2$  よりも大きな数であり、その結果、導かれる数の大きさは最初の数の半分よりも小さいという事実に、この洞察は支えられている。この理由によって、アルゴリズムが確かにある段階で終わると結論づけることは簡単であるように見える。しかしこのことは多かれ少なかれ、アナロジ的な転移に基づいた明証である。というのも、アルゴリズムが中断することを形式的に正しく証明することは、各自然数を素数に約分することを要求する代数の根本理論を用いなければならないので、まったく難しいし、このことをわかりやすくすることも簡単ではない。

## 6. B. L. ファン・デル・ヴェルデンによる、言語を用いない数学的思考

よく知られた数学者 B. L. ファン・デル・ヴェルデンは、論文で、数学的思考は大部分

で言葉を用いずに進むと主張している<sup>8</sup>。幾何学から取った事例、ブライス・パスカルの蝸牛線（リマソン）で、彼は議論を始めている。グラフを作るときのルールは簡単である。円を書き、円上に任意の点を選ぶ。その点から、他のすべての円上の点を通る直線を引く、次に、その直線と円の交点から出発して、直線の両側に一定の距離で点をとる。そのつなごうとした点々が、パスカルがリマソンと呼ぶ曲線になる<sup>vi</sup>。

結合という方法によって結ばれた、この曲線には3つの異なる考えがある。(1) 曲線がどのように描かれるのかについての、支配的な運動の考え、(2) 曲線の視覚的な考え、(3) 曲線の名前。この3つのうち、最初のものについてのみ知る必要がある。というのも、もしそれを忘れたら、曲線の内容を持つことがなくなるからだ。このことは、ファン・デル・ヴェルデンが、言語の指示を用いずに、言語的な手段を活用して作図ルールを説明せずに、概念の意味を形成していることを示している。言語における指示は任意である。それゆえ重要ではない。曲線の視覚的な形も、作図のルールを用いるときはいつもこの形を再現できるため、重要ではない。

したがってこの曲線に関わる4つ目の考えがある。つまり、このグラフの方程式  $(x^2 + y^2 - ax)^2 = b^2(x^2 + y^2)$  はもっとも重要なものではない。なぜなら作図のルールから簡単に得られるからだ。同じことが蝸牛線の作図の基礎をなす概念、例えば円、直線やその他の幾何学的操作にも当てはまる。この観点において、幾何学的対象の言語的側面は二次的である。

幾何学的な概念を越えて、私たちは幾何学的事実、例えば、曲線は交点（Knotenpunkt）を持つという事実を伝えるだろう。曲線の視覚的な表現において、このことをただちに見ることができるが、またこの洞察を、「曲線上を進むことで、二度同じ値に至るが、これは異なる方向の運動による」<sup>9</sup>と表現することによって、運動の考えに言い換えることができる。

ファン・デル・ヴェルデンの議論は、作図のルールを構成する運動の考えが簡単に言語を用いずに伝えられるという手がかりによって、例えば、耳が聞こえない人に私はこのことを伝えることができるし、あるいは逆の場合も同様である、という手がかりによって強化されるかもしれない。他方で、大抵の場合子どもへ言葉によって伝えられる実践や指示を、作図の正しい方法が求めることに、私たちは反対するだろう。例えば、直線を正しい方法で書こうとするなら、まっすぐな線から外れることは許されないということを知っていなければならない。このことを知った結果、私たちは「この逸脱はもはや直線ではない！」

という指示の1つの要点を聞いたに違いない。しかし作図のルールにおけるこのような規範的な要素でさえ、言語なしに伝えられうる。なぜなら、(これをするな、という)規範的な指示を表す象徴や記号を選びさえすればよいからである。これらは幾何学的な作図だけではなく、子どももよく知っているダイニングテーブルでのよいマナーにも役立つ記号である。すでに、ある行動から逸れたり、ある行動を妨げたりすることは、このような規範を伝えている(それゆえまた霊長類のグループでも可能である)。

ファン・デル・ヴェルデンが概念を言語の名称としてのみとらえており、それゆえ、実際に意図された作図のルールと言語表現の堅い結びつきを見落としていることに、私たちは反対するかもしれない。しかしながら、このことは、カントにざっと目を通すことで簡単に説明できることではない。カントは、対象の感性的な表象を生み出すという目的を伴う、感性に基づいた総合的で感性的な行為のルールとして、概念を解釈している。そして、そのようなルールのパラダイムは、幾何学における作図のルールである。

したがって、論理で考えて結論を出すことについて、ファン・デル・ヴェルデンは、結論の基礎を立証することも正当化することも論理的な原理のうちには見出せられないという共通意見を受け入れていない。彼の意見ではすでに、論理的な結合(なぜなら、したがって、そこから、それゆえ、そこに由来する、など—なぜなら、だから、それゆえ、したがって、それだから)を名づける言葉の多さや違いが次のことを指し示している。それは、私たちの言語がそもそも論理的な推論に対する正確な言葉を持っておらず、それゆえ、より正確な同時性、空間的合致、空間的起源、目的あるいは類似性<sup>10</sup>を名づける表示が用いられるということである。推論の言語的表示は実際には、私たちが前提から結論を得る思考過程を思い出させるものである<sup>11</sup>。推論の正しさは直接、思考や認識によって直観されるのであって、言語のルールを用いることによってではない。論理的なルールは、それゆえ、私たちが前提の文脈の中で推論を直接直観している具体的な事例の形式化された抽象である。完全な帰納でさえ、(私たちが以前に見たような)直観を他の起源から得て、言語の形式からは得ないタイプの推論の単純な事例と見なされるべきである。同じことが、技術的な思考だけではなく日常の思考にも当てはまる。

ファン・デル・ヴェルデンの主張に対してさらに可能な異議は、数学的思考は、公式で考えることとよく同一視されるという事実、そして、この思考は言語で行われるという事実であるかもしれない。彼の議論に従って私たちは、公式が作図を導くルールの代数的な再公式化でしかないというこの異議に答えなければならない。公式は思考を促進するが、

それらは私たちに（非言語的な意味において）概念を使用させない。

非言語的な概念が数学的な思考には必要であるという主張について他の議論は、抽象的な概念を思考の対象の象徴として使用することにある。私たちは、この議論を円錐曲線 (Kegelschnitt) の例に見ることができる。というのも、私たちは円錐曲線を想像することはできるが、円錐曲線概念について適切で像的な理解を持っていないからである<sup>12</sup>。それゆえ、この場合、私たちは、具体的で像的な理解の代わりに象徴か公式を用いることが必要だと考える。しかしながらファン・デル・ヴェルデンは、私たちが円錐曲線を考える場合、特定の切断面（例えば楕円）を想像するが、楕円の特性から注意深く抽象していることに反対する。このことは、私の議論が他のあらゆる円錐曲線に妥当するかどうかを、全思考段階において、注意深くチェックすることを意味する<sup>13</sup>。私の議論において、私は特定の円錐曲線（すなわち楕円、円、双曲線、放物線など）を一般的な理解の代表として用いるが、他のあらゆる場面にも妥当するという推論のみを注意深く受け入れている。

言語の強みは、私たちが単純な言語的概念で、簡単に気楽な方法ですべての複雑な考えに言及することができるという可能性のうちのみ見出される。“a”という語（“f(x,y) を円錐曲線にしよう”）で行われる普遍性の言語的な指示は、ルールを指し示す。つまり私たちは、円錐曲線のあらゆる特定の場において、あらゆる他の特定の場でも利用できる操作や推論のみを受け入れる証明の中の代表として〔その語を〕用いることに注意しなければならない、というルールである。ファン・デル・ヴェルデンが述べたように、同じことが公式にも当てはまる。公式は気楽、つまり用いることが簡単に効果的である。それゆえ、私たちは公式を十分持っているので、それらをよく用いる。これらの議論は、大部分、パークリーやヒュームによってすでに示された数学的な思考において、明白さと一般性へと至る暗黙の変更の方法のすでに議論された役割と一致する。それゆえファン・デル・ヴェルデンは次のように結論する。“言語なしの思考は可能である。しかし言語は思考を促進し、思考の新しい対象を作り出す”、しかし実際は、実用的な基礎として思考が用いる特定の種類の観念（言語、公式、図など）は、まったく副次的である、と<sup>14</sup>。

しかしながら、言語を通して思考は共通で共同の活動となるので、言語が思考の結果の改良、発明や認識の対象にたいして大きな強みを持っていることを強調することは重要である。問題や解決の手掛かりは、言語によって他人へと伝えることができ、その人が前任者のやめたところから仕事を続けることが可能になる。この効果を通してのみ、数学や科学は共同活動として可能になる。

この側面で、ファン・デル・ヴェルデンは、霊長類が発明的知性に関して驚くほど発揮することを多くの実験で明らかにしたマイケル・トマセロのような現代の比較心理学者と意見を一致させる。二つの種の現実の行為の間にある大きな違いは、大部分、技術的な発明や認識における伝統的な知性の違いによるものである。言語は、多くの発明家が技術的な発明、あるいは認知的な発明の改良で共に働くことを可能にする。小さな発明でさえ失われずに積み重なる、その結果、一度到達した解決のレベルは失われない。言語とコミュニケーション共同体のおかげで、逆戻りすることはない。トマセロはこの効果を言語の歯止め効果と呼んでいる。このように、私たちは、数学においてさえ、言語は思考や認知の基礎ではなく、積み重なっていく活動に対して最も重要な道具であることを知るのである。

## 文献

- Berkeley G (1901) *A treatise concerning the principles of human knowledge*. In: Fraser AC (ed) *The works of George Berkeley*, vol. 1. Oxford University Press, Oxford
- Hume D (1888) In: Selby-Bigge LA (ed) *A treatise of human nature*. Oxford University Press, Oxford
- Husserl E (1974) *Formale und transzendente Logik*. (Husserliana vol. XVII). Nijhoff, Den Haag 1974
- Husserl E (1976) *Ideen zu einer reinen Phänomenologie und phänomenologischen Philosophie. Erstes Buch. Allgemeine Einführung in die reine Phänomenologie*. Text der 1.-3. Auflage. Hrsg. K. Schuhmann. (Husserliana III/1). Nijhof, Den Haag
- Lohmar D (1989) *Phänomenologie der Mathematik*. Phaenomenologica 114. Kluwer Publishers, Dordrecht
- Lohmar D (2002) *Husserl's concept of categorical intuition*. In: Zahavi D, Stjernfelt F (eds) *Hundred years of phenomenology*. Kluwer Publishers, Dordrecht. pp 125-145
- Lohmar D (2010) *Intuition in mathematics*. On the function of eidetic variation in mathematical proofs. In: Haaparanta L, Hartimo M (eds) *Phenomenology and mathematics*. Springer, Heidelberg
- van der Waerden BL (1954a) Denken ohne Sprache. In: Révész G (ed) *Symposium thinking and speaking*. Published in: *Acta Psychologica*, Amsterdam, 10 (1954), 165-174
- van der Waerden BL (1954/1955) Einfall und Überlegung in der Mathematik I, In: *Elem. Math.* 8 (1954), 121-129, Einfall und Überlegung in der Mathematik II, III, in: *Elem. Math.* 9 (1955), 1-9 and 49-56

## 注

- 1 特に、形式的数学における暗黙の変更の使用に関するより詳しい議論については、Lohmar (2010) を参照。
- 2 Husserl(1974) 53,84,89 頁 と Husserl(1976) 150 頁 を参照
- 3 この文脈では、フッサールがすでに、紙の上に実際になされた作図をその作図が意味する理念化された対象から区別するという理念化を前提していることを、私たちは心に留めておくべきである。
- 4 フッサールのアプリアリ概念は、カントのアプリアリ概念と同一視できないことを忘れないで注意することは重要である。Husserl(1974) 255 頁の註にある重要なメモを参照。カントは、あらゆる経験から独立して達することができ、あらゆる経験に先だって妥当する場合に、知識をアプリアリとみなした。
- 5 フッサールのカテゴリー的直観という概念については、Lohmar (1989) 2 章と Lohmar (2002) 125-145 頁を参照。
- 6 「正確な角度、等しさ、辺の確定した長さは、証明でまったく関わっていない」 Berkeley (1901)、序章第 16 節
- 7 Hume (1888) 1 巻、パート 1、セクション 7 を参照。
- 8 van der Waerden (1954) と van der Waerden (1954/1955) を参照
- 9 ファン・デル・ヴェルデンは次のように書いている。「人が曲線を通る時、さまざまな方向で同じ点を二度通る」(van der Waerden (1954) 167 頁)
- 10 彼らは「本来な同時性、空間的な一致、空間的な起源、目的と類似性」を名付ける。van der Waerden (1954) 168 頁
- 11 van der Waerden (1954) 168 頁を参照
- 12 van der Waerden (1954) 170 頁を参照
- 13 van der Waerden (1954) 171 頁を参照
- 14 「言語を用いない思考は可能である。しかし言語は思考を容易にし、思考の新しい対象を作り出す、そして「それによって思考が働く、ある種の表象は、思考に対して副次的な役割のみを果たしている」とファン・デル・ヴェルデンは書いている。(van der Waerden (1954) 172 頁)

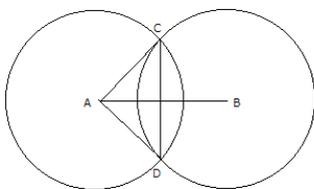
## 訳注

- i 本翻訳は、Lohmar, Dieter “Non-Language Thinking in Mathematics” *Axiomathes*; Mar2012, Vol. 22 Issue 1, pp.109-120 の全訳である。

原著者のディーター・ローマー教授は 2014 年現在、ドイツのケルン大学にあるフッサール文庫（本部はベルギーのルーヴァン大学にある）の所長を務める現象学者である。彼の研究は、現象学・経験論・人間学と超越論的哲学に焦点を当てる一方で、数学にも関心を向けている。そのことは、彼の単著『数学の現象学 フッサールによる数学的認識の現象学的解明の諸要素』や、今回訳出された論文が示している。彼の詳しい経歴や業績は、『臨床哲学』第 13 号に掲載された彼の翻訳論文「非言語的な思考とコミュニケーション — AAC への応用という側面とともに」の浜渦辰二教授による解題に記載されているので、そちらを参照していただきたい。

訳者は、平成 24 年度、GCOE（卓越した大学院拠点形成支援補助金）における研究プロジェクト「コンフリクトの人文科学国際研究教育拠点」の RA（リサーチ・アシスタント）に採用されたので、「科学と科学論におけるコンフリクトの現象学的研究」という研究テーマの下、「ドイツの資料調査・収集」業務として、ローマー教授の論文をここに訳出した。

- ii 直線 AB の両端に同じ半径（直線の半分よりも長い半径）の円を描くと、交点 C と D が出来る。ここで述べられている三角形は、直線 AB と交点 C と D によって出来る三角形 ACD と三角形 BCD のことだと思われる。



- iii アイルランドの数学者ウィリアム・ローワン・ハミルトンが、複素数を拡張して形成した数体系を指す。4つの基底  $(1, i, j, k)$  をとり、実数  $a, b, c, d$  に対して  $a + bi + cj + dk$  の形で書き表される数を、四元数という。
- iv 群を形成する要素の間に、交換則（例えば  $a+b=b+a, ab=ba$ ）が成り立つとき、その群をアーベル群（ま

たは可換群)と呼ぶ。逆に交換則が成り立たない群を、非アーベル群(非可換群)と呼ぶ。

v ユークリッド互除法のことを指す。これは、次の操作を繰り返して、自然数 a と b の最大公約数を求める方法である。

1) a を b で割ったときの余りを r とする。

2)  $r=0$  (すなわち割り切れる) ならば、b が a と b の最大公約数である。

$r \neq 0$  ならば、r を b に、b を a に置き換えて、1) に戻る。

同じ操作を繰り返すと、余りは必ず 0 になる。

例えば、943 と 1058 の最大公約数を求める場合、以下のようになる。

$$1058 \div 943 = 1 \text{ 余り } 115 \quad (a=1058, b=943, r=115)$$

$$943 \div 115 = 8 \text{ 余り } 23 \quad (a=943, b=115, r=23)$$

$$115 \div 23 = 5 \quad (a=115, b=23, r=0)$$

よって、最大公約数は 23 になる。

vi 蝸牛線の作図

直径 OA (長さ a) の円上に動く点 Q がある (図 1)。直線 OQ 上に、 $PQ=P'Q$  (長さ b) となる点 P と P' をとる。このときの点 P と P' が描く軌跡が蝸牛線と呼ばれる曲線になる。例として、 $a > b$  のときに成り立つ曲線 (図 2) を下に載せる。

図 1

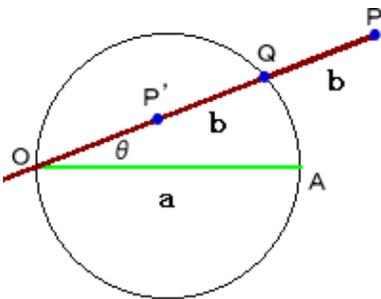
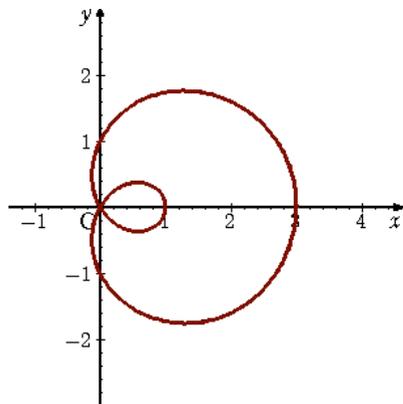


図 2



(訳 山口弘多郎・浜渦辰二)

# 淀川キリスト教病院での臨床倫理検討会の報告

高橋 綾・川崎 唯史

## はじめに

本稿の目的は、淀川キリスト教病院（大阪府大阪市）において病院に勤務する看護師、訪問看護師、医師、ソーシャルワーカーなどの医療従事者を対象に行われている「臨床倫理検討会」（以下、「検討会」と略記）について、その一環として導入された「倫理カフェ」と「事例振り返り」という対話セッションを紹介し、その意義を考察することにある。

この検討会は、哲学対話を促進・支援する団体「カフェフィロ」<sup>1</sup>と病院の「検討会」コアメンバー<sup>2</sup>との協力によって開催されており、本稿執筆者である高橋や川崎などが進行役として対話に参加している。カフェフィロのメンバーは単に対話の進行をするだけでなく、検討会の形式や方法に関しても病院側のコアメンバーとともに話し合い、その意義や効果を検討し、改善の提案も行っている。

カフェフィロの担当者と病院のコアメンバーとの話し合いにより、2011年度以前と2012年度以後では検討会の方法に変更を加えた。2011年度までは「事例検討」と「倫理カフェ」の二セッションによって一つのまとまりとしていたのに対し、12年度からは、この二セッションに「倫理カフェをふまえての事例の振り返り」を加えて、三セッションで一クールとすることにした。筆者たちは、この変更は重要な意味を持つものであり、第三セッションを取り入れることによって対話の意義自体がさらに明確になったと考えている。そこで以下、1) まず検討会に対話を導入した経緯を説明した上で、2) 2011年度以前の方法と、3) 2012年度以降の方法をそれぞれ紹介する。4) 最後に、病院での臨床倫理検討会において対話を行うことの意味について簡単ながら考察する。

## 1. 対話を導入した経緯

淀川キリスト教病院における臨床倫理検討会は、医療従事者たちが集まり、各病棟であつ

た倫理的な対応や思考が求められる事例について分析し、反省して次の実践につなげるために行われている院内の研修会の一つである。検討会には、各病棟の看護師を中心に、医者、ソーシャルワーカーなど、毎回20～40人程度が参加し、10人程度のグループに分かれて事例の検討や対話を行っている。この検討会に対話方式が取り入れられるようになったのは2009年度からである。それ以前は現在も用いられている臨床倫理検討シート(後述)を用いた事例検討のみが行われており、そこに倫理学の専門家<sup>3</sup>が同席して、コメントをするという形がとられていた。2009年度からは、検討会のコアメンバー、とりわけ検討会責任者で、主任課長の田村恵子さん(当時、現在は京都大学医学系研究科教授。がん専門看護師)から、事例検討だけではなく、参加者が意見を話し、聞き合う対話セッションを取り入れたいという希望があったため、事例検討に続くものとして、カフェフィロメンバーが(倫理学の専門家という立場ではなく)対話を促進する進行役という形で参加する対話型セッションが、新たに「倫理カフェ」という名称で取り入れられることとなった。



研修会での対話の様子

## 2. 2009-2011年度までの方法

2009年度から11年度までは、一月目に「事例検討」、その翌月に事例検討の内容を踏まえた「倫理カフェ」を行い、この二セッションを一クールとして、各年度に三クール、計六回の検討会が開催されていた。以下、まず各セッションの方法について説明する。

### 2-1. 事例検討でなされること

各クールの最初に行う事例検討では、清水哲郎氏の主宰する「臨床倫理プロジェクト」によって作成された「臨床倫理検討シート」を用いて、一つの事例を一時間ほどかけて検討する<sup>4</sup>。淀川キリスト教病院での検討会における事例検討の目標は次の四つである<sup>5</sup>。1) 臨床で看護職が経験するジレンマの状況を、倫理原則、理論、基準を用いて批判的に分析し、どのような倫理的問題が包含されているかを明らかにする。2) 看護職が体験する倫理的ジレンマの解決の糸口を見出す力を習得する。3) 実践での倫理問題に関する看護職の責任を認識する。4) 倫理的問題が生じた際には、他職種を交えた意見交換を行うことができる。

事例はクールごとに異なる病棟から提供される。シートは「ステップ1」(本人プロフィール、経過、分岐点)の欄が記入された状態で参加者にあらかじめ配布される。事例検討の場では10名程度のグループに分かれて「ステップ2」(情報の整理と共有)と「ステップ3」(検討とオリエンテーション)の項目を話し合いながら記入していく。事例検討セッションでは、カフェフィロメンバーは進行せず、参加者の中で司会を決め、シートの手順にしたがって意見を述べていく。最後に各グループの検討内容を全体で共有し、次回の倫理カフェで話したいテーマを募る。事例検討の終了後、コアメンバーとカフェフィロの担当で簡単なミーティングを行う。事例検討の際に出た意見を参考にしながら、倫理カフェのテーマまたは問いを決定する。

### 2-2. 倫理カフェでなされること

倫理カフェの際も事例検討と同じグループで一時間ほど対話する。倫理カフェの場合は、カフェフィロのメンバーが各グループに一人ずつ入り、対話の進行を行う。最後に全体で行うまとめの際にも、進行役が話し合った内容をまとめて発表する。

前述の「臨床倫理検討シート」では、「ステップ3」に続き、問題解決や合意を行い、

今後の対応やケアについて話し合う「ステップ4」がアウトプットの段階として設定されている。淀川キリスト教病院での検討会の特徴は、このアウトプットの段階に代わるものとして、「倫理カフェ」という対話のフェーズを取り入れた点にある<sup>6</sup>。

倫理カフェについては二つの目標が設定されている<sup>7</sup>。1) 一つのテーマについて、自分の考えを明確にし、他人の考えに向かい合い、共に考えを深める。2) 医療者という立場だけでなく一個人としてテーマを考え、問題の根本を見出すことができる。

1) については、事例検討では事例の分析・整理に関心が向けられるため、参加者が意見を交換する時間は取りにくい。そのため、事例から発展させる形で、事例や対象についての考察ではなく、それぞれが感じ、考えていることを話し合える機会をつくることにした。しかし、2) にあるように、倫理カフェは問題解決を目指す対話ではない。むしろ、事例検討におけるような、取りうる治療の選択肢についての分析・考察ではなく、事例全体を通じて問題になっていること、問題と感じていることは何か、他の病棟の医療従事者とも共通して話し合える問題があるとすればそれは何かというかたちで、より一般的・根本的な問題を「発見」し、それについて話し合うことが目指される。また、そのような根本的な問題について、医療や看護の前提をいったん括弧に入れ、一個人として語り合うことで、患者の立場や社会的な視点から問題や事例を見ることができるようになることを狙いとしている。

これらの目標を達成するために、話し合いの組織、進行の仕方として、重要なことは四つある。

1) 参加者の能動的な参加、発言、意見交換を促すこと。事例検討のように手順にしたがって分析項目を発表し、まとめるという形ではなく、進行役は問いについて個々の参加者が思うこと、考えることを引き出し、互いに気になることを問い合い、考えることができるように進行をする。

2) 問いの設定は重要であり、倫理カフェのテーマや問いを決める際には、事例に含まれてはいるが、事例から離れ、一般的な問題として考えることのできるもの、医療現場に限定されないテーマや問いを選ぶようになっている。

3) 実際の対話において、前回は検討した事例のことはいったん脇に置き、テーマまたは問いに向き合うことから始めること。事例への言及が禁じられるわけではないが、参加者は病院内外でのそれぞれの経験や考えたことから話し合い始めることが多い。進行役もそうした発言を促す。医療従事者ではない進行役が自分の日常で経験したことを話すことに

よって、参加者も医療者という立場を強く意識しないで話すようになることもある。

4) 全員が納得できる問いへの答えを探すのではなく、対話の中で考えを深めることを目指して、時間がなくなるまで話し合うこと。倫理カフェでは合意形成の手前にある、話し合いを通じた思考の深化を重視する。

この方法で実施した検討会の一例として、2011年度の実施内容を紹介しておく<sup>8</sup>。

開催月日	参加者数	内容
第1回 6月21日	43名	事例検討 「代理意思決定者である母の治療選択が患者の益となっているのか」
第2回 7月19日	42名	倫理カフェ 「意思疎通が難しい人とのコミュニケーション」
第3回 9月20日	43名	事例検討 「家族の希望により療養場所が選択されること」
第4回 10月18日	42名	倫理カフェ 「理想の死にかた」
第5回 12月20日	43名	事例検討 「両親の意向で手術をせずに退院してもいいのか」
第6回 1月24日	38名	倫理カフェ 「受け入れるとは」

### 2-3. 参加者の感想、評価

次に、同年度の参加者の感想と、検討会を運営した看護師たちによる評価を紹介する<sup>9</sup>。まず事例検討の目標が達成できたかどうかについては、73.8%の参加者が、倫理的ジレンマを解決すべく、検討シートの使用・カンファレンスの開催・スタッフへの相談といった行動を起こすことができたこととアンケートに回答している。

また参加者の印象に残った倫理カフェとしては、「理想の死にかた」をテーマとした第4回が挙げられた。この倫理カフェでは、事例から離れ、参加者が一個人として理想とする死にかたについて語り合い、いままで看取って来た患者のなかで印象に残っている死に

際についての話が出るなど、死や生に関する多様な価値観があることが話し合いの中で具体的に経験された。それだけでなく、自分だけで自分の死にかたを決められるのかということや、患者の立場で考える場合と、医療者の立場で考える場合では、理想と捉えるものも変わってくる、というようなことも確認された。ここから、参加者からは、「患者を取り巻く社会的環境などに関する新たな視点を発見することや他人の意見を聞くことによって多くの価値観に触れることができていた」という評価がなされている。

他方、困難な症例や複雑な問題が事例として挙げられることが多かったため、検討シートをもっと身近に使えるように、倫理的に困難で複雑なケースだけでなく、どの参加者でも経験したことのあるような事例も取りあげたほうがよいのではないかと、ということも確認された。

次に倫理カフェについては、前年度までに検討会に出席した経験のある参加者が3分の1いたことも手伝って、参加者から発言がスムーズに出ていたことを踏まえて、自分の考えを明確にし、他人の考えに向かい合い、共に考えを深めるという目的は達成されているとの評価がなされた。

他方、倫理カフェを臨床にどのように活かすことができているかについては、評価方法に限界があるとの認識が示された。そのため、次年度からは倫理カフェの目的や開催方法を変えて、より臨床実践に活かせる内容とする必要があることが報告書において確認された。

### 3. 2012年度以後の方法

2011年度の報告書において、倫理カフェで話し合ったことがどのように臨床に活かされているかを評価しがたいという見解が出されたことを受けて、2012年度からの検討会の方法が検討された。運営担当の看護師たちとカフェフィロのメンバーとのミーティングにおいて、倫理カフェでクールを終わらせてしまうと、対話した内容がうまく臨床での実践・思考に用いられないのではないかと考えから、倫理カフェで話したことをふまえてもう一度事例を見直し、話し合うという「振り返り」のセッションを設定することが決まった<sup>10</sup>。

そこで2012年度は、検討会を合計六回開催することには変わりはないものの、事例検討・倫理カフェ・事例振り返りの三セッションで一クールを構成することとした。新たに設けられた「事例振り返り」については、1) 倫理カフェでの話し合いを踏まえて、事例を再

検討する、2) 視野を広げることにより事例の見方についても差があることに気づく、という二つの目標が立てられた<sup>11)</sup>。

### 3-1. 振り返り（第三セッション）について

事例検討、倫理カフェの方式については、2011年度と同様であるため、ここでは振り返りのセッションがどのように行われているかを紹介する。

振り返りの際も倫理カフェと同様にカフェフィロのメンバーがグループに一人ずつ進行役として参加する。諸事情によりかなわないこともあるが、可能な限り同クールの倫理カフェのグループのメンバーで、振り返りのセッションもできるように調整している。また、振り返りを意味あるものにするため、倫理カフェで話し合われた内容についてまとめたものが振り返りの前に参加者に配布されている。振り返りを開始する際にも、進行役が前月の倫理カフェの概略を簡単に伝えることがある。

話の内容や進め方に関しては、とくにこれについて話し合わなければならないということは設定されておらず、各グループの参加者の関心に応じて話が展開される。進行役は、倫理カフェの内容を踏まえ、改めて事例を見直したときにどんなことを感じるか、気づきや発見はあるか、というようなことや、またこの事例やテーマのような患者や家族に遭遇した場合どうすればよいのだろう、というようなことを問いかけ、出てきたことから対話の流れや中心的テーマを作り出す。

2012年度の実施内容は以下の通りである<sup>12)</sup>。

開催月日	参加者数	内容
第1回 8月21日	31名	事例検討 「末期がん患者の高カロリー輸液の治療選択」
第2回 9月18日	32名	倫理カフェ 「相手を思いやることとは」
第3回 10月16日	28名	事例振り返り 「思いやり」の視点から検討
第4回 12月18日	24名	事例検討 「患者にDNR（蘇生措置拒否）の方針決定に参加してもらうか」

第5回 1月15日	18名	倫理カフェ 「人としてみるとは？人として見られるとは？」
第6回 2月12日	22名	事例振り返り 「人として」の視点から検討

### 3-2. 具体的なセッションの流れ、つながり

具体的な三回のセッションの流れを紹介するために、12年度の第1クール（第1回から第3回）を例にとって、実際にどのような話し合いがなされたか、ということを振り返っておく。

第1回で検討された事例では、末期がんの治療選択において、負担も大きく効果があまり期待できない治療を患者が希望する場合、どのように対応し、治療を決定するかということが問題になっていた。事例検討参加者の多くは、家族の「頑張ってほしい」という思いに応えようとするあまり、患者が我慢して治療を続けようとしているのではないか、ということを感じていた。そこから、患者が家族を思いやる気持ちと家族が患者を思いやる気持ちとがすれ違っているのではないかという疑問が生まれたことを受けて、第二セッションのテーマが「相手を思いやることとは」に設定された。

第2回の倫理カフェでは、この事例を離れて一般的に「相手を思いやるということ」について経験談や意見が交わされた。記録<sup>13</sup>によれば、以下のような論点が複数のグループで挙がっている。「相手を思いやったつもりでも、相手の望むことと合致していない場合は思いやりと言えるか」、「環境が変わり、時間が経てば相手が自分を思いやってくれていたということに気づくことがある」、「思いやっている、ということのことをことさら意識するのはうまくいっていない場合で、思いやりというのはもっと自然に私たちがやっていること、ベーシックな他人への気遣いのようなものではないか」、「看護師としての思いやりと、プライベートでの思いやりは違うのか」。

こうした話し合いを踏まえて、第3回では、事例関係者から事例についての簡単なコメントがあった後で、もう一度事例について思うこと、考えることを述べ合うことになった。記録<sup>14</sup>によると、ほとんどのグループが、患者と家族の間に思いのずれがあったのではないか、という点を中心に、本当にずれはあったのか、その場合どうすればよかったのか、ということ話し合っている。思いのずれがあったかどうか、という点については、

「患者にも家族にも、死を前にして『もっと生きたい、頑張っしてほしい』という気持ちと『もう死を受け入れなければならない、楽になりたい』という二つの相反する思いが出てくるのは自然なことである、と気づいた」という意見に象徴されるように、患者も家族も死を前にしてこの二つの気持ちの間を揺れ動いており、そのことが「ずれ」に見えたとしても、根底にはお互いに対する深い気遣いや愛情が存在していた、というかたちで患者と家族の関わりを肯定的に見直そうという姿勢が見られた。ただし、多くの参加者たちは、できればこの二つの相反する気持ちの間で揺れる患者と家族の気持ちの揺れを同期させ（あるいは違いがあることを認めた上で）、最終的には看取りへと着地させたほうがよい、と考えているようであった。そのため、医療者が個別に話を聞いて、それぞれの意向を知ることや、家族で話し合える場づくりをサポートすること、病状に応じて患者の気持ちの変化があることを家族に伝えておき、患者が「これ以上頑張れない」と伝えた場合には家族のショックをケアする必要がある、というような医療者の関わりの方角性も提示された。進行役としては、参加者たちが、患者の気持ちや家族の気持ちを自分のこととして考えながら、患者と家族の関係を再記述しようとしていた点が印象に残っている。

### 3-3. 参加者の感想、評価

次に同年度の全体的な感想と評価を紹介する<sup>15</sup>。事例振り返りのセッションについて、肯定的な感想としては、「事例に戻ることですらにケアを深めることができた」、「いろんな角度から問題点を考えられた」、「倫理的問題を具体的に捉えることができた」というものがあつた。これを受けて、目標はある程度達成されているという評価がなされた。

他方、「カフェのテーマと事例が繋がりにくい」、「事例検討の続きという感じでカフェを踏まえた感じがなかった」という意見もあつた。この点に関しては、参加者数の関係から、三回続けて同じメンバーでグループを構成できなかったことが主な要因であると考えられた。特に後半のクール（第4回 - 第6回）は回によって参加者数にばらつきがあり、人数の少ないグループに移動してもらうこともあつたため、倫理カフェの内容を踏まえて振り返りをするのがやや難しかったと見られる。

そこで次年度は、部署の役職者・参加者に、一クール全体に参加してほしいという意図を伝えた上でグループ構成を検討していく必要があることが確認された。

## 4. 考察

以上のことを踏まえ、最後に簡単ではあるが、臨床倫理検討会に対話を取り入れることの意義や、今後の課題について簡単に考察しておく。

### 4-1. 倫理カフェについて

まずは、事例検討につづく次のステップとして、事例をすこし離れた一般的なテーマについて対話する、という倫理カフェの意味について検討する。

まず、倫理カフェには、事例検討の際には知ることのできない、他の参加者（グループのメンバー）の個人的な考えや価値観について知ることができるというメリットがある。合意や問題解決を急ぐのではなく、自分や他人の考えにじっくり向かい合うことによって、病棟や職種が違えば考え方が異なることや、同じ病院で働く医療職のなかでもこれほど多様な価値観をもった人がいるのか、ということに具体的に気づききっかけとなる。

また、医療職ではないカフェフィロメンバーが進行をしているということ、テーマを一般的なものに設定していること、医療職としてではなく一個人としてはどう思うかを進行役が問いかけることなどから、医療者として事例や問いについて考えるだけでなく、自分が患者だった場合の思いや行動に思いを馳せ、また患者や家族を取り巻いている社会的環境や制度の重要性についても気づくことができるため、幅広い視野が持てるようになる。

問題点としては、参加者によっては、事例との関連が見えず、何を話していいかわからない、倫理カフェで話したことが医療や看護の実践にどうつながるか分からないという意見が出ていることが挙げられる。

### 4-2. 振り返り（第三セッション）について

次に2012年度から取り入れられた第三セッションの意味について考察する。このセッションは、4-1で挙げられた、倫理カフェで話されたことと実践がつながっていない、という参加者の意見をもとに、対話の着地点（対話を実際のケアにつなげるためのセッション）として設けられたものであった。

振り返りのセッションで何が起きているのかについては、より回を重ね、詳細に検討する必要があるが、2012年度と、12年度と同じ方式で行った2013年度の対話を踏まえ、以下のことは少なくとも言えるのではないかと考えている。

まず一つ言えることは、同じ事例について話し合う場合でも、倫理カフェを行う前と後では、見え方がすこし異なっているということである。倫理カフェは医療者という立場を離れ、一個人の経験を語る人が多いため、その影響を受けて、第三セッションでは、多くの参加者が患者の側から事例を見直し、語り直すことになる。その結果として、医療者の側からは「困ったこと」・「問題」と見えることも、患者や家族にとっては自然なことだったのだ、という意味のことを参加者が気づきとして述べるのをしばしば耳にした。この気づき実践でどう生かされるのか、についても、さらに詳しい考察が必要であろうが、第三セッションでの話し合いを見ていると、同じ医療職としての対応を話し合っている場合でも、すこし方向性が異なってきているように思われる。具体的には、ある事例を解決すべき「問題」として捉えるのではなく、患者や家族の自然な気持ちや流れがあって、それをむりやり変えようとするのではなく、そこにどう寄りそうかを考えようとしていたり、短期的なその場での反応ではなく、長期的なスパンで、患者や家族の気持ちの変化を見守り、対応することの大切さに思いを至らせたりすることができているように見える。筆者達はこの変化や気づきが、短期的な問題解決ではなく、患者や家族の価値観を尊重した、長期的なスパンでの細やかなケアの実践につながるのではないかと期待している。

第三セッションの課題については、倫理カフェから事例についての振り返りへと続く対話の流れに一部の参加者がうまくついてこれていないのではないかとということが挙げられる。後半二つの対話セッションは、事例からつづく「探究」の流れのなかにあるが、参加者自身が続けて参加し、能動的に話し合いに加わっていないと、その流れを見いだすことが難しい。これについては、参加者の側の問題だけでなく、第三セッションでは何がなされているのか、何をどのように考え、発言するのかということの主催者や進行役の側がわかりやすく説明する必要があるだろう。(第三セッションの呼称についても、聞いた時に何がなされるのかイメージされるようなものになることが望ましい。)

以上のように、淀川キリスト教病院の臨床倫理検討会では、事例検討に続くセッションとして、いわゆる「問題解決」・「合意」型ではない二つの対話型セッションを取り入れることで、参加者たちの実践に対する態度の変容が起こること、そして新たな実践への関わりが生まれることが期待されている。対話を詳細に分析したり、参加者に聞き取りをしたりすることにより、この対話セッションの導入によって起こる態度の変化や新たな実践への関わりとはどのようなものであるかを明らかにし、対話によってもたらされたものを評

価していくことが今後の課題である。

## 注

- 1 2005年発足。哲学カフェやネオ・ソクラティック・ダイアログといった哲学プラクティスや子どもの哲学の実践をさまざまな場所で市民とともにやっている。これまでの活動をその意義とともに紹介する書籍『哲学カフェの開きかた』が大阪大学出版会より近刊予定。
- 2 検討会には訪問看護部門も含め各病棟から数十名の看護師が出席するが、そのうち十数名の看護師がコアメンバーとして、事例や倫理カフェのテーマの選択・参加者のグループ分け・各検討会のまとめ・カフェフィロとの連絡などを担当している。
- 3 2008年度まではカフェフィロメンバーの西村高宏さんが担当していたが、2009年度以降は西村さんの移動にともない、高橋がカフェフィロ側の担当者となった。それと同時に、対話形式が取り入れられることになった。
- 4 臨床倫理検討シートはウェブ上で公開されている。<http://www.lu-tokyo.ac.jp/dls/cleth/tools/tools.html>
- 5 以下、検討会コアメンバー作成の「2011年度臨床倫理検討会報告書」より引用。
- 6 ただし、ステップ4は検討シート作成者によっても絶対に必要なものではないとされている。
- 7 前出報告書より引用。
- 8 同上。
- 9 同上。
- 10 この構成については、NSD（ネオ・ソクラティック・ダイアログ）という対話セッションを行ったあとのアウトプットとして具体的な問題に対する考えを話し合う、という「対話コンポーネンツ」の方法を参考にした（この方法については次の論文を参照。本間直樹・堀江剛、「対話コンポーネンツ——臨床コミュニケーションのモデル形成にむけて」、科学技術振興調整費『臨床コミュニケーションのモデル開発と実践 平成14年度報告書』（研究代表者：鷲田清一）、2003年）。また後述するように、最後のセッションの呼称については、そこで何が起っているかを考察した上で、また、参加者が理解しやすく、参加や発言の仕方が分かりやすくなるように、検討・改善が必要であるが、ここではとりあえず「振り返り」としておく。
- 11 「2012年度臨床倫理検討会報告書」より引用。
- 12 同上。

- 13 「2012 年度第二回臨床倫理検討会まとめ」(コアメンバー作成)に基づく。
- 14 「2012 年度第三回臨床倫理検討会まとめ」(コアメンバー作成)に基づく。
- 15 「2012 年度臨床倫理検討会報告書」より引用。

## 臨床哲学研究会の記録

### 《研究会》

#### 第1回 (1995.10.25)

鷺田清一 (大阪大学教授・倫理学): 《苦しむ者》(homo patiens) としての人間

#### 第2回 (1995.11.30)

中岡成文 (大阪大学教授・倫理学): 臨床哲学はどのようなフィールドで働けるか

入江幸男 (大阪大学助教授・哲学): ボランティア・ネットワークと新しい〈人権〉概念の可能性

#### 第3回 (1996.4.25)

フリー・ディスカッション

#### 第4回 (1996.5.17)

川本隆史 (跡見学園女子大学教授・倫理学): 関東大震災と日本の倫理学 四つの症例研究

#### 第5回 (1996.5.30)

池川清子 (北海道医療大学教授・看護学): 看護 生きられる世界からの挑戦

#### 第6回 (1996.6.20)

堀一人 (大阪府立刀根山高校教諭): 「おかわりクラブ」の実験から職業選択から自己実現への道筋

#### 第7回 (1996.9.26)

鷺田清一・中岡成文: 哲学臨床の可能性

#### 第8回 (1996.10.17)

小松和彦 (大阪大学教授・文化人類学): 「癒し」の民俗学的研究

#### 第9回 (1997.1.23)

荒木浩 (大阪大学助教授・国文学): 「心」の分節 中世日本文学における〈書くこと〉と〈癒し〉

#### 第10回 (1997.7.3)

鷺田清一: 臨床哲学事始め

山口修 (大阪大学教授・音楽学): 音と身

#### 第11回 (1997.9.25) 「看護の現場から」

伊藤悠子 (芦原病院看護婦):

Feverphobia の克服に向けて —Nightingale 看護論に依拠した小児科外来における実践から

西川勝 (PL 病院看護師): 臨床看護の現場から

#### 第12回 (1997.11.27)

小林愛 (奈良市社会福祉協議会・音楽療法推進室): 音楽療法をめぐる

第 13 回 (1998.7.2)

パネルディスカッション「学校を考える：『不登校』という現象を通して」

提題者：栗田隆子（臨床哲学・博士前期課程）：不登校を語ること——不登校の「私」性  
寺田俊郎（臨床哲学・博士前期課程）：誰が「なぜ学校に来るのか？」に答えられるか  
畑英里（臨床哲学・研究生）：「学校」という踏み絵

第 14 回 (1998.9.24)

山田 潤（大阪府立今宮工業高校定時制教諭）：

子どもの現在 学校の現在 —増え続ける不登校の間いかけるもの

第 15 回 (1998.12.12)

パネルディスカッション「学校の現在と不在 哲学の現場から〈不登校〉現象を考える」

提題者：栗田隆子（臨床哲学・博士前期課程）

寺田俊郎（臨床哲学・博士前期課程）

畑英里（臨床哲学・研究生）

第 16 回 (1999.4.17)

浜田寿美男（花園大学教授・発達心理学）：生きるかたちを伝える場としての学校

第 17 回 (2000.2.19)「哲学教育の可能性と不可能性 高校の授業から」

堀一人（刀根山高校教員）

大塚賢司（同志社高校教員）

第 18 回 (2000.7.1)

中島義道（電気通信大学教授）：哲学の教育 対話のある社会へ

第 19 回 (2001.7.14)

西村ユミ（日本赤十字看護大学）：臨床のいとなみへのまなざし

武田保江（臨床哲学・博士課程修了）：「死体と出会った」エピソードをもとに

第 20 回 (2009.12.9)「教材から哲学と教育を考える」

本間直樹（大阪大学 / 臨床哲学）：きく、はなす、かんがえる：西宮市香櫨園小学校の子どもたちとともに

武田朋士（播磨学園）：少年院における対話ワークショップの試み

菊地建至（関西大学非常勤講師）：大学の哲学・倫理学の「教材」の多様さと共通性：「教職」科目を中心に

第 21 回 (2010.2.20) 第 3 回哲学教育合同研究会「教育」

山田圭一（中央学院大学非常勤講師）、土屋陽介（日本大学）、村瀬智之（千葉大学）：

きく、はなす、かんがえる：西宮市香櫨園小学校の子どもたちとともに

豊田光世（東京工業大学）：「こどもの哲学と環境倫理教育」

第 22 回 (2010.7.24) 「ネオ・ソクラテイク・ダイローグの起源と実践」

寺田俊郎 (上智大学) : NSD の起源—ソクラテスでもネルソンでもなく」

堀江剛 (広島大学) : NSD の『現場反省的』活用を考える : 国際共同研究プロジェクト「遺伝対話」の経験から

會澤久仁子 (熊本大学) : NSD による医療の原則と価値の相互理解

本間直樹 (大阪大学) : 対話進行役養成における NSD の効能

第 23 回 (2010.7.24) 「マイナスからの哲学・倫理学教育」

菊地建至 (関西大学ほか非常勤講師) :

「日常を哲学すること」をはじめめる・つづけるきっかけになる映像活用授業—実演を中心に

田村公江 (龍谷大学) : 大学生への学習の支援のあり方とその困難—専任教員としての経験から

第 24 回 (2011.4.9) 「『ドキュメント臨床哲学』合評会 臨床哲学のこれまでとこれから」

評者 : 奥田太郎 (南山大学 准教授)

菊地建至 (関西大学 非常勤講師)

三浦隆宏 (摂南大学 非常勤講師)

森本誠一 (大阪大学大学院文学研究科 院生)

司会 : 浜渦辰二 (大阪大学大学院文学研究科 教授)

個人発表 :

大北全俊 (大阪大学大学院文学研究科 助教) : HIV 感染症をめぐる臨床哲学的考察

第 25 回 (2011.7.9) シンポジウム「高校での臨床哲学の試み—過去・現在・未来—」

會澤久仁子 (熊本大学 COE リサーチ・アソシエイト)

紀平知樹 (兵庫医療大学 准教授)

藤本啓子 (須磨友が丘高校 非常勤講師)

中川雅道 / 洛星高校プロジェクト

報告 : 榎本直樹 (大阪大学 非常勤職員)

司会 : 本間直樹 (大阪大学 准教授)

個人発表

中西チヨキ (大阪大学 博士課程後期) : 病と看護と語ること聴くこと

第 26 回 (2011.10.22)

辻明典 (大阪大学大学院文学研究科 院生) ・本間直樹 (大阪大学大学院文学研究科 准教授) :

南相馬と臨床哲学

東暁雄 (大阪大学大学院文学研究科 院生) : 手続的正義と規範としての法

森本誠一 (大阪大学大学院文学研究科 院生) :

市民参加型社会へ向けた公衆関与のあり方について—英国ピーコンズ・プロジェクトの取り組みを手がかりに

第 27 回 (2012.1.14) : シンポジウム「高齢社会におけるケアを考える」

浜渦辰二 (大阪大学大学院文学研究科 教授)

藤本啓子 (患者のウェル・リビングを考える会 代表)

林道也 (<ケア> を考える会代表)

第 28 回 (2012.4.8)

正置友子 (大阪大学大学院文学研究科博士課程後期) : 子どもたちと絵本の扉をひらく

栗田隆子 (ライター) : 怒りと呪いの共同体—女の貧困を考える

西川勝 (大阪大学 CSCD 特任教授) : 貝原益軒『養生訓』から考える

第 29 回 (2012.7.8) : 合評会: 中岡成文『試練と成熟—自己変容の哲学—』(大阪大学出版会、2012)

評者: 村上靖彦 (大阪大学大学院人間科学研究科 准教授)

田中俊英 (NPO 法人淡路プラッツ代表)

文元基宝 (大阪大学大学院文学研究科 博士課程前期)

個人発表

紀平知樹 (兵庫医療大学共通教育センター准教授) : 待機する社会としての定常型社会

第 30 回 (2012.10.21)

個人発表

徐静文 (大阪大学 博士後期課程) : 中国におけるターミナルケアの歴史と現在

シンポジウム

山崎竜二 ((株) 国際電気通信基礎技術 研究所研究員)

遠隔操作型ロボットを介したコミュニケーションの可能性——石川県宮竹小学校の授業を通して考える」

第 31 回 (2013.1.20)

個人発表

川崎唯史 (大阪大学 博士前期課程) : 安全から安心へ——創造的な対話に向かって

中西チヨキ (大阪大学 博士後期課程) : 苦しみと感謝のなかで——病いの子どもを介護する母の言葉から

第 32 回 (2013.6.16)

個人発表

金和永 (大阪大学 博士前期課程) : 「アイデンティティ」と、悼みの分配

辻村修一 (早稲田摂陵教員) :

哲学的な思考を養成する「総合的な学習」の実践に向けて——文科省が規定するキャリア概念に対する  
懐疑を前提に

第 33 回 (2013.12.7)

共同発表

稲原美苗 (大阪大学大学院文学研究科 助教)

文元基宝 (文元歯科医院 院長) :

歯科医療の中の当事者研究—専門知と当事者の知をつないで—  
辻明典 (福島県南相馬市立原町第二中学校 社会科教員): 葛藤について

### 第34回研究会 (2014.3.23) 「中岡成文教授を送る会」

岡辺裕美 (P&G)  
田中朋弘 (熊本大学)  
西村高宏 (東北文化学園大学)  
鷺田清一 (大谷大学)

### 《公開シンポジウム》

#### 第1回 (1996.12.13) 「哲学における〈現場〉」

熊野純彦 (東北大学助教授・倫理学): 死と所有をめぐって〈臨床哲学〉への途上で  
古東哲明 (広島大学教授・哲学): 臨床の現場 内と外との交差点  
池田清彦 (山梨大学教授・生物学): おまえのやっているのは哲学だ / おまえには哲学がない

#### 第2回 (1997.2.21) 「ケアの哲学的問題」

川本隆史 (東北大学教授・倫理学): 生きにくさのケア—フェミニストセラピーを手がかりに  
清水哲郎 (東北大学教授・哲学): 緩和医療の現場—QOLと方針決定のプロセス  
コメンテーター: 中野敏男 (東京外国語大学教授・社会学)

#### 第3回 (1998.2.20)

第一部 テーマ「女性におけるセルフをめぐって」

北川東子 (東京大学): 孤立コンプレックス  
吉澤夏子 (日本女子大学): 親密な関係性  
コメンテーター: 藤野寛 (高崎経済大学)  
コーディネーター: 霜田求 (大阪大学)

第二部 テーマ「国際結婚」

山口一郎 (東洋大学): ドイツと日本のあいだで日常としての文化差  
嘉本伊都子 (国際日本文化研究センター):  
国際結婚とネーション・ビルディング  
コメンテーター: 浜野研三 (名古屋工業大学)  
コメンテーター: 熊野純彦 (東北大学)  
コーディネーター: 田中朋弘 (琉球大学)

## 『臨床哲学』投稿規定

### ・雑誌の名称と目的

本誌は『臨床哲学』と称し、臨床哲学に関連する研究・活動成果を発表し、またそれに関する情報を提供することを目的とする。また、2012年度より年2回（9月末と3月末）発行する。

### ・投稿資格

本誌への投稿は、臨床哲学の理念や活動に関心を持つものであれば誰でも可能である。

### ・掲載原稿

掲載原稿には以下のような種類がある。

1. 論文（新しい研究成果の発表、サーベイ論文、活動を基にした考察）
2. 研究ノート（論文の準備段階にあたるもので、フィールドノート、活動報告、活動・研究を進めるための共同執筆など、多様な形式をとるもの）
3. その他（書評・批評、研究・活動の展望、エッセイ、翻訳など）

\* 字数はいずれも16000字程度とする。

\* 原稿は、原則としてワープロ、コンピューターを用いて作成することとする。

\* 査読用原稿は、電子ファイル（テキスト形式ないしはワード形式）で次のところに送付するものとする。

\* 原稿の送付先 :minae [at] let.osaka-u.ac.jp

\* 投稿締切は、9月末発行のものは7月末日、3月末発行のものは1月末日とする。

\* 詳細な書式については、掲載決定後通知する。また著者による校正は一回のみとし、誤植などの訂正に限る。

\* 掲載原稿については、著作権のうち、複製権、翻訳・翻案権、公衆送信・伝達権を編集委員会に譲渡していただきます。

### ・掲載の可否

投稿原稿の掲載に関しては、大阪大学大学院文学研究科臨床哲学研究室の教員を中心

に構成される編集委員会によって査読の上、決定される。査読の結果、原稿の修正を依頼する場合もある。掲載の可否は、決定後、編集委員会より通知する。掲載が決定した原稿は、執筆要項に従い書式を設定しプリントアウトしたものと、電子データ（テキストファイル）をCD-ROMに入れて編集委員会まで送付すること。電子データのみ、メールで添付して送付してもよい。

\*編集委員会の住所

560-8532

豊中市待兼山町1番5号

大阪大学大学院文学研究科臨床哲学研究室内

『臨床哲学』編集委員会

\*メールアドレス

minae [at] let.osaka-u.ac.jp

この規定は2012年4月1日より施行する。

執筆者（執筆順。所属等は執筆時のものである）

高山 佳子 （大阪大学大学院文学研究科 博士後期課程在籍）

岩江 荘介 （京都大学大学院医学研究科 特定講師）

徐 静文 （大阪大学大学院文学研究科 博士後期課程在籍）

池田 喬 （明治大学文学部 専任講師）

リサ・フォークマーソン・シエル （リンショーピン大学 准教授）

浜渦 辰二 （大阪大学大学院文学研究科 教授）

稲原 美苗 （大阪大学大学院文学研究科 助教）

ディーター・ローマー （ケルン大学 フッサール文庫 所長）

山口 弘多郎 （大阪大学大学院文学研究科 博士後期課程在籍）

高橋 綾 （大阪大学コミュニケーションデザイン・センター 招聘教員  
大阪大学文学研究科 特任研究員）

川崎 唯史 （大阪大学大学院文学研究科 博士前期課程在籍）

『臨床哲学』15-2

2014年3月31日 発行

編集・発行

大阪大学大学院文学研究科臨床哲学研究室

560-8532 豊中市待兼山町1番5号

TEL/FAX 06-6850-5099

メール minae [at] let.osaka-u.ac.jp